

第二次緑の基本計画の中間見直しにあたって



第20回環境フェスティバルでの記念植樹

東久留米市長

並木克巳

武蔵野台地にある東久留米市では、かつて流れていた古多摩川により台地の下の関東ローム層や武蔵野礫層が削られ、農地などに降った雨がそこから湧水として湧き出し、黒目川や落合川、立野川を始めとした8本の小河川の水源となり市内を流れます。そして湧水を起源とする清流が、河川の崖線沿いを中心に分布する雑木林などの緑を育んでいます。

高度経済成長期には、多くの畑が住宅や事業所となり、河川に生活排水が流れる時期もありましたが、多くの方々の努力により、清流としてよみがえりました。昨年は、近年なかなか見られないほどの豊富な湧水が市内を潤しました。市内の河川や街路樹に沿って、あるいは市境を超えて連続する武蔵野台地の上を生きものが行き交います。カワセミが市内各所に飛び交い、黒目川にはアユの遡上も見られます。東久留米市の湧水を好むホトケドジョウやナガエミクリなどの特有の生きものも見られます。

東久留米市では、この環境を保全していくため「緑の基本計画」を策定し、「湧水・清流保全都市」を宣言し、取り組みを行ってきました。

このたび、第二次計画の中間年度を迎えるにあたり、市内の水と緑に生息する生きものを重要視し、生きものの調査や市民アンケートなどを行ってきました。その結果、過去からの生きものの変化が緑の減少に左右されていることや、市民が生きものから安らぎや癒しをもらっていることがわかりました。この計画の主眼として、生きものを保全することがその生息環境となる水や緑の保全のための新たな意識付けにつながること、生きものを保全するためには生息環境となる水や緑を保全することが最も有効な対策になるという結論に至りました。加えて、市民ひとりひとりの取り組みを東久留米市全体の取り組みにつなげるための方針として「生物多様性基本法」に定める「生物多様性地域戦略」を「緑の基本計画」と併せて策定しました。

今後は、第一次計画からの基本理念「水と緑と人のネットワークをめざして」に則り、人にも生きものにも優しい街づくりを市民・事業者の皆さまとともに取り組んでまいります。

最後に、中間見直しにあたりまして、ご尽力くださいました第二次緑の基本計画中間見直し検討部会の委員の皆さまをはじめ、環境審議会、市民環境会議、パブリックコメントなど、様々な場面でご意見をお寄せくださいました市民の皆さまに心より感謝を申し上げます。

平成30年3月

目 次

第1章 緑の基本計画と計画の実施状況	2
1 緑の基本計画について	2
2 これまでの主な取り組み	3
3 東久留米市の水と緑の施策のあゆみ	5
4 水と緑と生きものの現況	6
第2章 第二次緑の基本計画の中間見直しに向けた課題と方向性	12
第3章 第二次緑の基本計画・生物多様性戦略	18
1 計画の位置付け	18
2 計画期間と目標年次	18
3 計画の対象地域	18
4 計画の基本理念	19
5 水と緑の将来像	19
6 水と緑と生きものの18の拠点と保全のための取り組み	22
7 計画の目標と基本方針	33
8 施策の体系	35
9 施策の内容	36
10 施策推進の役割分担	54
11 重点施策	56
12 計画の推進に向けて	59
資料編	
資料1 計画の位置付け	64
資料2 計画期間と目標年次	65
資料3 緑の現況	66
資料4 東久留米市の土地の成り立ち	78
資料5 生きものの現況	80
資料6 生きものモニタリングについて	88
資料7 緑と水に関する市民アンケート調査結果	91
資料8 緑地認定制度等について	113
資料9 第二次緑の基本計画中間見直しの経緯	114
資料10 関連基礎用語解説	120
コラム	
コラム1 「湧水のまち・東久留米市」について	4
コラム2 東久留米の土地の履歴	7
コラム3 東久留米市の生きものの現況と近隣市との比較	10
コラム4 なぜ生きものと生息地を守るのか？（生物多様性）	14
コラム5 我が町東久留米が大好き	16
コラム6 多摩川から続く川の道を辿って来た植物について	24
コラム7 水と緑と生きものに関わる市民活動について	52
コラム8 みんながこのまちの生きもの係	53
コラム9 人口減少社会における緑の確保について	69

第1章

緑の基本計画と 計画の実施状況

- 1 緑の基本計画について
- 2 これまでの主な取り組み
- 3 東久留米市の水と緑の施策のあゆみ
- 4 水と緑と生きものの現況





第1章

緑の基本計画と計画の実施状況

1 緑の基本計画について

東久留米市は市内の湧水を源流とする川や農地、雑木林、屋敷林などの武蔵野の田園風景が残る水と緑豊かなまちでした。しかし、都市開発が進む中で緑の急激な減少や川の汚染などが起きた時代もありましたが、市民や事業者、行政の努力によって清流や緑の環境を取り戻してきました。

緑の基本計画は、都市緑地法に基づき、緑地の保全や緑化の推進に関して、市町村が、その将来像、目標、施策などを定める基本計画です。東久留米市では、今の環境を次世代につなげるための計画として、平成10年11月に「緑の基本計画」を、平成25年4月に「第二次緑の基本計画」を策定し、平成29年度に計画の進捗・関係計画の改定等を踏まえ、中間見直しを行いました。

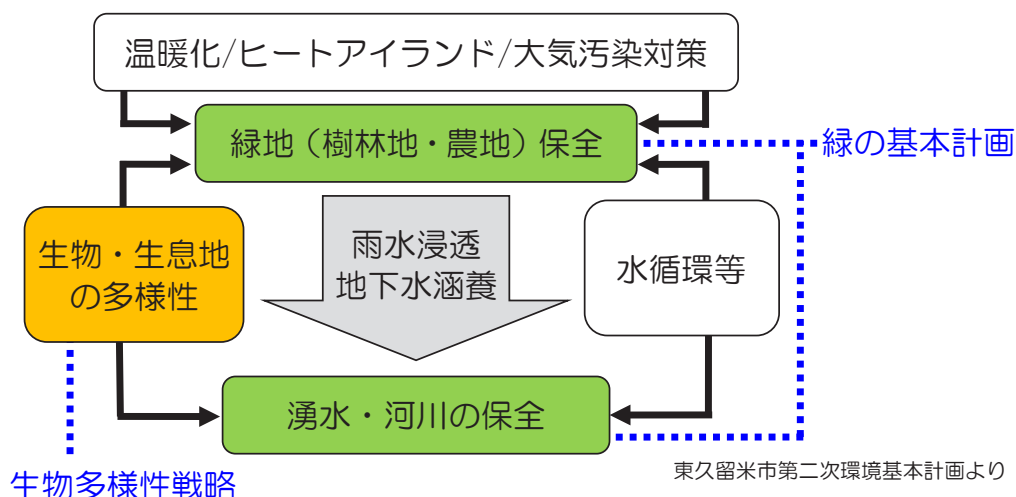
平成10年度の東久留米市緑の基本計画では、水と緑と人々が共に生きる環境を守り育てていくために、基本理念を『水と緑と人のネットワークづくりをめざして』と定めました。第二次緑の基本計画は基本理念を踏襲しながら、緑の活用や、より地域の特性に応じた保全を図るとともに、そのネットワークに生きる多様な生きものを守るための取り組みを充実しました。水と緑は生きものの生息・生育の場となっています。また生きものは緑の循環を助けるなど、水と緑と生きものはお互いに関係して生きており、今回の中間見直しでは、それを一歩進めて東久留米市生物多様性戦略を包含した基本計画としています。

また、緑には、都市環境の調整機能や延焼防止効果、雨水を地面にしみ込ませ洪水を防止する機能もあります。市民アンケートによれば、緑には季節を感じ心が安らぐといった効果も期待されており、これらの働きも計画に考慮されています。

なお、市内の緑地30%のうちの約1/3である農地も緑として重要な役割を担っていますが、市内で減少が著しいことから農地の保全のための取り組みも盛り込んでいます。

備考：

- ・ 本計画では、「緑」を雑木林や街路樹・公園・農地など、「水」を湧水や河川などの生物の生息域を示し、そこに棲む植物・動物、昆虫等を「生きもの」と表記します。
- ・ 本計画策定時の年号は「平成」のため、新たな年号が定まった場合、それ以降の年は新たな年号に読み替えるものとしています。



施策の関連図（環境のつながり）

2 これまでの主な取り組み

緑の基本計画の15年間の計画期間及び第二次緑の基本計画の5年間の計20年間の計画期間において、街路樹の整備、公園や親水広場の新設、樹木の保全など東久留米市らしい水と緑のまちづくりを進めています。

平成23年には全国に先駆けて「湧水・清流保全都市宣言」を行い、水と緑の保全に対する市民の意識も高まりました。

以下に、緑の基本計画策定後の東久留米市における主な取り組みを記載します。

①公園等の整備

公園の整備事業においては、市民が計画から携わり自主的な管理が行われている「南沢水辺公園」「落合川水生公園」が開園しました。「しんやま親水広場」を始めとした黒目川親水施設や、竹林公園湧水部の整備を行い、水辺に親しめる公園づくりを行いました。この期間内に、宅地開発等に伴い設置された数百㎡規模の公園をあわせると、42箇所34,450㎡の公園（平成29年3月末現在）を設置しました。また、「都立六仙公園」の一部が開園され、一人あたりの公園面積は増加し3.38㎡/人となりました。

②雑木林の保全

雑木林の保全事業においては、柳窪けやき森の広場が整備され、買収や寄付により向山・柳窪・下里・南沢の各樹林地の公有地化が行われました。また、屋敷林と一体となって保存されている「村野家住宅」が平成23年1月文部科学省の登録有形文化財に登録されました。

市内には他にも保全すべき雑木林がありますが、これらすべてを公有地とするには係る費用に限界もあることから、保存すべき価値の高い場所を抽出して保全する雑木林の保全と活用を目標にした「緑地保全計画」を平成28年3月に策定しました。

③農地の保全と農業振興計画の策定

農地の保全のための施策として、これまでの「東久留米市農業振興計画」の実施状況の評価、検証を踏まえ、都市農業を取り巻く新たな環境の変化への対応として、今後の10年間を見据えた農業者、市民、行政、関連機関等の協働による新たな農業振興計画を平成28年3月に策定しました。

④湧水・清流の保全

河川等の水質の改善も進みました。下水道普及率が高まり、「湧水等の保護と回復に関する条例」が施行され、保全活動が進んだ結果、黒目川や落合川・立野川等の河川の水質は大幅に改善されました。これらの取り組みの成果として、平成20年6月に「落合川と南沢湧水群」が環境省による「平成の名水百選」に選定され、このような市民意識の高まりを受けて、市は、平成23年6月に「湧水・清流保全都市宣言」を行いました。平成29年4月に市民を対象としたアンケートにおいても「市の良さ（水と緑といった環境）を知っている」とする意見が約8割を占めるなど、都市近郊にありながら「水と緑」に恵まれたまちとして、市民の意識の中に定着しつつあります。

⑤市民活動の活発化

この期間においては、市民による保全活動も活発になりました。公園・緑地や河川の保全活動に参画が進み、水と緑を楽しむイベントが市民主体で開催され、さらに多くの市民が自然に親しむ機会が広がりました。環境保全に関係する団体は98団体を数えます。市民による井戸水調査や、市民環境会議による湧水地調査が行われ、これを元に平成25年3月には「東久留米の湧水マップ」を発行しました。向山緑地・立野川勉強会が主体となり、同年11月に（公財）日本生態系協会・（一社）関東地域づくり協会より向山緑地公園と立野川源流域が「関東・水と緑のネットワーク拠点 百選」に選定されました。市民大学における環境講座、東久留米ふれあい情報サイト「くるくるチャンネル」が環境団体の情報発信支援を行うなど、活動に広がりを見せています。

また、計画の改定・見直しに向けた検討が行われました。



⑥生きものに関する調査の実施

東久留米市内では、これまでに市民や東京都による生きもの調査が実施され、平成 28 年度にはこれら調査の未調査地点の生きもの調査が実施されました。



コラム 1

「湧水のまち・東久留米市」について

市内を流れる黒目川や落合川を始めとした 8 本の河川とその支流は、そのほとんどの源流が同じ市内にある珍しい河川です。そこには豊富な湧水を好む希少な生きものが棲み市の貴重な財産といえます。緑の基本計画においては、この貴重な財産を世代を超えて市民が共有できる仕組みづくりとして、全国で初めての「湧水・清流保全都市宣言の検討」を施策に位置づけ、検討を進めてきました。

その後、「落合川と南沢湧水群」が「平成の名水百選（環境省）」に選定され、「湧水保全フォーラム 全国大会 in ひがしくるめ」の開催時には全国からの参加者と共に、秋篠宮文仁殿下がご臨席され、市内の湧水地をご視察されました。こうした市内外の意識の高まりを受けて平成 23 年 6 月 11 日に市では「湧水・清流保全都市宣言」を発表しました。

湧水・清流保全都市宣言文

「私たちのまち東久留米市には、黒目川・落合川・立野川を代表とする、湧き水による幾筋もの川があります。縄文の時代より人々はこの清き水に集い、やがてむらやまちがつくられ、暮らしが営まれてきました。

時は移り、都市化と生活様式の変化により、みどりや湧き水が減り、川が汚れた時期もありました。しかし、人々の努力によりその流れを絶やすことなく、清らかさを取り戻した湧き水の流れは清流に集まる生き物を育み、市民に潤いと安らぎを与えるとともにまちの象徴にもなっています。

東京で唯一、「平成の名水百選」に選ばれた川が流れる東久留米市で暮らす私たちは、まちを潤す湧水と清流を誇りとしています。私たちは、このすばらしい環境を次の世代によりよいかたちで引き継いでいくために、樹林や農地のみどりなどが、地下水を豊かにし、湧き水と多くの生き物の命を育てる仕組みを大切にして、今後も市民・事業者・行政が力を合わせて湧水と清流の保全に取り組んでいくことを宣言します。」



湧水・清流都市宣言の発表の様子



東久留米市地域資源PRキャラクター

3 東久留米市の水と緑の施策のあゆみ

年月	計画・体制整備と主な成果
1998(平成10)年	多摩六都緑化計画策定(3月) 東久留米市緑の基本計画策定(11月)
2000(平成12)年	東久留米市都市計画マスタープラン策定(10月)
2001(平成13)年	東久留米市緑の基本計画の施策の検討(東久留米市みどりの推進委員会)(11月)
2003(平成15)年	東久留米市環境部新設(4月) 東口中央公園・東口南公園・しもさとふれあい公園開園(6月)
2004(平成16)年	東久留米市環境基本条例施行(4月)
2005(平成17)年	たての緑地都市計画決定(3月) 南沢水辺公園開園(5月) 東久留米市宅地開発等に関する条例施行(9月) 落合川水生公園開園(9月)
2006(平成18)年	東久留米市農業振興計画策定(3月) しんやま親水広場開園(4月) 東久留米市環境基本計画策定(4月) 都立六仙公園一部開園(4月) 東久留米市の湧水等の保護と回復に関する条例施行(6月)
2007(平成19)年	第二次多摩六都緑化計画策定(3月) 東久留米市市民環境会議発足(5月) 東久留米市庁内環境委員会発足(6月)
2008(平成20)年	柳窪けやき森の広場開園(3月) 東久留米市緑の基本計画の見直しに向けた提言(東久留米市市民環境会議)(4月) 落合川と南沢湧水群が平成の名水百選(環境省)に選定(6月) 東久留米市緑の基本計画の見直しについて[答申](東久留米市環境審議会)(7月)
2009(平成21)年	ともだち公園開園(3月)
2010(平成22)年	湧水保全フォーラム全国大会inひがしくるめ開催(12月)
2011(平成23)年	村野家住宅国の登録有形文化財(文部科学省)登録(1月) 東久留米市第4次長期総合計画策定(3月) 東久留米市農業振興計画改定(3月) 湧水・清流保全都市宣言(6月)
2012(平成24)年	東久留米市都市計画マスタープラン見直し(5月) ひばりが丘団地南公園開園(6月)
2013(平成25)年	東久留米市環境基本計画中間見直し(1月) 東久留米の湧水マップ発行(3月) 東久留米市第二次緑の基本計画策定(4月) 向山緑地・立野川源流域が 「関東・水と緑のネットワーク拠点百選」に選定(11月) 黒目川越処橋特別緑地保全地区を指定(12月)
2015(平成27)年	公園施設長寿命化計画策定(3月)
2016(平成28)年	東久留米市緑地保全計画策定(3月) 第4次長期総合計画・後期基本計画策定(3月) 第二次環境基本計画策定(3月) 農業振興計画策定(3月)
2017(平成29)年	黒目川上流域親水化事業完成(3月) 東久留米の名木百選認定(6月)



4 水と緑と生きものの現況

緑の基本計画で保全を掲げる水や緑は、生きものの生息・生育地としての機能も有します。そして、地形が、水や緑の基盤となっています。

(1) 地形の現況

東久留米市内の地形は、主に「台地面」と「崖線面」、「古多摩川の河床面」に分かれ、樹林地や農地などの緑は市内の各地に分布しています。

(2) 水と緑の現況

武蔵野の農村時代からつづく平地林（生活・農用林）や河岸段丘の崖地に点在する縁崖林にはまとまった樹林地が存在しています。縁崖林には、平地林や農用地とは異なる植生や生態系もみられ、北斜面では古い植生が残っていることもあります。

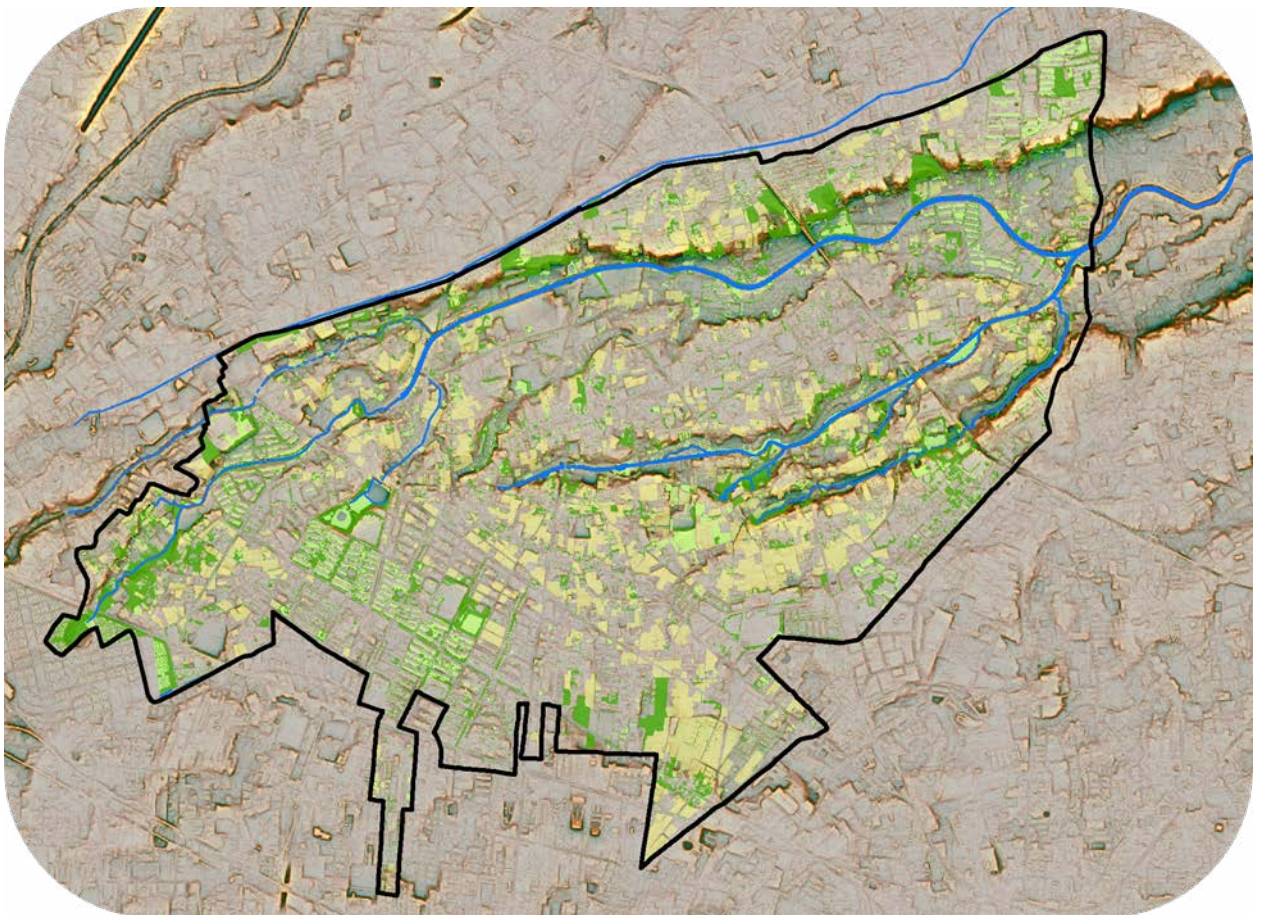
また、草地は少なくなりましたが、まとまった面積の草地は、教育施設や公園などにあり、街路樹や宅地内の緑も市内の貴重な緑となっています。

雨水がこれらの樹林地や農地、草地などで涵養されることで、地下水・湧水の水源が維持され、水が豊かな環境が保たれています。

こうした「緑」や「水」が各所に存在していて、それらが黒目川や落合川、立野川といった河川となりその周辺が「水と緑と生きものの回廊」として水辺沿いの生態系を形成しています。

(3) 生きものの現況

東久留米市内では、平成28年までの調査では、約2千種の生きものが確認され、国や都のレッドリストに載っている希少種も166種が確認されています。それらは、川沿いや湧泉地などの水辺や雑木林、公園や住宅地など、大きく4つの環境に分布しています。



東久留米市の地形と緑地・河川の分布

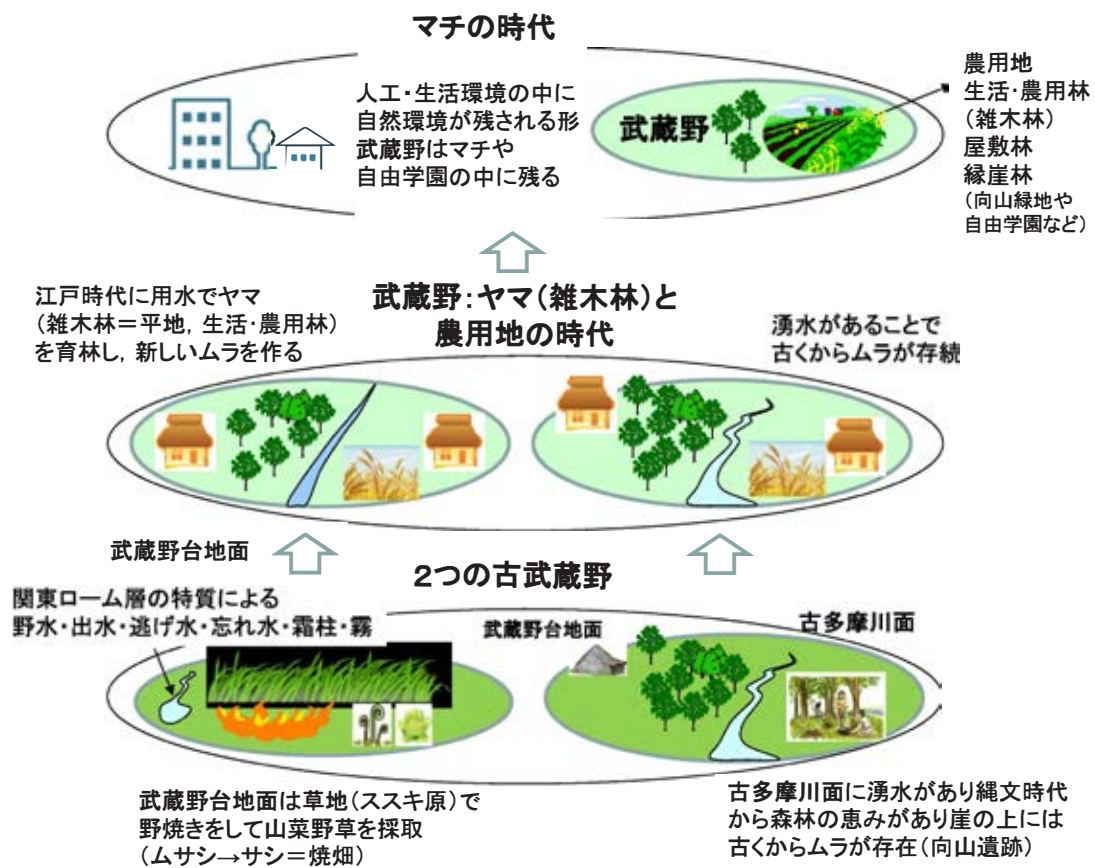


東久留米の土地の履歴

東久留米市は、古多摩川面と武蔵野台地面の2つの土地の歴史をもっています。

古多摩川面には、古くから湧水と森林が広がり、森や川の恵みを得てムラが開けました。(向山遺跡では、縄文前期・中期(約3,500～6,000年前)になって出てくる縄文ムラ(環状集落)がその1,000年以上も早い縄文時代早期末葉(約6,000年前～)に見られます。)

また、水の乏しい武蔵野台地面では、古くから草地での野焼きによる山菜採取などの恵みを得るべく、利用しやすい環境として草地を維持してきました。かつては、大きな地球環境の利用の視点では、自然環境の中に人間の人工・生活環境があったわけですが、現在は、都市化して、地域での土地利用の比率からみると、逆の関係になったこととなります。色々な生きもののすみかでもある地域に残された水と緑を保全したいものです。(資料4 東久留米市の土地の成り立ち も参照。)



出典：(学) 自由学園 (杉原弘恭)



東久留米市 水と緑と生きものの現況

市内の水と緑の分布と、4つの環境で見られる生きものを示しました。(写真の枠線の色は、それぞれの環境に対応しています。)

市内の至るところから湧き出す湧水は、東久留米を特徴づける環境のひとつです。
【水辺（湧泉地）】



柳窪天神社前



ニンギョウトビケラ



セキショウ

さいかち窪



さいかち窪



ヒバカリ

柳泉園組合

しんやま親水広場

ホトケドジョウ



しんみやまえ親水こみち



ナガエミクリ



カルガモ



アオゲラ



アオダイショウ



キンラン



ヒラタクワガタ

各所に残る平地林や縁崖林は生きもののすみかであり、豊富な地下水や湧水の源でもあります。
【雑木林】



第1章 緑の基本計画と計画の実施状況

第2章 第二次緑の基本計画の中間見直しに向けた課題と方向性

第3章 第二次緑の基本計画・生物多様性戦略

資料編



東久留米市の生きものの現況と近隣市との比較

市内の雑木林や河川等の主な生育生息地で確認された生きものの種類の比較では、比較的小規模（1ha程度）の向山緑地公園や上の原東公園と比較すると大規模（2ha以上）の「小山」「南沢」の緑地保全地域では約1.6倍の種数が確認できます。広い緑地では多くの種が確認されます。

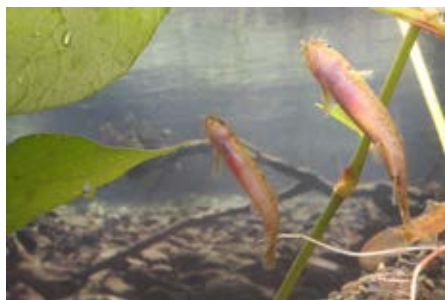
また、市内の各緑地保全地域で確認された植物について、市内のそれぞれの保全地域間で比較しました。「金山」「冰川台」「前沢」「南町」の4緑地保全地域間（の6組み合わせ）では約5割の植物種が共通です。一方、「南沢」「柳窪」緑地保全地域と他の保全地域との比較では、約3割が共通となり、これらの地域では湧水地が含まれていることなど他の地域との植生が異なることによります。さらに、黒目川と落合川との（河川間）比較においては、約3割の種が共通です。これは黒目川の確認種約200種に対して、湧水量の多い落合川では約400種と植物相が豊富なことによります。

これらの比較で、面積が広く自然環境が多様な方が生きものの種類が多く確認できました。したがって、あまり広くない緑地は、特にほかの緑地などの生きものとの間につながりをつくり、広い緑地のような生きものとのつながり、つまり水と緑のネットワークをつくるのが大切ということになります。

隣の市との間で植物相を比較すると、東久留米市（12.9km²）では1,130種、隣の清瀬市（10.2km²）では1,025種の植物が確認されています。確認された植物のなかで両市に共通のものが約800種、東久留米市のみで確認されたものが約330種、清瀬市のみのもものが約220種です。東久留米市でよくみられるナガエミクリのように、清瀬市では確認されなかったものがあります。一方、清瀬市のみで確認された植物には、狭山丘陵を水源とする柳瀬川によって運ばれてきたと考えられる山地性の植物や広い河川敷などに生育する湿地性の植物があります。両市の立地の特色が植物相に現れています。

なお、清瀬市内では、この30年くらいの間に消滅した植物60種が報告されています。主に、在来種といわれる、古くから地域の環境のなかで生態系をつくってきた種類です。東久留米市内でも、以前より生育範囲が狭くなり、個体数が減少してきている在来種があります。個体数の減少は、遺伝的多様性の減少につながり、環境の変動に適応しにくくなり、消滅しやすくなると考えられています。また、両市とも外来種には、庭に植えられた園芸種からの逸出（用語集参照）が多くなっています。

また、近隣市（清瀬市、東村山市、西東京市、東大和市、武蔵村山市）との比較の結果、黒目川下流部と空堀川上流部の魚類で約5割、落合川下流部と空堀川上流部の植物で約4割の種が共通であることなど、東久留米市内には、近隣市に対応した自然環境と生態系が機能していると推察され、エコロジカル・コリドーとしての役割を果たすことが考えられます。



ホトケドジョウ



セキショウ



ナガエミクリ

（東久留米市の湧水を好む生きもの）

第2章

第二次緑の基本計画の 中間見直しに向けた 課題と方向性





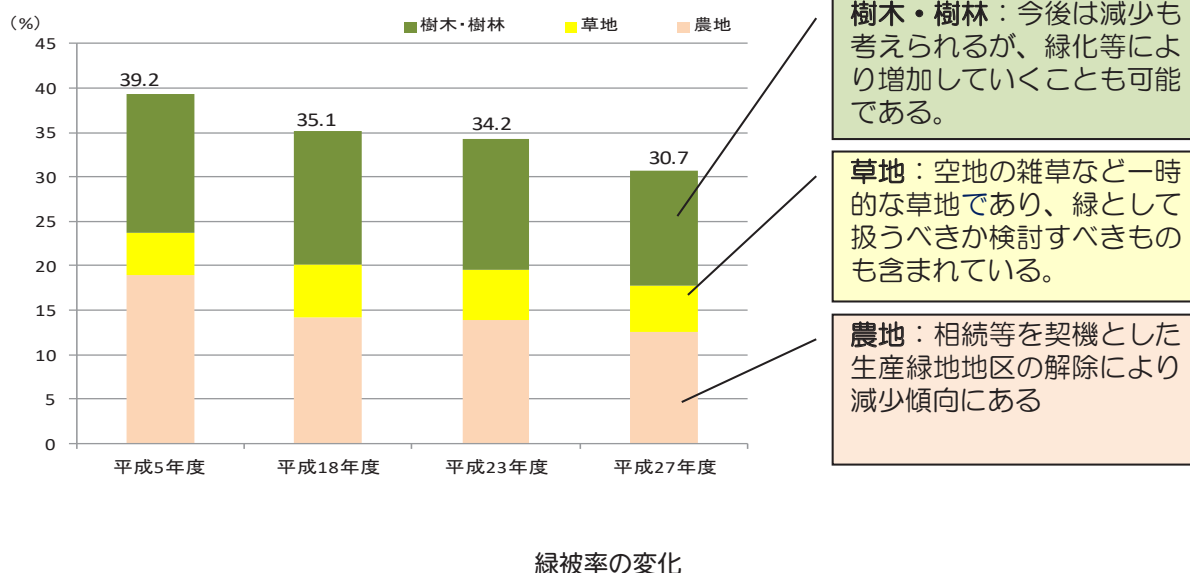
第2章

第二次緑の基本計画の中間見直しに向けた課題と方向性

第二次緑の基本計画を推進する中で、全体目標として掲げた“緑で覆われた土地の占める割合を表す”緑被率は、主に農地の減少に伴い低下しました。また、市民一人当たりの公園緑地等の面積といったそれ以外の全体目標もこの期間内には目標を満たせませんでした。生きものの保全に関する新たな方針や、市民活動の参加者の固定化の解消といった計画の推進体制の強化も必要となっています。

(1) 緑に関する取り組み

第二次計画における目標であった緑被率の維持ができませんでした。民有の雑木林や農地が減少する理由として所有者の相続に伴い売却され宅地化されるケースが多くあり、今後は、生産緑地地区の2022年問題といった、さらなる農地の減少も想定されています。



緑の減少を食い止めるためには、さまざまな方策を組み合わせる必要があります。上の原地区の土地利用に大きな変化があり、当該地内には大規模な緑が残されていることなどから、当該地も保全の対象として新たに位置付けます。農地の保全のためには、都市農業振興基本法の施行や生産緑地法等の改正内容を踏まえ、新たな施策や生産緑地地区制度の検討を進め、計画的な保全に努めます。

緑の減少が続いている状況では、確保すべき緑を明確に保全する「緑地保全計画」に基づき、確保を進める必要があります。用地確保の財源となる資金（みどりの基金）を充足させる仕組みの検討や、不足する財源を補うため、別の財源や国や都の補助制度の活用を検討する必要があります。

市街地化の進行等により、落ち葉が近隣への迷惑となって樹木の所有者の負担が益々大きくなり、樹木を伐採せざるを得ないケースもあります。保存樹木等補助制度・緑地協定制制度等の所有者のメリットにつながる制度のあり方の検討と、広く市民の緑に対する理解を促すことが必要です。

(2) 公園緑地の整備に関する取り組み

公園緑地の確保目標面積は、市民1人あたり5㎡に対して、平成28年度時点で3.38㎡にとどまっており、当初の目標には達していません。公園緑地を確保するためには、市における公園整備と合わせて、都立六仙公園の早期の全面開園に向けて東京都に協力するとともに、宅地開発等や大規模集合住宅の建て替え時に公園を効果的に配置できるよう開発事業者等に要請する必要があります。

また、既存の公園に対して、防災拠点としての整備、バリアフリーに配慮した整備を行うことが十分進んでいないため今日の整備基準等に適合する整備が必要になります。樹木の高木化・老木化が進み林床植物などの生育が阻害されるとともに、近隣の住環境への危険性が増しています。公園施設等の老朽化や樹木の高木化・老木化への対策には、現状把握と更新・再整備のための財源を確保する必要があります。

(3) 生きものに関する方針の必要性

市内でみられる鳥類の種類は、過去と比較して変化しており、昔は確認できた珍しい種が今は見られなくなった一方で、最近、確認されるようになった種もあります。また、植物も減少傾向にあり、市内でみられる種の4割近くが危機的状況にあるとの報告もあります。

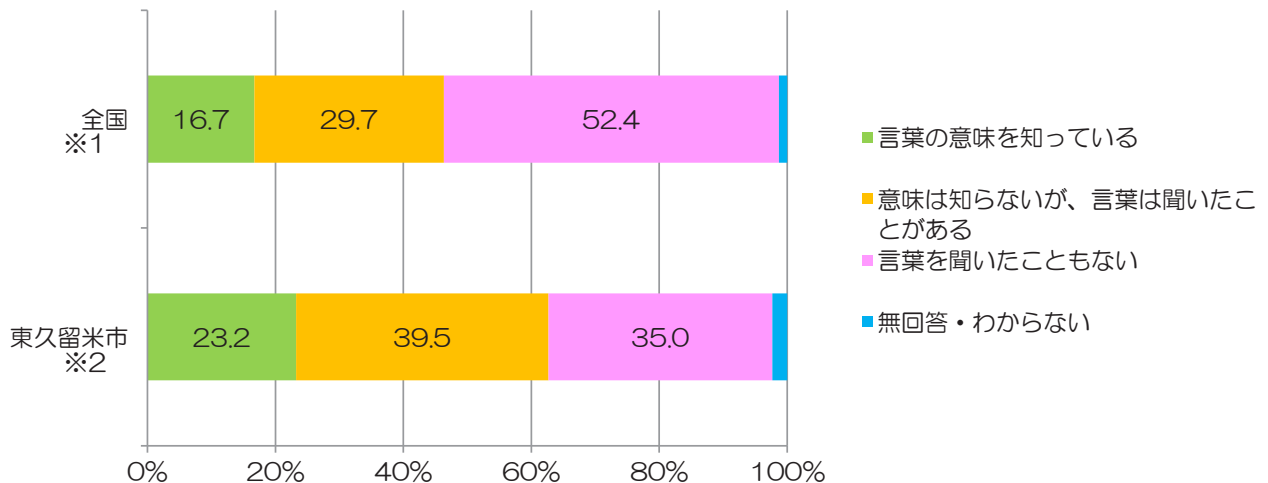
市内でみられる動植物の種類の変化（減少）は、緑の減少など、土地利用の変化と関連付けられます。市内には多くの水と緑が分布していますが、生物多様性の保全のためには、拠点となる緑の整備と、生きものが行き交うことのできるよう繋がり確保が必要です。

また、特定外来種などによる生態系のかく乱が懸念されるため、対策が必要です。

加えて、保全のための市民の意識を向上させる必要があります。生物多様性の言葉の意味を知っていると回答した人は全国平均を上回りますが、全体の7割近くの市民が言葉の意味を理解していないことから、更なる認知度の向上が望まれます。

こうした生物多様性の保全に向けて市民・事業者・行政が一体となった方針を定める必要があります。

生物多様性の言葉の意味を知っているか



※1 「環境問題に関する世論調査」（平成26年、内閣広報室）

※2 「平成29年度 施策成果アンケート」（平成29年、東久留米市）

生物多様性の認知度（市民アンケート結果）



なぜ生きものと生息地を守るのか？（生物多様性）

私たちは、湧水と緑と農の恵み豊かな東久留米を誇らしく思っています。その環境を評価して転入してきたという声も聞きます。私たちはそれが当たり前、放っておいても存続するように思いがちです。しかし、その恵みは縄文時代から地域で湧水と緑と生き物を守り育ててきたものなのです。

東久留米市の樹林地や農地から浸透した雨水を源として崖線などから湧き出る湧水による安定した水温、地温、気温は住みやすさにつながっています。それらをもたらししている景観も、私たちに身近な恵みですが、それらはそれぞれの場（大気、水、土、地形など）で、その特性に応じて生育生息する生物と、その生物種の間でつくられている多様な生態系の姿です（生物多様性：用語集参照）。さらに、それらは酸素や土、食料や薬、木材などヒトの存続にも必要な恵みを提供してくれています。

自然環境と多様ないのちは、それぞれの生活の場において、食を通じて複雑につながっています。ヒトは雑食性で火を使ってこれまでの地球の変動を切り抜けてきました。しかし、この半世紀の都市化によって消費者として肥大化した人は、量を確保するため、単一作物の農作物・家畜生産によってその生活を維持していますが、気候変動や災害などでそれらを失ってしまうかもしれません。そのための、動物や植物とその生育生息地をできるだけ多様な形で残しておく必要があります。自然の持続的な循環・再生を考えずに、自然からの恵みを消費するばかりとなっては荒廃をもたらしかねません。農産物をはじめ自然の恵みに対して私たちは謙虚に向き合う必要があります。

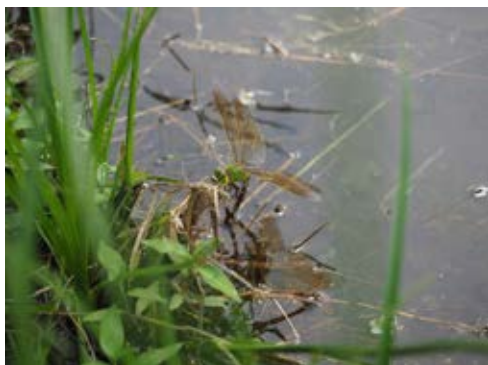
市民アンケートによると生きものの生息・生育できる環境を守る取り組みに95%の賛同がありました。生育生息地（ハビタット）の維持はそれにつながっているのです。多様な生物のすみかでもある地域に残された水と緑を保全したいものです。



落合川最上流の湧水



南沢緑地保全地域



ギンヤンマ



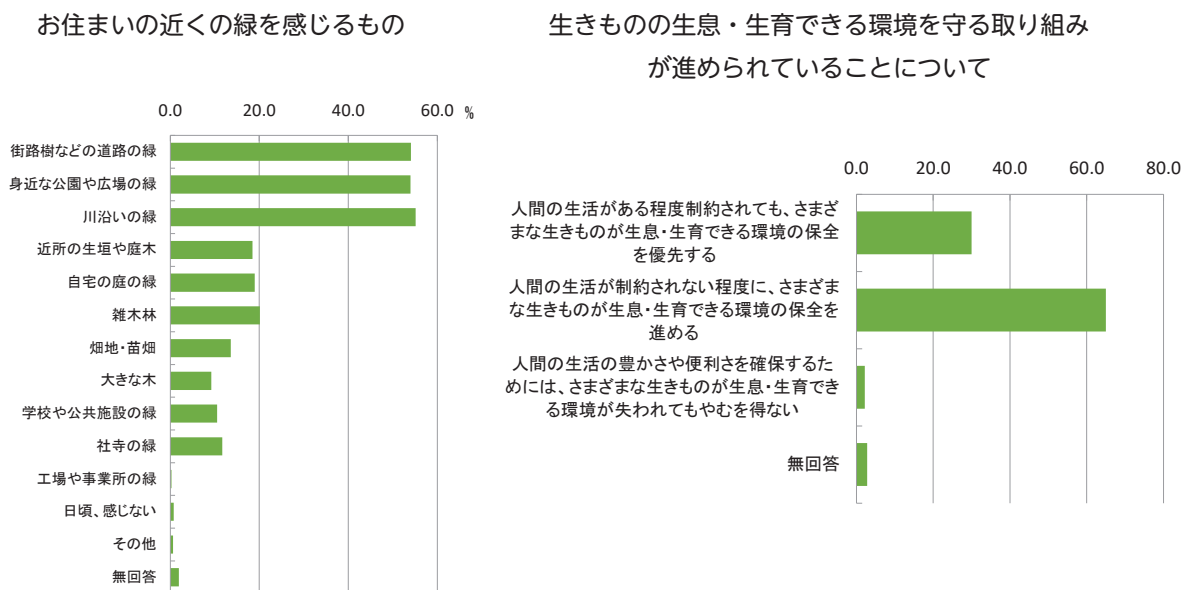
タチツボスミレ

(4) 計画の推進体制の強化

① 市民活動の拡大

これまでに行われてきた市民活動によって、市の水と緑は保全回復されていますが、多くの市民団体において参加者の固定化が進んでいます。市民活動が継続して展開できるよう、現在の活動の支援を行うとともに、活動の趣旨への理解を広め、幅広く次代の人材を募る方策の確立が必要です。

第二次緑の基本計画策定時からの市民意識の変化も踏まえ、本計画の改定にあたっては、改めて市民意識を反映します。市民アンケートの中には、緑を感じる場所、生きものと触れ合える場所として、庭先等の緑も重要視されています。個人住宅や商店等においても、市民意識を高める方策を検討する必要があります。



平成29年 市民アンケートより

② 基礎調査の実施やデータの共有化と活用

計画を確実にかつ効果的に実施するためには、緑化の状況、生きものの生息・生育状況、湧水・地下水の仕組みの把握など、それぞれの施策に関わる基礎調査を適切かつ継続的に行うため、調査にあたっては、市民やその他の実施機関との協働や共有・集積の必要があります。また、こうした情報を適切な手段で発信する必要があります。

③ 関連計画の策定・見直しや根拠法令の改正への対応

第二次緑の基本計画の策定以降、関連計画の策定・見直しや、根拠法令の改正等が行われました。また、東京都により、平成29年3月に都内の河川に適用する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定及び指定の見直しが行われ、黒目川と落合川に高い基準が適用されました。

上位関連計画との連携及び整合を図り関連法改正の状況を踏まえて、取り組みを進める必要があります。

④ 実効性のある計画の策定

市全域に市街地が広がり続けており、自然環境と住環境の調和には、相反する部分もあります。反面、緑は人の心にやすらぎをもたらすなどの効果があるため、市街地にこそ質の高い緑を創出する必要があります。第二次緑の基本計画の実効性を確保するために、こうした市の緑を取りまく課題を的確に把握した上で計画を策定します。

また、限られた予算内で計画を実行していくための、進捗管理の方法等の見直しを行います。



我が町東久留米が大好き

東久留米市在住 昭和20年代生まれ T氏

1950（昭和25）年、当時私が小学生の頃、落合川や黒目川には沢山の魚がいました。黒目川の縁の南側や落合川の北側は一面が田んぼでした。川では沢山のフナ、コイ、ナマズ、ドジョウ、ハヤ（ウグイ）、時にはウナギも取れました。私はイタヅラ坊主で学校から帰るとカバンを放り投げて川に行き魚とりをくりかえす毎日でした。魚のいそうなえぐられた場所の周りの田んぼの土をスコップでとって囲い、魚が逃げないようにしてバケツで水をかえだしてとる方法でカエボリと呼んでいました。バケツ半分ぐらい、50匹から100匹程度は取れたと思います。魚はほとんどが真つ赤な腹でうろこがザラザラしたハヤ（大きさ20cm程）で、それより小さな当時ゲバチという魚も取れました。ハヤは、串差しの塩焼きが好きでした。収穫後の田んぼの水たまりをクワで掘り返すと人差し指程の大きなドジョウが土の中から取れ、醤油で煮て食べましたが苦くてあまり好きではありませんでした。アマッコ（ホトケドジョウ）も食べましたが、小さいため食べた記憶は少ないです。田んぼのあぜ道ではピョンピョンとイナゴが飛びはね、母から布袋を作ってもらい兄弟で袋一杯のイナゴを捕り夕ご飯のおかずになりました。



【東久留米市郷土資料室所蔵写真】

宮下橋周辺は、水が豊富で流れも強く澄んでいて川底のジャリや水草がよく見えていました。深さは浅いところで当時の私の膝上で、深いところはヘソ位まであり、溺れることもありました。魚が沢山取れて、カジカ（トゲウオ、ムサシトミオ）が網に入った記憶があります。カジカは、つかむとトゲが刺さって痛く嫌な魚でした。大きさは5、6cmでたま網にかかってもすぐ逃がしてしまいました。ただ、数は非常に少なく取れると珍しい感じでした。泳ぐ姿はメダカのように左右に小さく震えるように泳ぎ、横腹は真珠のように輝きがあって綺麗でした。そんな記憶はありますが、他の魚のように食べたりすることがないので、今の様に貴重な魚という意識はさらさらなく、記憶は薄いです。

畑では、大根が盛んに作られ、農家には直径2m以上もある樽があり大根をヌカでつける姿がよく見られました。大根が綺麗に天日干しされている風景も見られました。また、ブタや牛も飼う農家が出て、50匹100匹と飼っていました。農家の周りにはオナガを始めムクドリ、キジバト、スズメ等が沢山いました。もちろんネズミも沢山のいましたから、夜になるとフクロウの出番でした。

市の鳥オナガは、非常に仲の良く、仲間を助け合い、集団で生活し、昔は非常に多かったようです。それはオナガの生息環境に適していたからだと思われます。オナガの好きな柿の実が農家の庭先にあり、ねぐらとする竹林も農家の裏山にはほとんどありました。竹林は根がしっかりと張り崩れないため、防空壕を掘るには適していたためです。

東久留米では商店と農家がほとんどで、自然豊かな黒目川、落合川は、生活には欠かせない川でした。洗濯をしたり、農家が市場に出す野菜を洗ったり、私たちの遊び場でありました。田んぼのあぜ道の土をとって農家の親父に追いかけて逃げ回ったこと。スコップやバケツを川に投げ込まれたこと。だけど沢山の魚を捕った時に農家の親父さんにバケツごとあげてほめられたこと。夕ご飯のおかずにと家に持ち帰り母に喜ばれたこと。当時のイタヅラ坊主として、思いっきり遊び思い切り怒られて飛びまわって逃げたことが懐かしく思われます。

1960（昭和35）年ごろから田んぼに都営団地ができ一気に川は汚れてしまいました。もちろん魚もいなくなり、ホタルも見られなくなり、カエルの合唱もなくなり、動植物も見られなくなって、田園風景はなくなりました。昔のような落合川、黒目川には二度と戻らないが、反面、河川が改修され安全に誰もが川沿いを楽しむことが出来るようになりました。

第3章

第二次緑の基本計画・ 生物多様性戦略

- 1 計画の位置付け
- 2 計画期間と目標年次
- 3 計画の対象地域
- 4 計画の基本理念
- 5 水と緑の将来像
- 6 水と緑と生きものの18の拠点と
保全のための取り組み
- 7 計画の目標と基本方針
- 8 施策の体系
- 9 施策の内容
- 10 施策推進の役割分担
- 11 重点施策
- 12 計画の推進に向けて

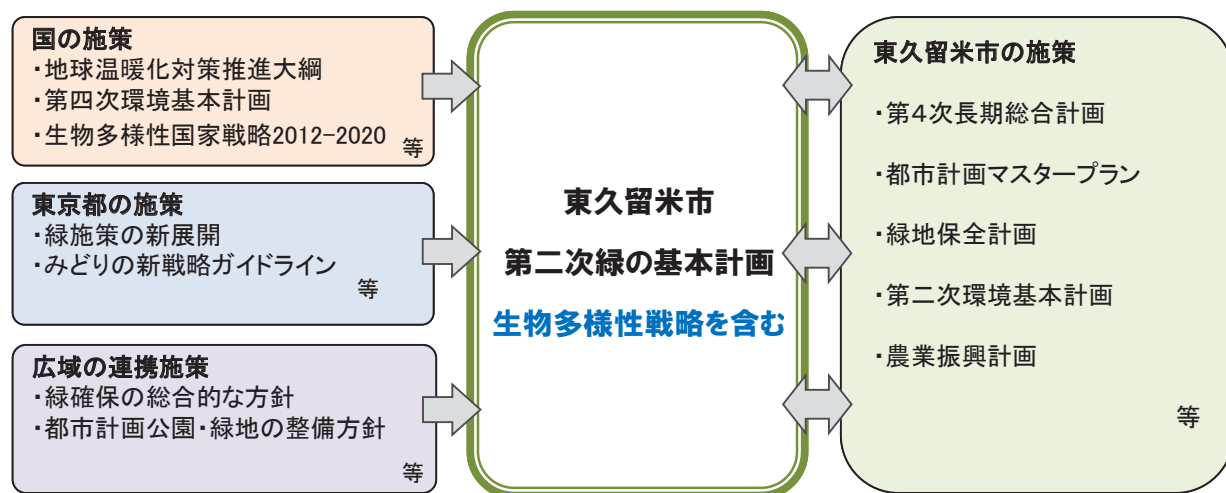


第3章 第二次緑の基本計画・生物多様性戦略

1 計画の位置付け

本計画の位置付けは、以下のとおりです。

- ・ 緑の基本計画は都市緑地法に基づき、これに包括する形で作成する東久留米市生物多様性戦略（生物多様性地域戦略）は生物多様性基本法に基づき、東久留米市第4次長期総合計画を上位計画とし、同計画における「地球環境にやさしいまち」づくりのための計画として位置付けていきます。
- ・ 本計画は、関連計画である「東久留米市第二次環境基本計画」、「東久留米市都市計画マスタープラン」「東久留米市農業振興計画」や、広域の計画である「緑確保の総合的な方針」、「都市計画公園・緑地の整備方針」等と、施策や目標などの整合を図ります。

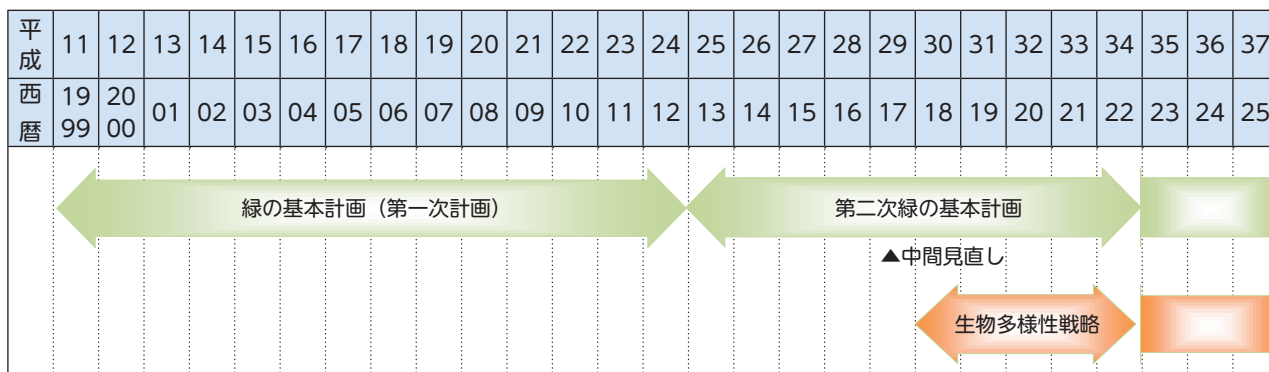


2 計画期間と目標年次

第二次緑の基本計画の計画期間は、平成25年度から34年度までの10年間とします。

生物多様性戦略の計画期間は、平成30年度から34年度までの5年間とします。

ただし、緑を守りつくる取り組みは、長期的な視点に立って計画し、実現していく必要があるため、今後の将来像を見据えた計画とします。



3 計画の対象地域

本計画の対象地域は、第二次緑の基本計画及び生物多様性戦略ともに、東久留米市内全域とします。なお、東久留米市域だけでは解決できない課題については、東京都や周辺市町村等と連携し対策を進めます。

4. 計画の基本理念

東久留米市は「湧水・清流保全都市宣言」に象徴される水と緑の保全を進めています。これからも水と緑と人々が共生する豊かな環境を守り育て次世代につなげていく決意と、そのためには、市民・事業者・行政が連携し一体となった取り組みが必要であるとして

「水と緑と人のネットワークづくりをめざして」

を基本理念としました。

水は緑を育て、緑は水を蓄えます。豊かな水と緑は多様な生きものを育み、生きものたちは自然の循環のなかで土地を豊かにするなど多くの恩恵を人々に与えています。このような関係を踏まえて「第二次緑の基本計画」では、水と緑や動物などの生きものを大切にし、その生きる環境をみんなが力を合わせて保全していくことを目指しています。

5. 水と緑の将来像

基本理念のもとで目指す姿は、雑木林などのまとまった樹林地を中心とする地域の緑、それらをつなぐ川と湧水の水辺の緑、街路樹のある道や緑の散策路とそこにふれあう人々が有機的につながり、水と緑を守り育てる、人にも生きものにも優しいまちづくりです。

そこでは緑の質と量が確保され、湧水や清流の保全と必要な水循環がつくられ、多様な生きものが成育し、人々はそれらに親しみ守り育てています。





水と緑の将来像のイメージ

●水と緑と生きものの拠点とは・・・

緑には、生物の生息空間、湧水の涵養域、市民が憩い・活動する場所、防災上の拠点といった機能があります。このような機能を効果的に発揮するために特に重要な場所を「水と緑と生きものの拠点」とします。河川の合流点やまとまった湧水地のある水の拠点と、雑木林や市内でも広い公園のある緑の拠点で、第二次緑の基本計画及び生物多様性戦略において将来にわたり保全・回復していきます。

●水と緑と生きものの回廊とは・・・

水と緑の拠点をつなぎ、生きものが行き交うことのできる、河川・用水と川沿い・崖線上の緑、街路樹、散策路を「水と緑と生きものの回廊」とします。

●まちなみの緑とは・・・

市内全域に広がる農地や屋敷林、公園や学校などのオープンスペースや、住宅・事業所・公共施設の周辺の緑を「まちなみの緑」とします。





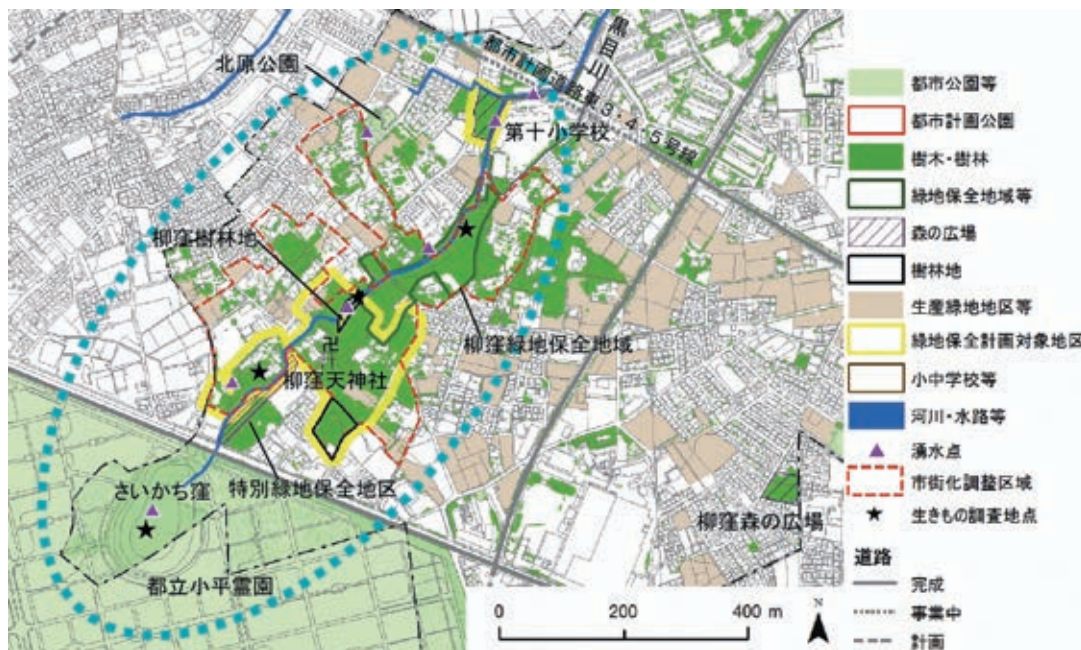


6 水と緑と生きものの18の拠点と保全のための取り組み

① 柳窪

都立小平霊園（さいかち窪）から柳窪緑地保全地域にかけて雑木林や農地が多く残る地域です。屋敷林が、かつての武蔵野の面影を色濃く残し、市の指定する保存樹木や樹林も数多くあります。柳窪天神社前には東京の名湧水57選に指定された湧水地もあり、黒目川の上流部の水源地として重要な地域です。さいかち窪では数年に一度現れる湧水とともにドジョウも見られます。

良好な緑地環境を保全し、市街化調整区域などの開発コントロールにより屋敷林等の開発を抑制します。黒目川親水化事業として環境整備を行ったこの地域を広く市民に伝えていきます。都市計画道路東3・4・5号線の整備にあたっては、黒目川沿いの湧水の保全に努めます。



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1／2,500の地形図を使用して作成したものである。」（承認番号）29都市基交著第113号（以降、同じ）



柳窪天神社前

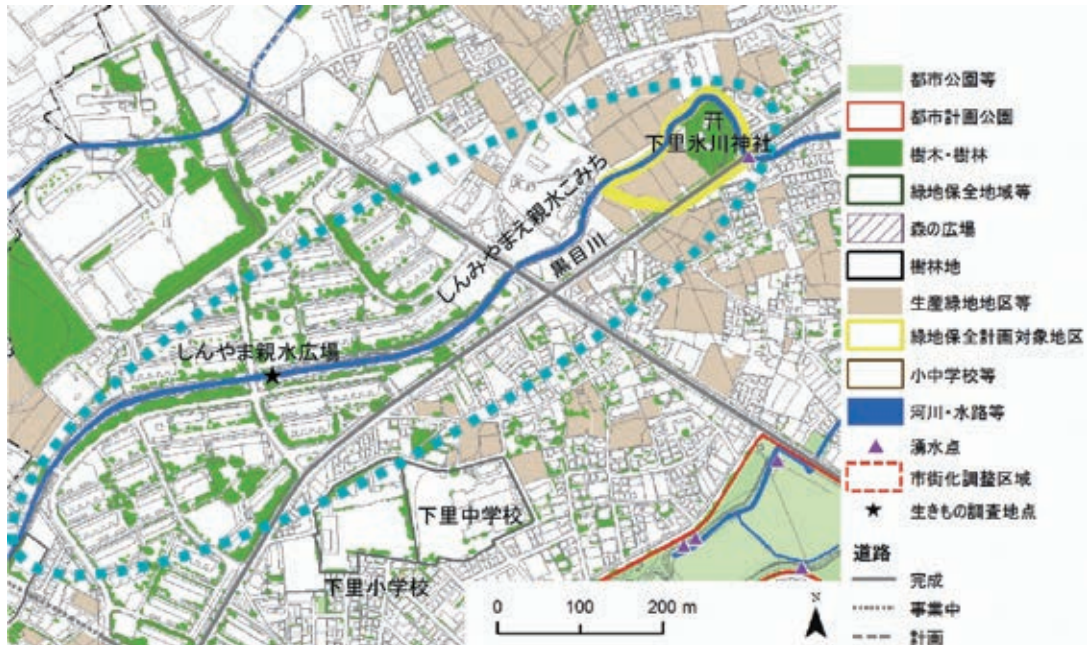


さいかち窪（数年に一度の湧水）

② 下里

黒目川に沿った、市民の憩いの場として川に下りられるように整備した「しんやま親水広場」と、その下流の「しんみやま親水こみち」がある地域です。川面には市内特有のミクリやナガエミクリの群落も見られます。

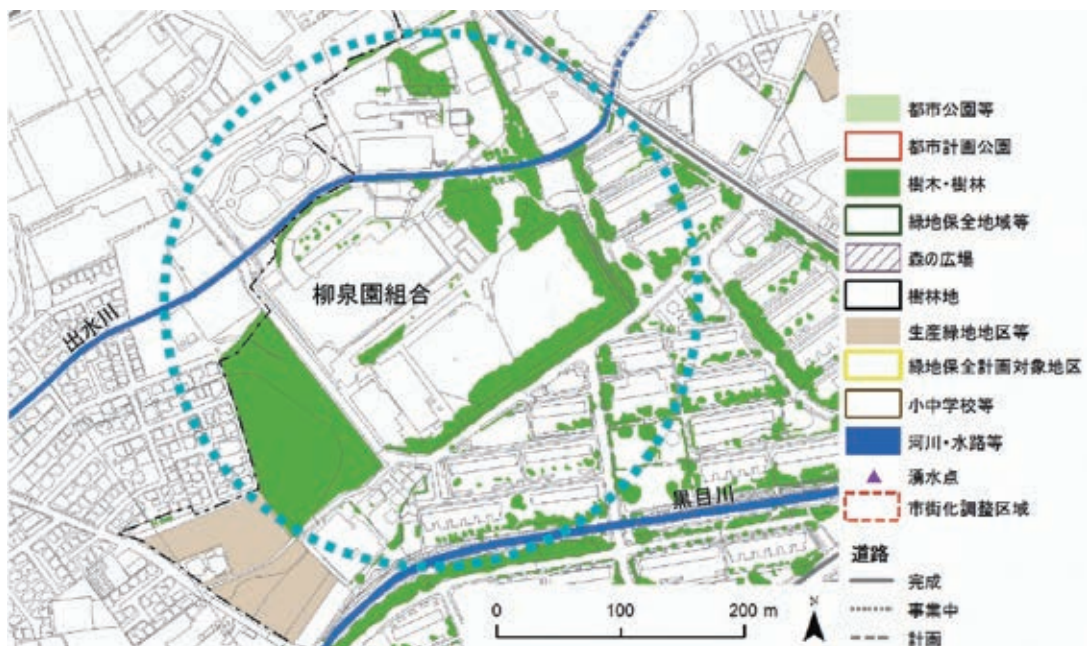
新所沢街道を境に下流側は、武蔵野の農村風景が残る下里氷川神社や農地を生かした景観を保全し、武蔵野の農村風景の復活を目指し、上流側は、市民が親しめる環境との調和を図った環境を保全していきます。



③ 柳泉園組合

清瀬市、西東京市、東久留米市のごみの中間処理施設である柳泉園組合の敷地(9.5 ha)とその周辺も緑に覆われ、出水川が横切り、市民が集う水と緑と生きものの拠点といえます。

施設の自然環境を将来にわたり保全するとともに、指定緊急避難場所としての役割もあるため、生きものの保全とも合わせて、施設管理者に対して協力を求めています。加えて、出水川の水質改善を隣接自治体等とも連携し進めていきます。

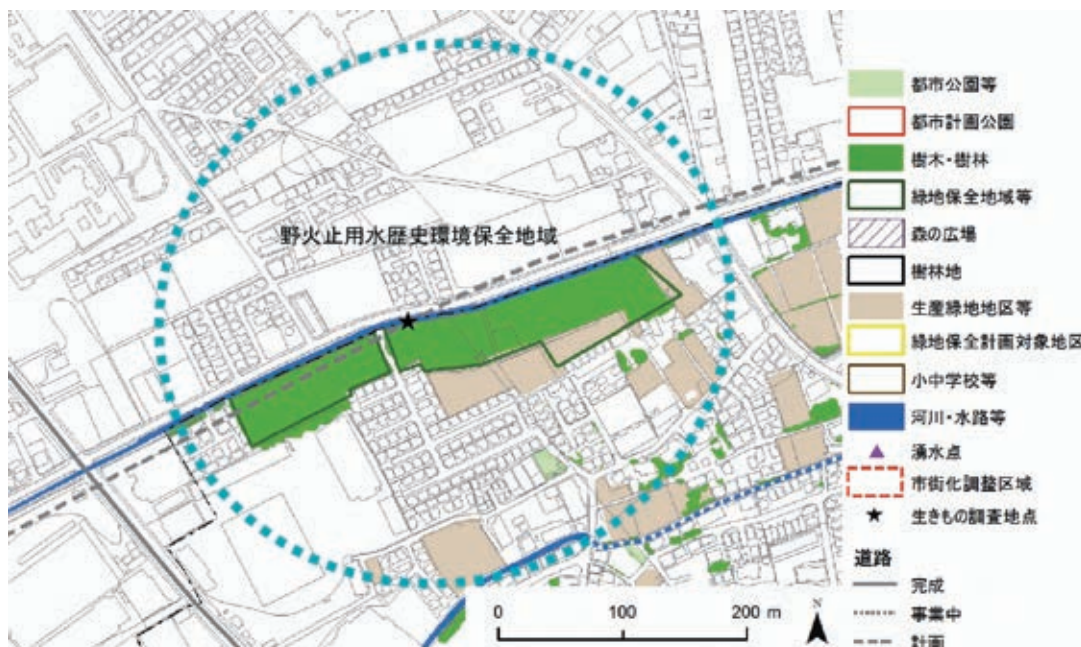




④ 野火止用水（下里）

かつて下流域への生活用水として開削され、その後の「清流復活事業」により甦った「野火止用水」に沿って野火止用水歴史環境保全地域（下里地区）の雑木林があります。雑木林では、萌芽更新により新たな植生が生まれつつあります。この場所に限らず市内の水場は、カワセミのえさばとなっています。

用水沿いの自治体と連携した清流の保全と、周辺環境との調和のため、高木・老木化した樹木などの適正な管理を行っていきます。



コラム 6

多摩川から続く川の道を辿って来た植物について

東久留米市の北は、野火止用水と呼ばれる用水路で東村山市や清瀬市などと境を隔てています。それらは、1655年玉川上水からの分水路で、流域には山地性植物のタマアジサイやコバギボウシ、オオバギボウシ、チゴユリが生育しています。当市は平野部に位置しており、同用水の開削が深く係わっていると考えられます。何らかの要因により種子や株などが生育地近辺の水辺に流れ込み、沢筋から多摩川へ、更に流れに乗り羽村取水堰から玉川上水を経て当市に辿り着いたと考えられます。

在来種でありながら人工水路が起因した帰化種と言っても過言ではありません。しかしながら、川の道を辿り当市に定着した大変貴重な植物です。これからも大切に保護していきましょう。



タマアジサイ



コバギボウシ



オオバギボウシ

⑤ 本村

黒目川と出水川が合流する付近には湧水もあり、周囲の果樹園などとともに、水と緑と生きものの拠点を形成しています。

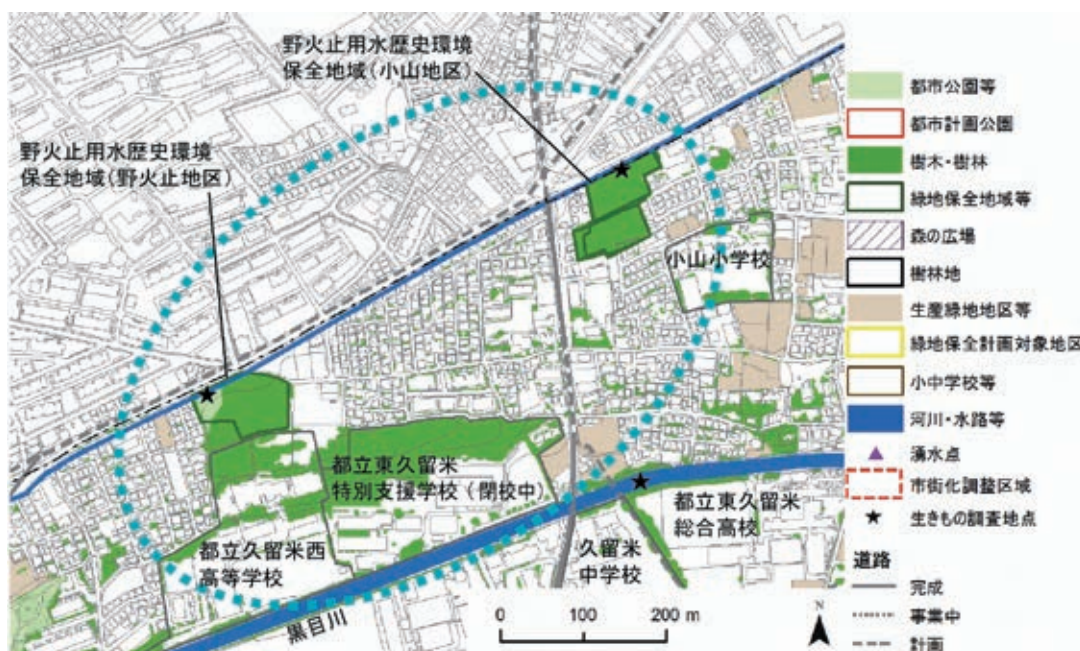
湧水に集う縄文から平安時代までの人々の生活の跡が残っている下里本邑遺跡公園があり、指定緊急避難場所としての機能整備と合わせて老朽化した施設の再整備と維持管理を行っていきます。さらに、隣接自治体と連携を取りながら出水川の水質の改善を進めていきます。



⑥ 野火止用水（野火止・小山）・黒目川崖線

野火止用水歴史環境保全地域と、緑の豊かな公立学校が多くある地域です。野火止用水は人が作った水路ですが、アブラハヤなどの小魚が見られるようになりました。

周辺の果樹園や、野火止用水・黒目川と一体となって、規模の大きな水と緑と生きものの景観を形成しています。施設の管理者に緑の保全を呼び掛けるとともに、緑の適正な管理を行っていきます。

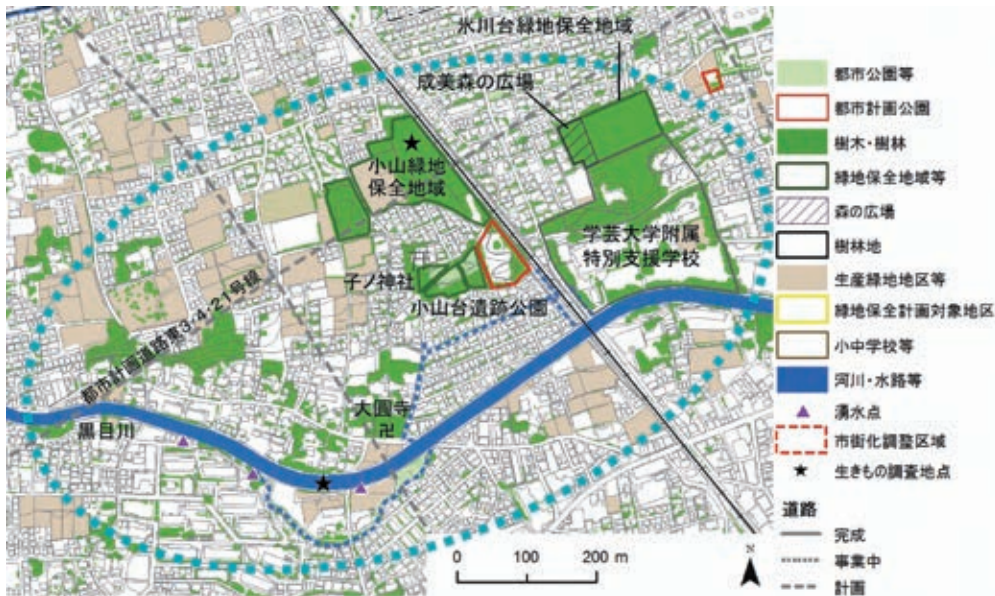




⑦ 小山・氷川台

小山・氷川台地区の緑地保全地域を中心に、小山台遺跡公園、大圓寺、子ノ神社があり、東京学芸大学附属特別支援学校にもまとまった雑木林があります。駅周辺の市街地にも近く、黒目川崖線の斜面にあるため、景観的にも重要な地域です。

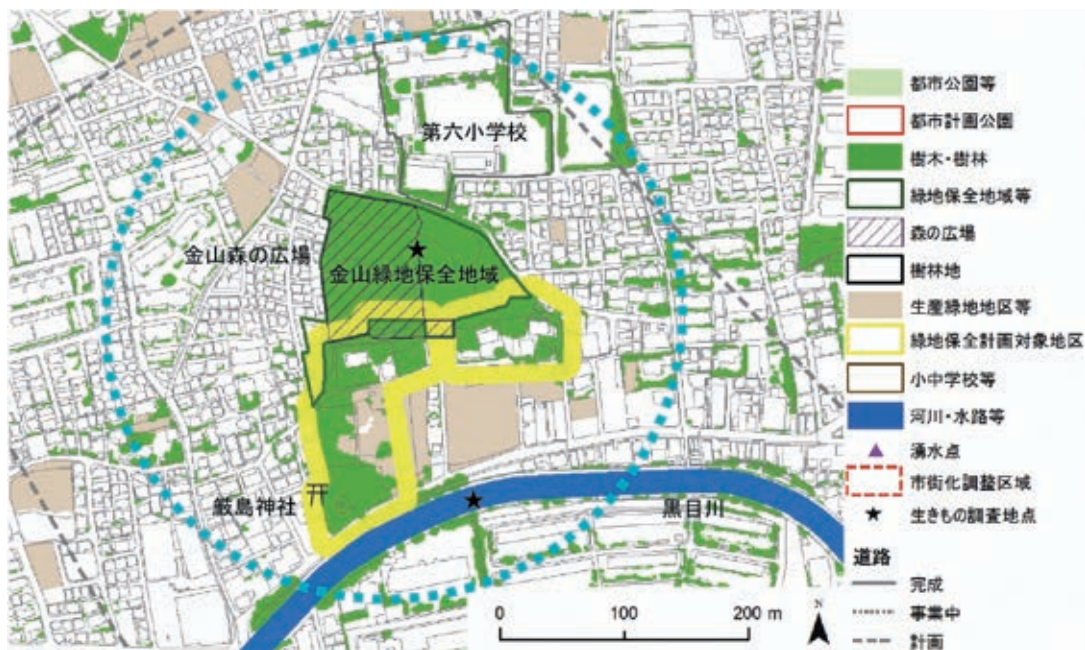
緑地保全地域の適正な管理を行うとともに、周辺の民有雑木林や農地の保全を所有者に対して呼び掛け、東京学芸大学附属特別支援学校の雑木林は、学校や市民との協働で、その有効な活用を進めていきます。また、都市計画道路東3・4・21号線の整備にあたっては、小山緑地保全地域周辺の一部の区間を自然環境を守ることを前提とした区間とし、整備のあり方を検討していきます。



⑧ 金山

金山緑地保全地域は、黒目川に削られた崖線と、その北側の平坦な台地からなり、クヌギやコナラ、イヌシデなどが生育しています。また、南側の厳島神社の社寺林や農地、屋敷林も貴重な緑です。

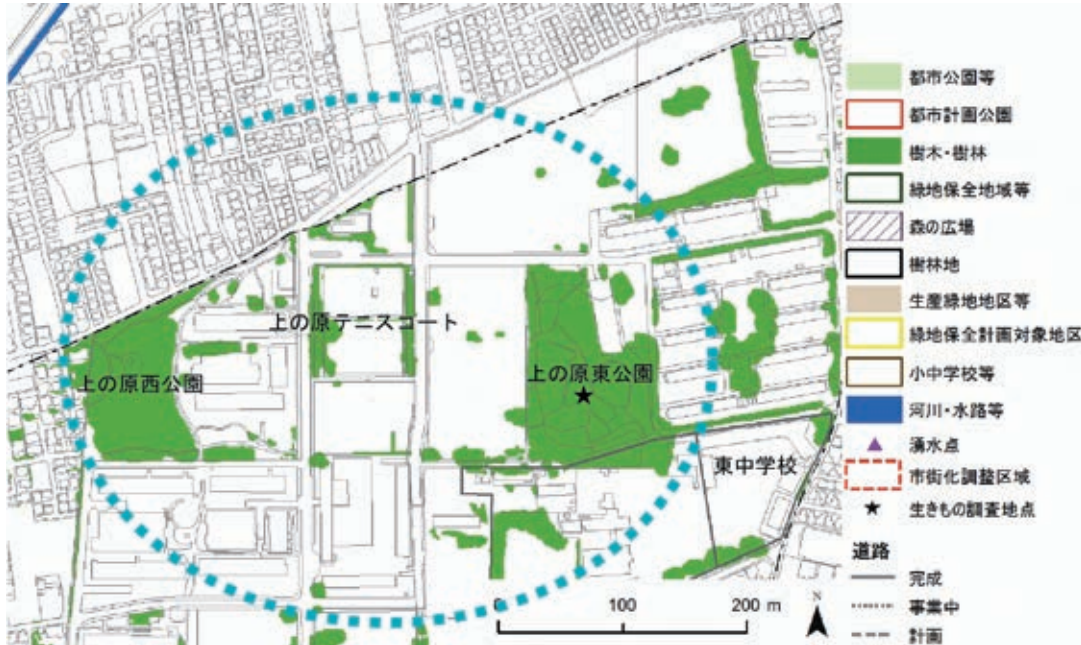
保全地域の適正な管理を行い、民有地と一体となった保全を検討します。



⑨ 上の原

この地域は、「自然と調和した“複合多機能都市”をめざして」をコンセプトとした東久留米市上の原地区土地利用構想に基づき再整備が進められており、既に整備完了している西公園とスポーツ施設の中央公園、地域の東に位置する武蔵野の雑木林の面影を残す上の原東公園と上の原北公園等の公園があります。今後は、地区内外の人々が憩える公園・緑地として再整備を図ります。

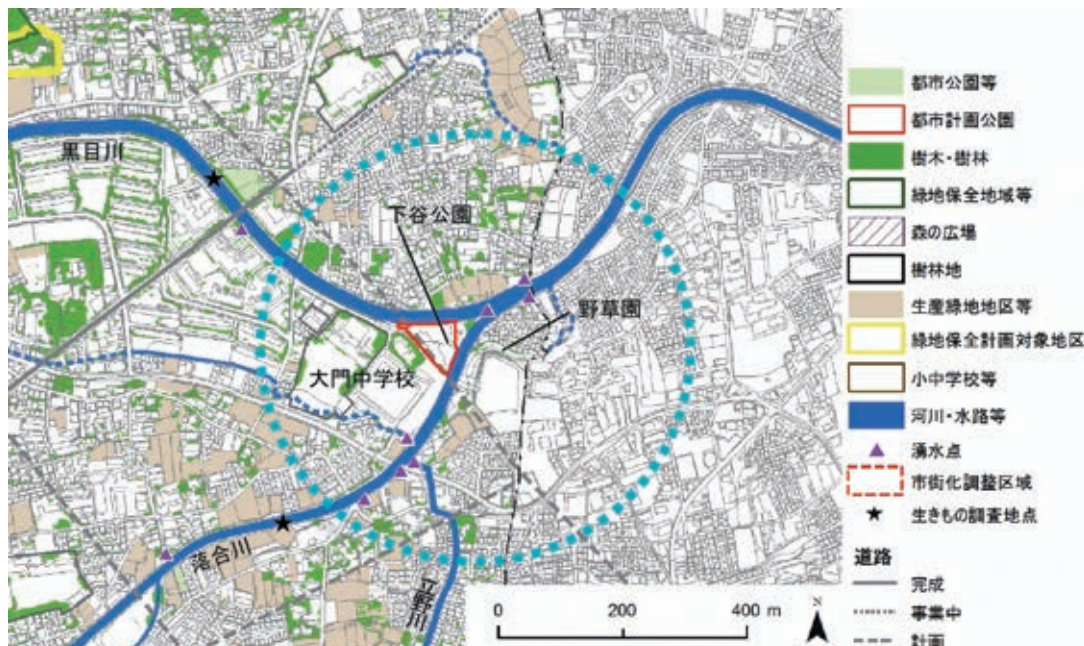
東公園は、しばらく人の手入れが行われていない状況にあり、生きものの集まる公園としても適切な管理を行っていきます。



⑩ 黒目川・落合川合流点

地下に黒目川と落合川から取水する黒目川黒目橋調節池があり、地上にスポーツセンターや下谷公園、市民の野草観察の場としての野草園、黒目川・落合川の合流点があります。治水事業としての、黒目川黒目橋調節池工事が終了し下谷橋調節池の工事が予定されています。また、合流点の南東部には、遺跡もあります。また、近年ではアユの遡上も見られます。

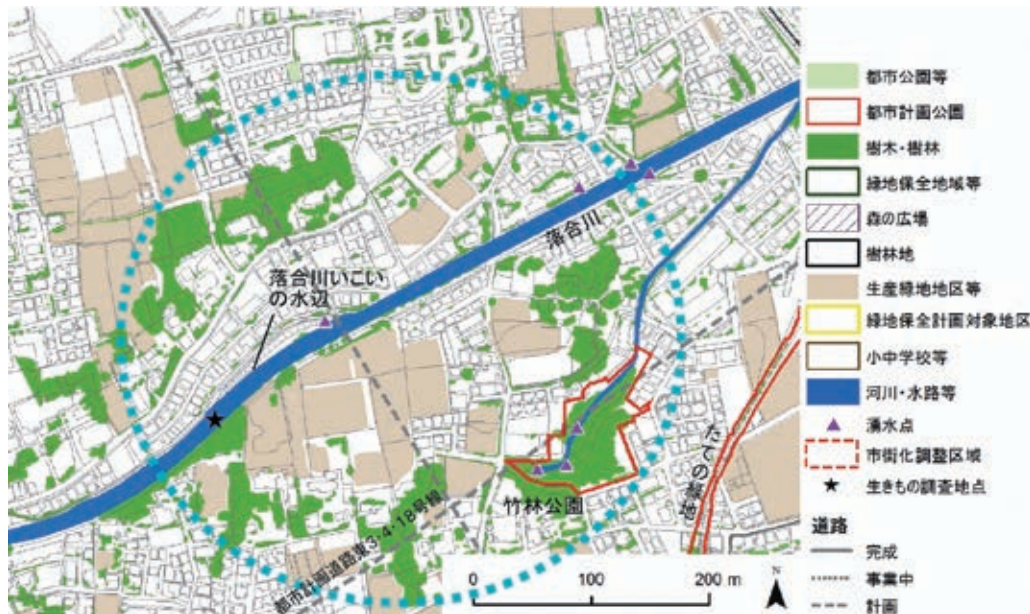
下谷公園の再整備を行い、スポーツ・レクリエーション施設等を含む市民に親しまれる拠点づくりを検討していきます。下谷橋調節池の工事にあたっては、自然環境等に最大限配慮した施工を行うよう東京都と協力して事業を進めます。





⑪ 竹林公園

新東京百景でもある竹林公園は、約 2,000 本の孟宗竹に覆われた市のシンボリックな公園であると同時に豊富な湧水地でもありその流れは落合川に注ぎます。公園の周辺に広がる農地と屋敷林が市内の貴重な緑です。「落合川いこいの水辺」は、緩傾斜護岸により整備された広場で子ども達の体験の場、多くの市民の憩いの場になっています。都市計画道路東 3・4・18 号線の整備にあたっては、竹林公園周辺の一部区間を自然環境を守ることを前提とした区間とし、その環境を守ることでできる整備のあり方が明らかになるまで整備を留保します。竹林公園や落合川いこいの水辺は、今後も市民に親しまれる場所として維持・管理を行っていきます。



竹林公園

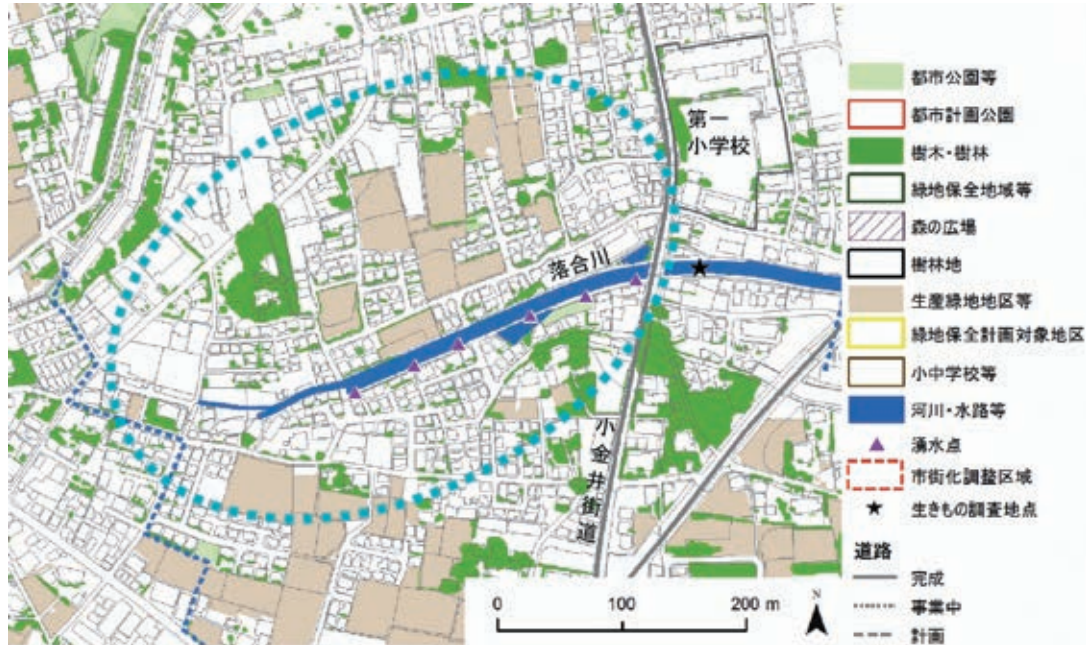


落合川いこいの水辺

⑫ 落合川源流

落合川と小金井街道の交差点より西側の八幡町二・三丁目周辺は、落合川の源流部として、河川の保全のための重要なエリアです。川面には、ギンヤンマやハグロトンボも見られます。

落合川源流の流れを絶やさないよう、地下水の涵養量の確保に努めます。また、川の源泉としての重要性を多くの市民に広めていきます。



⑬ 学園町

この地域においては、「学園町憲章」により、自治会による地域緑化が進められ緑豊かなまちなみが形成されています。また、市内では珍しいメタセコイアの大木も保存樹木として指定されています。

自由学園の敷地内には立野川が流れ、崖線を含む多様な緑に恵まれ、開放日には多くの市民が訪れ、学園内の生きもの調査や、市民も交えた鳥の観察会も継続して行われています。第二次緑の基本計画においても、学園や自治会と一体となって、広がりや厚みのある緑の形成を図っていきます。



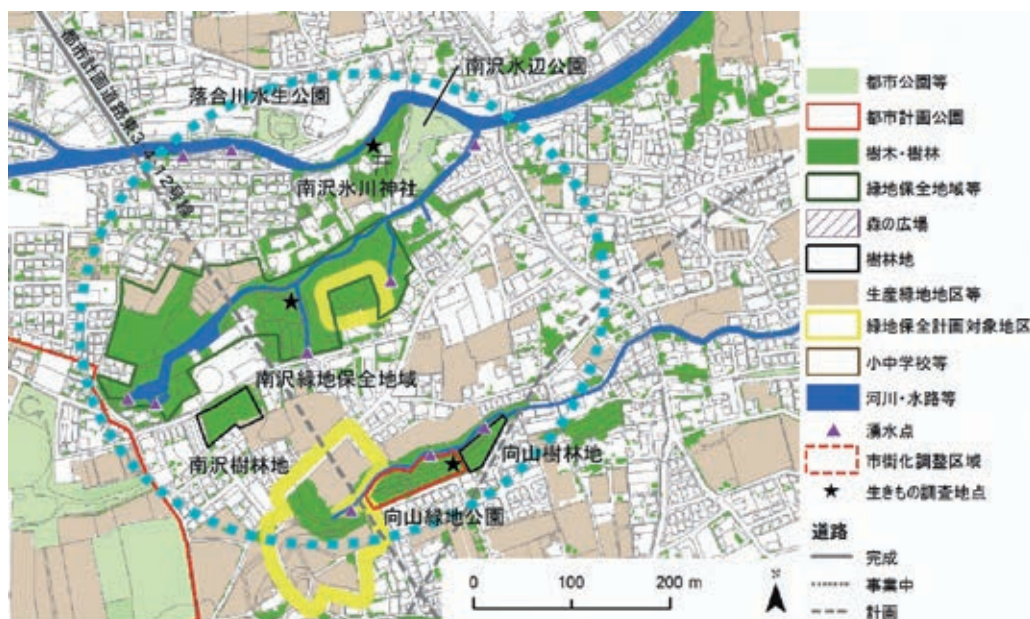


⑭ 南沢

平成の名水百選「落合川と南沢湧水群」に指定された地域で、南沢緑地保全地域では1日約1万トンの湧水が湧出します。周囲には南沢氷川神社、南沢水辺公園や向山緑地公園、市民緑地や南沢樹林地、向山樹林地、民有の樹林地もあり、市のシンボリックな緑地帯を形成しています。

湧水・清流保全宣言都市として、将来にわたりこの地域の良好な自然環境を引き継いでいきます。また、立野川上流域の水辺環境と緑崖林を保全していくとともに、都市計画道路東3・4・12号線の整備にあたっては、南沢緑地保全地域周辺の一部区間を自然環境を守ることを前提とした区間とし、その環境を守ることでできる整備のあり方が明らかになるまで整備を留保します。

さらに、都立六仙公園への連続性を持った緑地保全地域のあり方を検討します。



向山緑地・立野川源流域



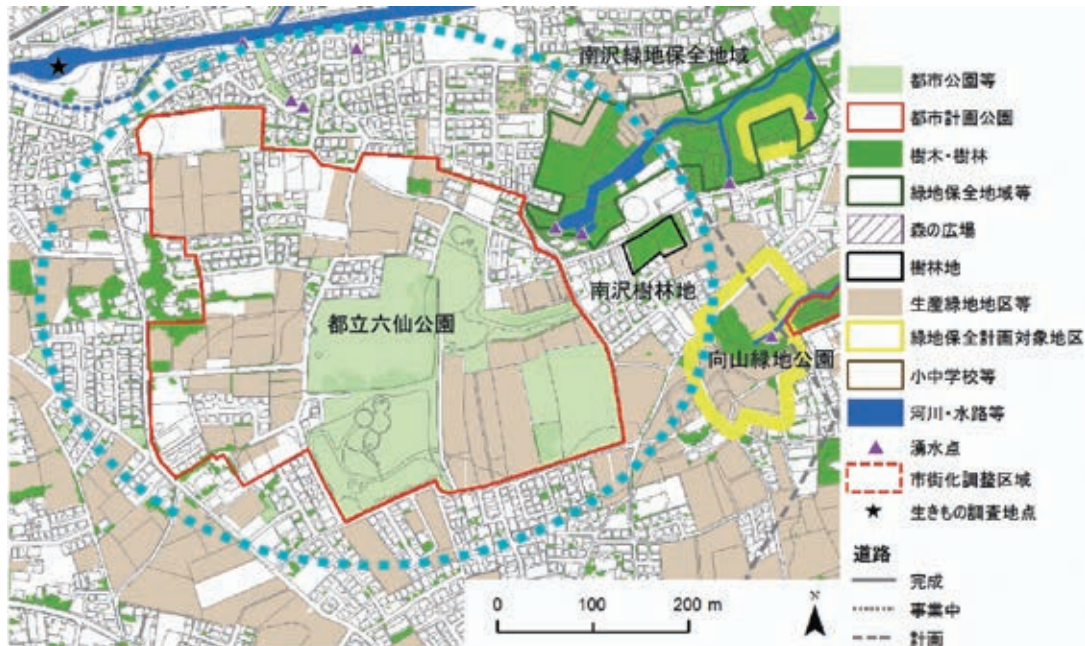
南沢緑地保全地域

⑮ 六仙公園

東京都と都内区市町で策定された「都市計画公園・緑地の整備方針」において、「今後10年間で優先的に整備する公園・緑地」として都立六仙公園の整備を進めています。この公園は、市内で最大の面積（15ha）があり、市の原風景である雑木林、縄文時代の遺跡などをイメージし、自然の保全と創造をする自然型の公園とするともに指定緊急避難場所としての機能を持ち、隣接する南沢の湧水の涵養域となるよう計画されております。

都立六仙公園を水と緑と生きものの拠点として、早期の全面開園に協力していきます。この施設を有効に活用できるような環境整備を検討し、東京都と調整していきます。

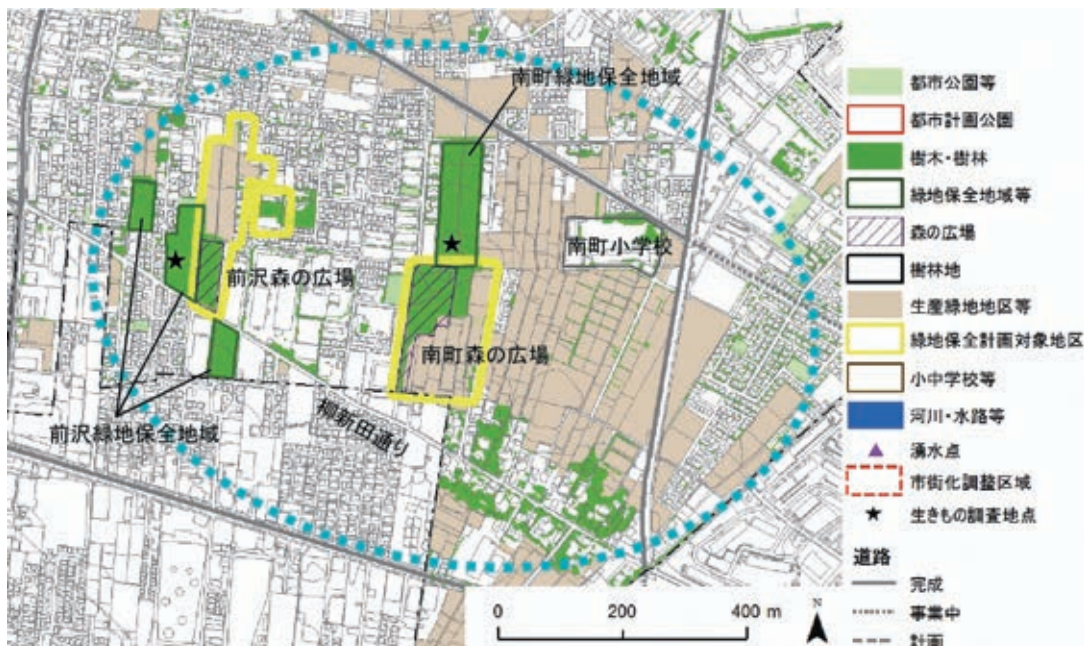
また、南沢地域との連続性の持ち方を検討していきます。



⑯ 前沢・南町

前沢・南町の緑地保全地域を中心に、森の広場と江戸時代の新田開発の名残を示す、市内最大のまとまりのある農地と、これと一体となった屋敷林、柳新田通りのケヤキ並木が立ち並び、武蔵野の面影が感じられる地域です。雑木林においてアカゲラが木を突く音も聞こえます。

緑地保全地域や森の広場における緑の適切な維持管理を行います。また、屋敷林や広大な農地の保全を広く市民に呼び掛けるとともに、所有者とも共同で保全策を検討し、実施していきます。

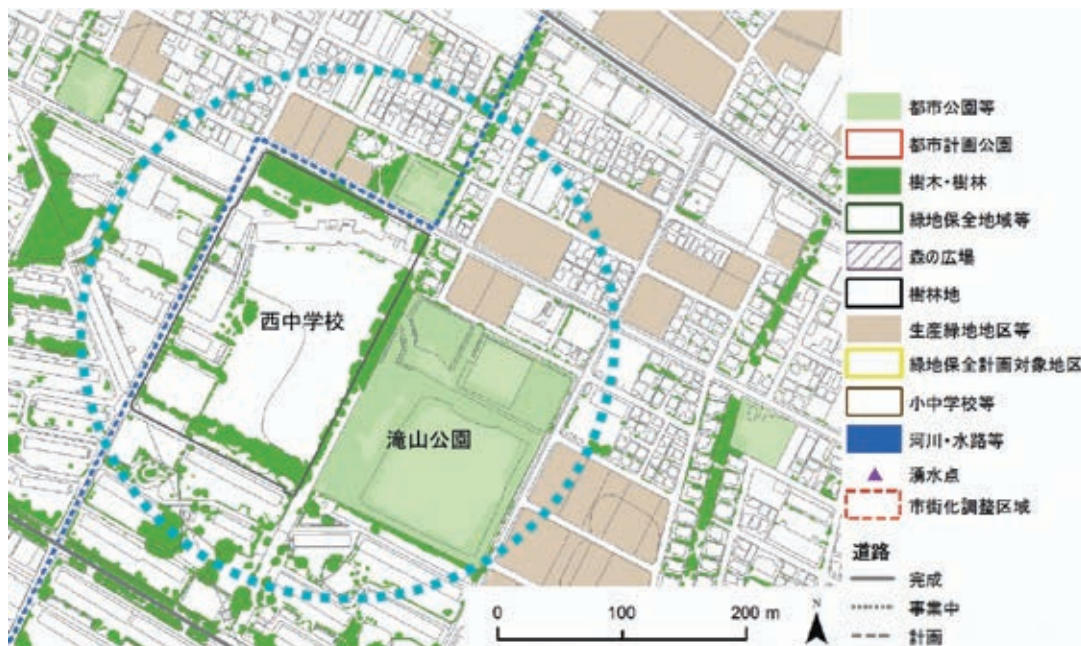




⑰ 滝山公園

西中学校と一体となって、市内の緑の拠点を形成しています。野球場やテニスコート、野外訓練施設といったスポーツ・レクリエーションの場として、また、指定緊急避難場所として災害時にも重要な地域です。

今後は、公園の再整備、防災拠点としての避難場所機能の充実などを進めていきます。



⑱ 白山公園

雨水の調整池として整備されている白山公園は、散策やスポーツを楽しむ場となり、桜並木は花見の名所になるなど、広く市民に親しまれています。雨が降ると湿地になり、アオサギやカルガモなどもやってきます。

市内の水環境に配慮して調整池機能を維持し、そこに訪れる生きものを保全するとともに、より多くの市民に親しまれるよう、再整備を進めていきます。



7 計画の目標と基本方針

(1) 計画の目標

1) 緑に関する目標

現 状		目 標
緑被率 平成 27 年度時点 30.7% ※緑被率は航空写真によりおおむね 10m 以上の樹木、樹林、草地、農地を抽出して、算出したものの	樹木樹林 13.0%	緑地保全地域等の維持・管理を充実し、森の広場、特別緑地保全地区等の制度により雑木林面積の維持を目指します。
	草地 5.2%	河川等の草地の維持・管理を充実し、公園、道路、公共施設などの管理された草地を増やします。
	農地 12.5%	生産緑地地区の減少の抑制に努めます。
		緑被率は現状維持を目指します。
確保する緑地 ※東久留米市緑地保全計画における「緑地」は「市内のまとまった雑木林等」と定義されている。	4.94ha	東久留米市緑地保全計画に基づき 4.94ha を保全します。
農地 ※平成 28 年の農地面積 162.0ha は「固定資産の価格等の概要調書」による	162.0ha	153.9ha を維持します。 (農業振興計画では平成 37 年度までの農地の減少率を 5%程度 (150.0ha を維持) としている。)
公園・緑地 一人あたりの公園緑地面積	3.38m²/人 (都立六仙公園全面開園後 4.23m ² /人)	5m ²

2) 水質に関する目標

現 状		目 標
環境基準 ※公共用水域の水域類型の指定等(平成 29 年 3 月)にて、落合川は新たに類型指定され、黒目川は C 類型から A 類型に格上げとなった。	落合川 AA 類型 黒目川 A 類型	環境基準 (BOD 値) を満たします。

3) 生きものの保全に関する目標

現 状		目 標
市民・事業者・行政による「生きものの保全や生育・生息環境の創出」を行った対象公園数等	14 箇所	施策の実施をとおして、生きものの保全や生育・生息環境の創出に関する取り組みの増加を目指します。
「生物多様性」の言葉の意味の認知度(市民アンケートによる)	23.2%	施策の実施をとおして、生物多様性の言葉の意味の認知度の向上を目指します。



(2) 計画の基本方針

基本方針 1 水と緑と生きものの拠点の保全と回復

水と緑と生きものの拠点は、まちの緑の中心であり、生きものが棲み、市民の憩いの場としてこれからも極めて重要な役割を担います。しかし、宅地化の進行とともに、雑木林や農地の減少とこれに伴う地下水の減少、生物多様性の低下が危惧されており、保全のための対策を進めていきます。

また、都立六仙公園の計画地においては、公園整備と合わせて施設を有効に活用する方策を検討・実施していきます。

基本方針 2 水と緑と生きものの回廊の形成

黒目川と落合川・立野川といった河川は、水辺や崖線の緑を形成し、生きものや人の行きかうことを可能とし「清流」として市民に親しまれています。このような環境を将来に渡り保全するために生活と自然との調和を図り、水量の確保、水質の保全を行っていきます。河川周辺の緑や街路樹も連続性のある緑を形成しており、緑の質の向上と適切な保全を進めます。

基本方針 3 まちなみの緑の育成

「拠点」や「回廊」とともに「まちなみの緑」も市内における重要な緑や生きものの生息・生育環境を構成しています。生物多様性に配慮して、公園や街路樹を拡充し、公共施設や民間施設の緑化を推進します。さらに市内には農地も多く大木の並木や屋敷林といった古き武蔵野の面影を残す地域が今もあります。「緑」を大切にする市民意識の高揚を図り、この環境を市民・事業者・行政が一体となって将来に残す方策を講じていきます。

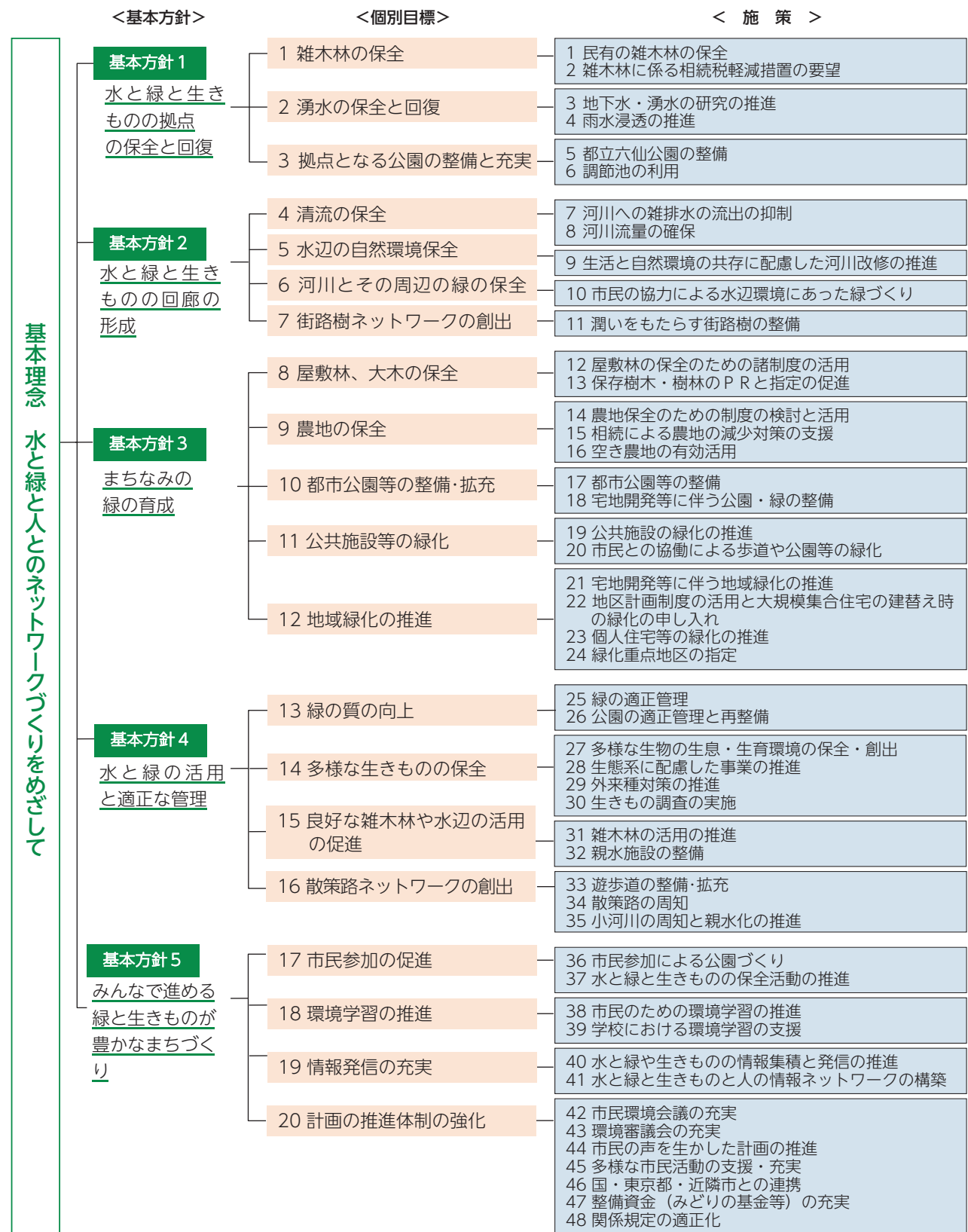
基本方針 4 水と緑の活用と適正な管理

これまで緑の保全のために様々な施策を実施してきましたが、雑木林の高木・老木化や公園等の施設の老朽化が進んでいます。新たな緑の創出を行いつつも既存の緑においては生きものの生息・生育に配慮し、広く市民が親しめるよう水と緑の質を向上させることが求められています。施設の整備と適切な維持管理を通じて人にも生きものにもやさしい緑づくりを進めます。

基本方針 5 みんなで進める緑と生きものが豊かなまちづくり

緑や生きものが豊かなまちづくりを進めていくためには、市民をはじめとした様々な主体が協働し、課題を解決していくことが必要となります。このため市による情報発信や環境学習の機会を充実させるとともに、市民相互のつながりを深め、活動の輪を広げるための施策を実施していきます。

8 施策の体系





9 施策の内容

基本方針 1 水と緑と生きものの拠点の保全と回復

個別目標 1 雑木林の保全

市内の雑木林の中で、東京都の「保全地域」、市の「樹林地」及び「森の広場」等を公有地として、あるいは諸制度により保全し、生きものの生息・生育空間として育てていきます。

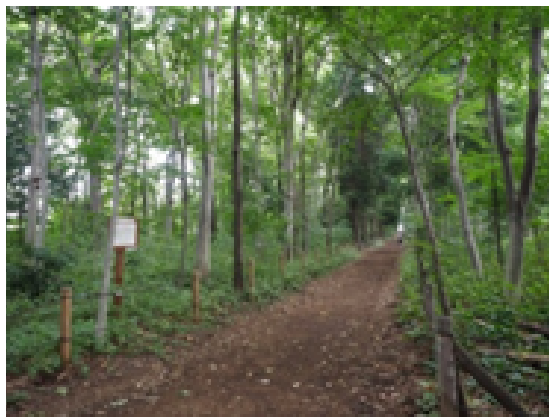
一方、制度により保全していない雑木林や農地などの民有地も、市内の水と緑の形成に重要な役割を担っていますが、相続による土地の売却等により減少が進んでいます。これらの民有雑木林を、拠点として将来に残すために、緑地保全計画に基づき緑の確保や相続税制度への要望をしていきます。

施策 1 民有の雑木林の保全

- ・ 雑木林の減少が進む中、保全すべき価値の高い場所を将来に残す東久留米市緑地保全計画に基づく緑の保全を行います。
- ・ 用地の確保にあたっては、都市緑地法に定める都市計画緑地・公園制度などの諸制度を活用し、最終的には対象地の公有地化を進めていきます。対象地の買収に係る費用として、「みどりの基金」の活用や、その他の財源の確保を検討します。
- ・ 都市公園や保全地域を横切る形で計画されている都市計画道路の整備にあたっては、一部区間を自然環境を守ることを前提とした区間とし、整備のあり方を検討していきます。
- ・ 雑木林や農地の保全にあたっては、開発のコントロールによる景観の保全も必要となります。

施策 2 雑木林に係る相続税軽減措置の要望

- ・ 多くの雑木林が相続により売却されている事実を踏まえ、市長会などを通じた他市町村との連携や、相続税の軽減措置を講じるよう国に対して働きかけるよう東京都に要望していきます。



南町緑地保全地域



小山緑地保全地域

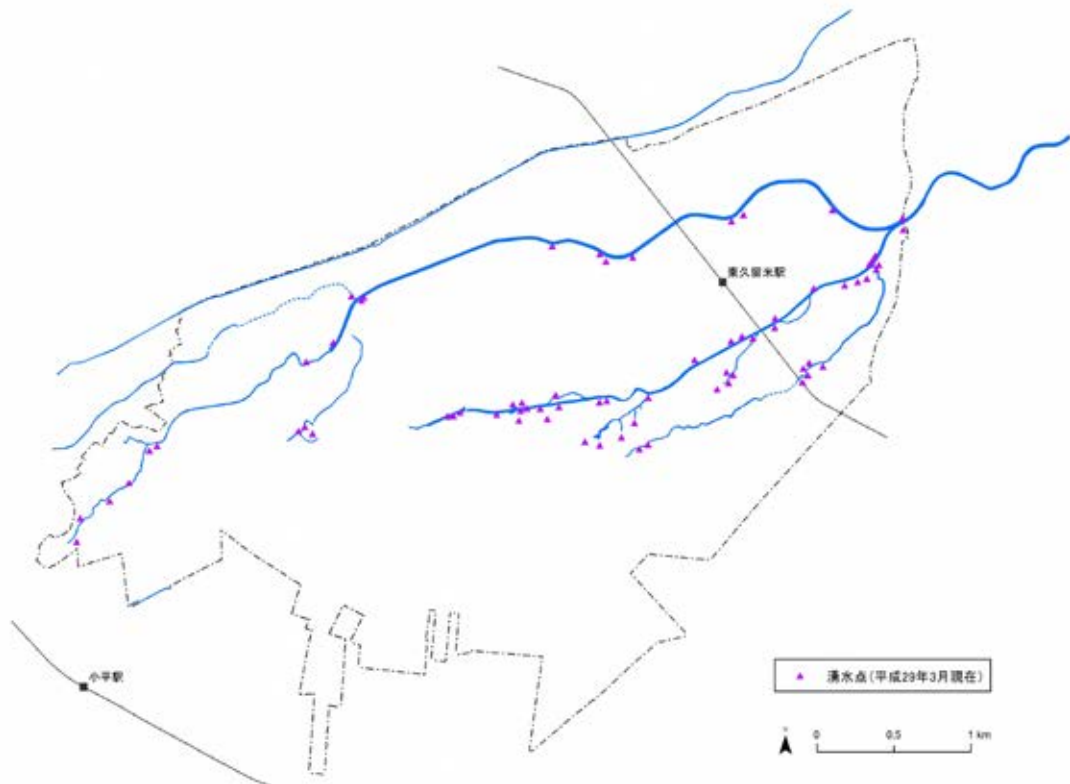
個別目標 2 湧水の保全と回復

豊富な湧水が市内を流れる黒目川や落合川の水源になるとともに、市民の憩いの場を形成している拠点もあります。これらは「東京の名湧水57選」「平成の名水百選」に指定されるなど、内外から高い評価を受けています。さらに市では「湧水・清流保全都市」を宣言しました。

この良好な環境を将来に引き継いでいくために、湧水が現れる仕組みを研究し、必要な施策を実施します。

施策 3 地下水・湧水の研究の推進

- ・所有者の協力を得ながら、市民と協働で井戸水の調査を継続し、地下水の状況を把握します。
- ・今の湧水環境を確実に将来に残すために、市内における地下水・湧水が現れる仕組みを研究し、影響を及ぼす工事の抑制や雨水浸透の推進などにつなげていきます。



湧水点の位置図

施策 4 雨水浸透の推進

- ・湧水の水源が涸れることのないよう、既存住宅への浸透ます設置の助成等必要な施策を実施していきます。
- ・土地開発を行うにあたっては、敷地内に雨水浸透施設を設けるよう開発事業者等に協力を求めています。
- ・道路工事の舗装には、透水性舗装の導入を進めています。
- ・公共施設の雨水浸透施設の設置や公立学校校庭の芝生化等により雨水浸透を推進します。



個別目標 3 拠点となる公園の整備と充実

滝山公園・白山公園などの大規模公園は、これからも市内の水と緑と生きものの拠点として重要ですが、公園施設等の老朽化が進んでおり、施設機能の維持のための再整備（長寿命化）が必要です。

また、都立六仙公園は全面開園に向けた整備が進められ、黒目川黒目橋調節池工事が終了し下谷公園の再開園やスポーツセンターと一体となった市内の新たなレクリエーションスペースの設置が待たれています。

こうした公園の有効な活用と生きものの生息・生育の場となるよう東京都とも協力して事業を進めます。

施策 5 都立六仙公園の整備

- ・ 都立六仙公園整備にあたっては、円滑な公園整備と、その後の効果的な活用が進められるよう、東京都と連携を取りながら、事業に協力していきます。また、生態系にも配慮して事業を進めるよう要請していきます。
- ・ 南沢地域と連続した新たな市内の名所の魅力が最大限発揮できる方策を検討していきます。

施策 6 調節池の利用

- ・ 白山公園内の雨水調整池は、市内の水環境の形成にも大きな役割を担っていると考えられます。こうした機能を損なうことのないよう条件が整った後に公園の再整備を進めます。
- ・ 黒目川黒目橋調節池の整備と合わせて下谷公園の再整備を行うなど、スポーツセンターと一体となった新たなレクリエーションスペースも検討しており、水と緑と生きものと人とのつながりがさらに深まるような施設整備を東京都と協力して進めていきます。



白山調整池（冠水時）



黒目川黒目橋調節池工事

基本方針 2 水と緑と生きものの回廊の形成

個別目標 4 清流の保全

湧水を集めて流れる黒目川や落合川は、ホトケドジョウを始めとした多様な生きものの生息域であると同時に、市民の憩いの場として広く親しまれています。湧水・清流保全宣言都市である東久留米市においては、この貴重な自然を将来にわたって保全する責務があります。

このような、清流においても、ゴミの不法投棄、生活雑排水等の流入などの課題があり、その抑制に努めていきます。また、水量の確保のため、小川用水から黒目川への導水や、多摩川上流域処理水の野火止用水への送水が行われており、今後も水量確保のための方策を講じていきます。

施策 7 河川への雑排水の流出の抑制

- ・ 河川の水質悪化を防止するため、家庭雑排水等の公共下水道への未接続ゼロを目指し、啓発や助言を行っていきます。
- ・ 隣接自治体から流れる水路等においても、家庭雑排水等の流入抑制策を、隣接自治体と協力して検討します。
- ・ 東久留米市の下水は分流式のため、道路側溝は河川水路に通じており、汚濁物の侵入を防止します。

施策 8 河川流量の確保

- ・ 水量の確保のためにも水と緑と生きものの拠点における地下水の涵養を進めていきます。
- ・ 必要により近隣自治体や東京都と協力し、用水路から導水を行うなど水量確保のための方策を講じていきます。
- ・ 雨水浸透を推進すると共に、地下水の揚水制限を守ります。

個別目標 5 水辺の自然環境保全

河川における治水対策を考えるにあたっては、広域的な対応が必要となり、黒目川と落合川の合流域をはじめ、河川整備工事が計画されています。一方、一度消滅した自然環境の回復には長い時間がかかり、これらの工事施工時においても自然環境に配慮した施工を行わなければなりません。こうした工事が実施されるよう管理者である東京都とも連携し、その実現に向けた取り組みを進めます。

施策 9 生活と自然環境の共存に配慮した河川改修の推進

- ・ 東久留米市内を流れる河川には湧水にしか生きられない希少な生きものも生息しています。市民生活の安全とそこに棲む生きものを守るために、河川改修を実施するにあたっては、自然環境への影響の低減措置を講じるなど生物多様性に配慮した工事手法の検討や要請を東京都に行います。また、普通河川についても、同様の配慮をした工事を行います。



個別目標 6 河川とその周辺の緑の保全

黒目川と落合川の河川とその護岸には、河川沿いに連なった緑が形成されています。さらにその外側には、住宅地の緑が連続性に幅を持たせ、さらに潤いのある緑を形成します。河川内の緑については広く市民の協力を得てその保全に努めるとともに、隣接する住民に協力を呼び掛け、広がりや厚みのある緑を創出していきます。

施策 10 市民の協力による水辺環境にあった緑づくり

- ・ 河川内の緑の適切な管理を行うとともに、広く市民に協力を得てその保全を行っていきます。
- ・ 河川に隣接する住民に協力を呼び掛け、河川沿いの緑を充実させ、広がりや厚みのある緑を創出していきます。

個別目標 7 街路樹ネットワークの創出

街路樹は都市計画道路など広い幅員のある道路に設置され、「住まいの近くの緑を感じるもの」（市民アンケート調査）としても高く認識されています。

このような街路樹により、市内に緑のネットワークを形成し、生きものが行き交うことができるようにしていくとともに、安全性にも配慮した市民に親しまれる歩道づくりを進めていきます。

施策 11 潤いをもたらす街路樹の整備

- ・ 道路の新設時や、再整備時には、より質の高い緑をつくり出すとともに、適正な管理を行っていきます。
- ・ 植栽にあたっては、バリアフリーにも配慮し、すべての人が安全に親しめる歩道をつくります。



滝山住宅内の桜



本村小通りのイチョウ

基本方針 3 まちなみの緑の育成

個別目標 8 屋敷林、大木の保全

「東久留米市らしさ」として市民があげるものに「武蔵野の面影を残すまち」があります。こうした緑の保全のため、柳窪においては市街化調整区域としてその保全が行われ、「村野家住宅」は国の登録有形文化財に登録されました。ケヤキやクヌギなどの大木は、市の保存樹木にも指定され、市民・行政が一体となってその保全を図っています。

こうした古くから残る貴重な樹木も進む宅地化により、その数を減らしています。さらに、樹木の剪定や落ち葉の処理は、所有する方に多くの負担がかかるため、保全しきれなくなったものもあります。

よって、屋敷林や大木の貴重さを広く市民にPRするとともに、諸制度を活用しその保全を進めていきます。

施策 12 屋敷林の保全のための諸制度の活用

- ・ 農地と屋敷林が一体となり、武蔵野の面影を残す地区を指定し、存続のための利用可能な制度（登録有形文化財（文部科学省）、農の風景育成地区制度（東京都）等）への申請を、所有者の方とともに検討していきます。

施策 13 保存樹木・樹林のPRと指定の促進

- ・ 保存樹木・樹林の所有者の方の意向を把握するとともに指定の促進を図ります。
- ・ 「東久留米の名木百選」の紹介など、市内にある貴重な資源を広く市民に周知することで保全にあたっての啓発を進め、地域と一体となった保全体制をつくっていきます。



名木百選認定式



南町のカヤキ並木



個別目標 9 農地の保全

農地には、都市に潤いをもたらす、地下水の涵養地になるなど、緑の機能を有しており、雑木林などと同様に、その保全が必要となります。このような農地は市内の緑の約40%を占めています。

平成28年度現在の市内の経営耕地面積は162.0haですが、平成2年から平成7年にかけてのバブル期において農地は、40ha減少し、以降は微減傾向にあります。

農地が減少する原因としては、農業従事者の高齢化や後継者不足、相続税対策に伴う売却があります。また、平成34年には多くの生産緑地が指定から30年を経て買取り申出が可能となります。

一方、都市農業振興基本法の施行に伴い、生産緑地法等の改正も行われたことから、制度の導入を検討するとともに、農業に従事する方の支援と空き農地の活用を進めます。

施策14 農地保全のための制度の検討と活用

- ・ 公共事業等で買収された農地について、代替地の斡旋をスムーズに行い、農地を保全します。
- ・ 農業委員会で農地情報の一元管理体制を構築し、農地拡大意向農家を把握します。
- ・ 「都市農業活性化支援事業」「都市農地保全プロジェクト」「農の風景育成地区制度」（東京都）など、農地維持のための諸制度を研究し活用します。
- ・ 生産緑地法等の改正を受け、生産緑地地区の指定面積要件緩和や一度解除された農地の再指定等の生産緑地制度の見直し等を行います。
- ・ 指定後30年を経過する生産緑地の所有者に対して、買い取り申し出の時期を10年延長することのできる特定生産緑地制度の活用に向けた取り組みを進めます。
- ・ 都市計画法の改正に伴う田園住居地域の指定事例等に注視します。
- ・ 農地の持つ生物の保全や湧水涵養機能などにも着目し、保全意識を高めるためのPRを進めます。
- ・ 担い手が不足する農地における援農体制を検討します。

施策15 相続による農地の減少対策の支援

- ・ 相続税制度について、JAの納税猶予部会などによる研究を行うとともに、事業者からの相談への充実を図ります。
- ・ 相続税納税猶予制度の堅持と必要な改善を、農業委員会・市長会等を通じて、国に対して引き続き要望していきます。

施策16 空き農地の有効活用

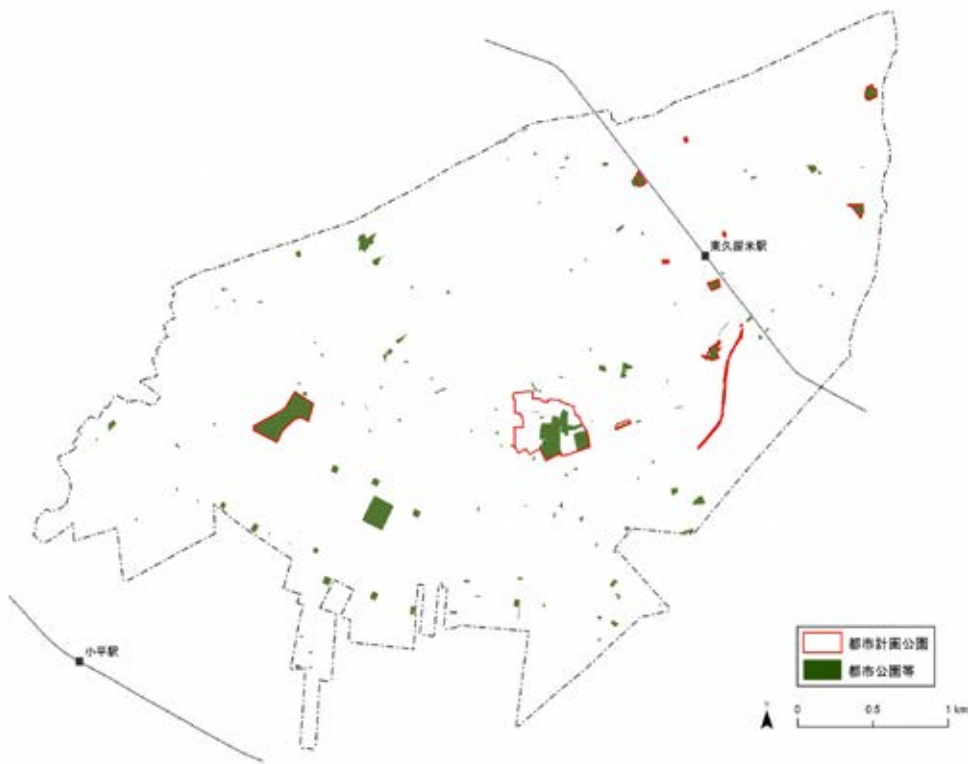
- ・ 事業者の離農意向のある農地を、学童農園、福祉農園、子どもの広場などのオープンスペースとして活用を図ります。
- ・ 多くの市民に農業に関わってもらえるよう市民農園の充実や体験型農園の支援を図っていきます。

個別目標 10 都市公園等の整備・拡充

まちなみの緑を感じる場所や生きものの生息・生育場所として公園も有効なスペースになります。新たな公園整備にあたっては、都市公園の分布の均衡を図り配置していきます。また、用地確保のための様々な手法を検討し実現につなげます。一定規模以上の宅地開発等が行われる際には、規定に基づく、公園や緑の整備が行われています。こうした公園においても事業主等のノウハウを生かし特色ある公園づくりを進めます。

施策 17 都市公園等の整備

- ・ 都市公園の整備にあたっては、都市公園の分布の均衡を図るため、配置及び規模の基準に則した設置を行います。
- ・ 新たな公園整備にあたっては、借地を利用した設置など、用地の取得に工夫を凝らし実現につなげます。
- ・ 整備にあたっては、周辺環境を考慮し、特色のある公園づくりを進めていきます。
- ・ 公園灯のLED化など、社会状況の変化に対応し、その時代の要請に応えられる公園を整備します。



都市公園等の配置・計画地

東久留米市公園・緑地位置図（公園緑地分布図）より

施策 18 宅地開発等に伴う公園・緑の整備

- ・ 宅地開発等に関する条例に基づく公園等の設置においては、事業主等のノウハウも生かし、特色のある公園づくりを進めていきます。
- ・ 社会状況の変化に対応できるよう公園整備基準の適時見直しを行います。



個別目標 11 公共施設等の緑化

公共施設は、地域の人々が多く集まる場所でもあり、親しみのある交流の場とするとともに緑化のモデルになるよう、施設周辺部の緑化を図ることが大切です。

公共施設の整備が一定程度進んだ現在においては、校庭の芝生化など緑化余地のある部分の緑化を推進します。また、多くの市民を巻き込んだ新たな担い手による緑化を推進します。

施策 19 公共施設の緑化の推進

- ・ 既存施設における緑の保全を行うとともに、校庭や園庭の芝生化や駐車場の緑化、施設の新設時には地域のモデルとなる質の高い緑化を進めます。

施策 20 市民との協働による歩道や公園等の緑化

- ・ 市民が通う歩道や公園等において、市と市民が協働し、緑化を推進します。
- ・ 地域住民等による公園等の管理を促進し、施設への愛着を深めてもらうとともに、多様な公園づくりを進めます。

個別目標 12 地域緑化の推進

宅地化が進行した現在においては、住宅や事業所における緑化も、まちなみの緑の重要な要素となっています。

土地の開発や集合住宅の建替え時には、開発事業者等と共同で、より良い緑化を推進します。また、環境意識の高まりから規定以上の緑化が進められるケースも多く、そのようなモデルの紹介などを通じてさらなる意識の醸成を図ります。さらに、市内全域を緑化重点地区に指定するとともに地域のまちなみに応じた緑の育成を推進します。

施策 21 宅地開発等に伴う地域緑化の推進

- ・ 接道部の重点緑化など規定に基づく緑化を進めていくとともに、地域緑化を積極的に進める開発事業者等に対しては、そのノウハウも生かした地域緑化を進めていきます。

施策 22 地区計画制度の活用と大規模集合住宅の建替え時の緑化の申し入れ

- ・ 地区計画制度の活用による新たな緑の空間の創出や、大規模集合住宅の建替えにおいては、現在ある緑はできるだけ残し、かつ、より豊かな緑を創出するよう協力を求めています。

施策 23 個人住宅等の緑化の推進

- ・ 地域の緑化は、その多くは市民の自主的な活動により進められています。その活動をより発展させるために、先進的な取組の紹介や助成を検討します。

施策 24 緑化重点地区の指定

- ・ 市民や事業者、行政による緑化活動は、地域を問わず実施される必要があるため、市内の全域を緑化重点地区に指定し活動を推進していきます。
- ・ 緑化重点地区においては、市民緑地認定制度等の様々な制度の活用も検討します。

基本方針 4 水と緑の活用と適正な管理

個別目標 13 緑の質の向上

市内の雑木林では、樹木の高木・老木化が年々進んでいます。台風等による強風時には、人命に関わる事故にもなりかねません。樹木の老木化は光合成を少なくし、新たな植生を阻害するため、その適正な管理を行っていきます。また、設置から年月が経った公園においては施設の老朽化が進んでいます。これからの時代の要請にも応えられる公園として、計画に基づいた再整備を行っていきます。

施策 25 緑の適正管理

- ・ 公園や緑、街路樹等の隣接地への越境枝等の剪定や、枯損木の伐採、樹木林の若返り（高老木の更新）を行います。また樹木の保全のために、土壌の再生や崩壊の防止に取り組みます。
- ・ 係る財源の捻出方法を検討するとともに、計画的に管理を行っていきます。
- ・ 民有地の緑の適正な管理を呼び掛けていきます。
- ・ 不法投棄や設備の破壊を防止します。
- ・ 植物の盗掘や持ち込みを防止します。
- ・ 特別緑地保全地区においては、それぞれの地区の保全計画に基づく管理を行います。

施策 26 公園の適正管理と再整備

- ・ 施設の老朽化が進んでいる公園においては、今後も多くの市民に親しまれ続ける公園であるよう適正な管理と施設の再整備を行う必要があります。
- ・ 再整備にあたっては、バリアフリーへの配慮や地域防災計画との整合、これからの時代の要請に応えられる設計とするとともに、「長寿命化計画」に基づく計画的な実施を進めます。
- ・ 生物多様性に配慮して南沢水辺公園・向山緑地公園などの公園を育てます。
- ・ 白山公園においては、「東久留米市白山公園将来計画検討結果報告書（平成12年12月 東久留米市白山公園将来計画策定懇談会）」及び「白山公園整備に伴う調査委託報告書（平成19年3月 東久留米市都市建設部）」においてその整備の方向性が示されています。雨水処理機能などの都市整備状況、市民意識の変化や都市公園法の改正、生物多様性の保全にも考慮し整備を進めていきます。

公園の指定状況

広域避難場所に指定されている公園等	都立小平霊園
指定緊急避難場所に指定されている公園等	柳泉園組合グラウンド 滝山公園 不動橋広場 小山台遺跡公園 下里本邑遺跡公園 新川第2広場 都立六仙公園

東久留米市地域防災計画より



個別目標 14 多様な生きものの保全

市内ではこれまでに、少なくとも166種類の国内における希少種（絶滅危惧種等）をはじめとした多様な生きものの生息・生育が確認されています。

多様な生きものの生息・生育空間となり得る質の高い水と緑の保全を行っていきます。また、外来生物が市内においても確認されていますが、現存する生きものの生息・生育が危ぶまれるケースもあり、その駆除や啓発を通じて種の保存を図っていきます。

こうした生きものの生息・生育状況は、継続した調査が必要であり、市民と行政と協働で調査を実施していきます。

施策 27 多様な生物の生息・生育環境の保全・創出

- ・ 絶滅危惧種のホトケドジョウ、ナガエミクリなどを含む野生在来種の保全など、様々な動植物の生息・生育に必要な自然環境を保全・創出します。
- ・ 自生ホタルや絶滅した生きものの生息・生育環境再生を検討します。
- ・ 市の鳥であるオナガをはじめとした多様な鳥類が生息できる環境を創出するため、市内公共施設における樹種を検討します。
- ・ 公有地等の生きものを保全する箇所の草刈マップを作成します。
- ・ 生きものの生息場所としての枯損木の保存にも配慮します。

施策 28 生態系に配慮した事業の推進

- ・ 各種事業を行う場合は、地域の生態系に配慮し、保全回復に努めます。
- ・ 生物多様性に配慮した周辺管理を行います。

施策 29 外来種対策の推進

- ・ アレチウリ、オオフサモ、オオカワヂシャ、オオキンケイギクなどの特定外来種は、在来の生態系をかく乱するなど生物の多様性を阻害します。よって、市内に生息・生育する外来生物の情報を蓄積し、広報による外来生物情報の市民への発信や、駆除・排除等を通じて、在来種の保護を行います
- ・ 特定外来種の他にも、アメリカザリガニ、オオブタクサ、セイタカアワダチソウ、飼育動物のアカミミガメ、ワカケホンセイインコ、ニシキゴイなどの、幅広く生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種（生態系被害防止外来種）を拡げないようにします。
- ・ 市内の有害鳥獣対策を進め、広報による有害鳥獣情報の市民への啓発活動を展開します。
- ・ 植物の盗掘や持ち込み、残土の廃棄を防止します。

施策 30 生きものの調査の実施

- ・ 市内各所で生きもののモニタリング調査を実施します。調査結果は施策の点検管理の指標の一つとして位置付けるとともに、生きものの保全に対する市民の意識啓発にも活用します。
- ・ モニタリング調査では、市民の継続的な観察が可能な種（観察種）数種類と、特定の生息・生育条件との結びつきが強く、生息・生育環境を代表する種（代表種）を数十種類設定します。
- ・ 観察種調査は観察会等により、広く市民に呼び掛けて確認します。
- ・ 代表種調査では、区域を絞って市民団体等で行われる確認数調査の結果の集約や、今後実施する広域調査の2種類の調査を実施します。
- ・ これまでに生きものの調査が実施されていない「水と緑と生きものの拠点」やその他の地域についても、生きものの調査の実施を検討します。
- ・ 調査の体系を整理し集約します。調査実施にあたっては、これまで行われてきた市民活動等の成果も集約し、データを共有するとともに、市民と行政とが協働で継続した調査を実施していきます。

個別目標 15 良好な雑木林や水辺の活用の促進

水や緑はただ存在するだけでなく、生きものの生育・生息に配慮しつつ、多くの市民が触れ合うことで、その価値が増大します。すでに東久留米市の魅力として触れることのできる自然環境が認識されつつありますが、必ずしもすべての市民に知られていない実情があり、市の魅力を一層高めるためにも、水と緑を市のシンボルとして活用することが必要になります。

施策 31 雑木林の活用の推進

- ・ 植生や生物多様性の保全のために保護の必要な場所と人が立ち入れる場所の明確化を図り、多様な自然環境を維持しつつも、より多くの市民がその魅力を知り、親しむことができるよう雑木林を管理・整備します。

施策 32 親水施設の整備

- ・ 東京都が行う河川改修に際して、市民が水に触れたり、水辺の観察ができる新たな場の整備を要望します。
- ・ 黒目川上流域の親水化施設をより多くの市民に広めていきます。
- ・ 立野川や野火止用水などの小河川の整備のあり方を検討します。



しんやま親水広場



しんみやまえ親水こみち



個別目標 16 散策路ネットワークの創出

遊歩道は、生活道路であると同時に身近に緑を感じることができる場所です。また、出水川や揚柳川の遊歩道は、一部蓋掛けされた川の上の通路です。花壇の設置や緑の質を確保することにより遊歩道としてさらなる充実を図ります。また、水と緑と生きものの拠点をつなぐ散策路ネットワークと合わせて多くの市民に紹介していきます。

施策 33 遊歩道の整備・拡充

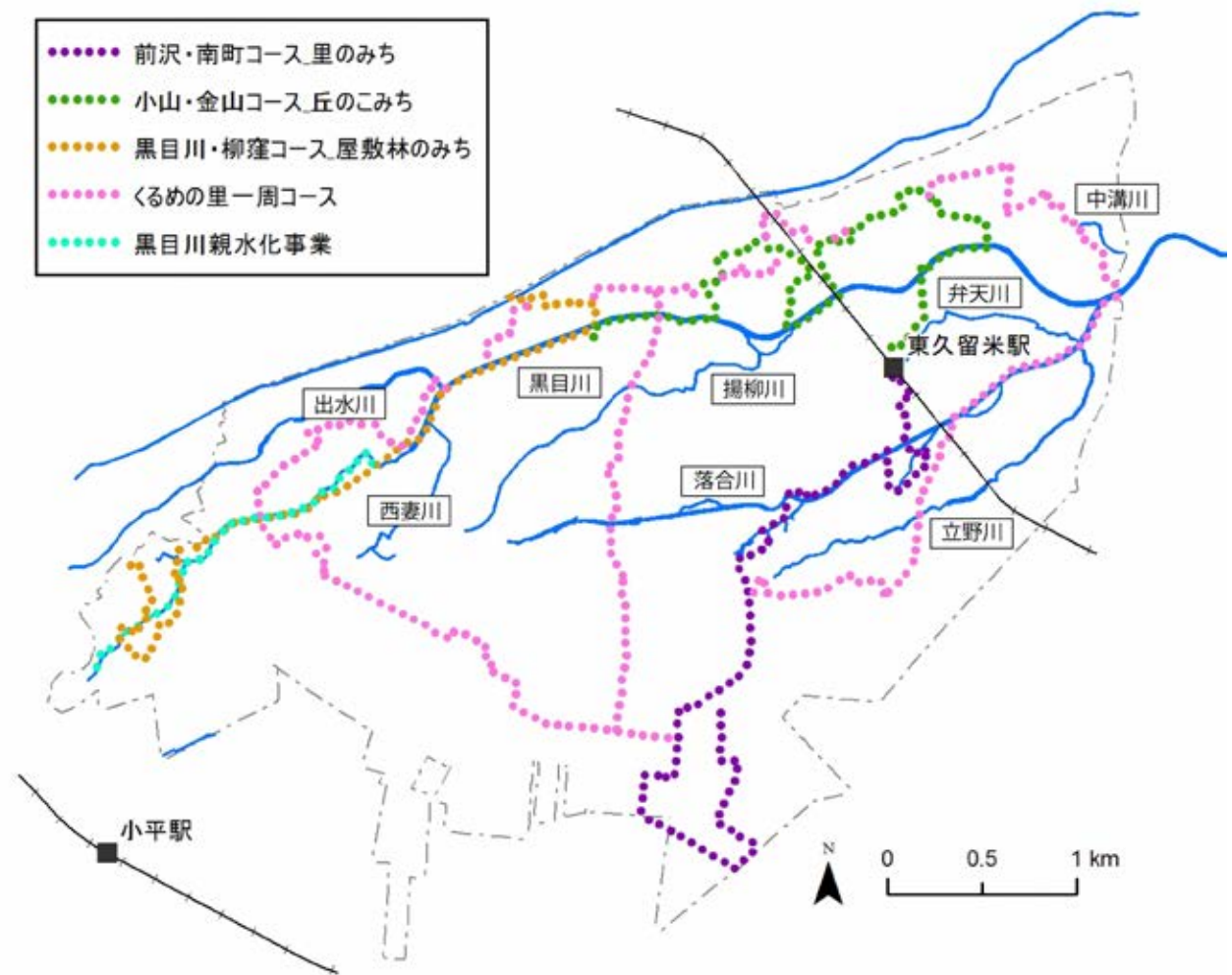
- ・ 滝山団地内の遊歩道や、たての緑地、黒目川や落合川沿いの歩道の保全とさらなる充実を図ります。

施策 34 散策路の周知

- ・ 市内の散策路には「くるめの里一周コース」「雑木林のみち（東京都）」などがあります。より多くの市民に市内の魅力を知ってもらえるよう、散策マップなどにより紹介していきます。

施策 35 小河川の周知と親水化の推進

- ・ 市内には、出水川、揚柳川、西妻川、中溝川、弁天川といった小河川があり、市民へのさらなる周知を図ります。
- ・ 市民が小河川に触れる機会を増やすとともに、蓋掛け部分の開渠化と活用を検討を行います。



散策路と主な小河川の位置

基本方針 5 みんなで進める緑と生きものが豊かなまちづくり

個別目標 17 市民参加の促進

市民参加により緑の基本計画が策定され、落合川水生公園・南沢水辺公園を設置するなど多くの施策を市民参加のもとに実施してきました。

市民団体による雑木林の管理や、公園・道路等への苗木の植栽が行われているなど、多様な市民や学校、事業者などによる活動が進められています。落合川と南沢湧水群が「平成の名水百選」に選考された理由のひとつにも、活発な市民の活動があげられました。

一方で、参加者の固定化が、多くの市民団体で課題となっています。これまでに積み上げられた活動を継続し、より充実するためにも、参加者のすそ野を広げる対策が必要になります。

また、ペットを自然地に放つことや野生動物の餌やりは、もともとの生態系を乱し、その種のためにもなりません。市民一人一人の取り組みが生きものの保全にもつながります。

施策 36 市民参加による公園づくり

- ・ 新たな公園の設置や、公園の再整備にあたっては、より多くの市民の声を取り入れ、市民が利用しやすく、より親しめる公園づくりを進めていきます。

施策 37 水と緑と生きものの保全活動の推進

- ・ 雑木林・公園・河川の保全活動、まちなみ緑化、農業支援などのボランティア活動を体験することにより、広く市民が水と緑と生きものの大切さに気づいてもらえるようにします。
- ・ より多くの市民が活動に加わることができるよう、管理マニュアル（手引き）の作成や自治会や地域の親子の参加を促すなど、活動のすそ野を広める方策を検討します。
- ・ 東京都「保全地域体験プログラム」をはじめとした、東京都や近隣市における保全の取り組みを広める活動に協力します。

個別目標 18 環境学習の推進

地域の水と緑と生きものの保全・回復のためには、市民一人ひとりの理解と実践が大きな力となります。そのために行われている環境フェスティバルや環境ウォッチングは、毎年恒例のイベントとして定着してきました。また、市民大学においての講座や多摩北部広域行政圏協議会（清瀬市、小平市、東村山市、西東京市、東久留米市）での事業も実施され、市民の主催によるイベントも盛んに行われています。平成 22 年には「湧水保全フォーラム全国大会 in ひがしくるめ」が開催され、市の環境を市内外に示す機会もありました。

今後は、様々な事業の成果を統括・整理するとともにさらなる推進を図ります。

水と緑と生きものの知見を次代に引き継いでいくためには、学校における環境学習が重要であり、学習のための体制整備を地域と一体となって支援していきます。

施策 38 市民のための環境学習の推進

- ・ 環境フェスティバルや環境ウォッチング等の市民意識を高める活動を継続して行います。
- ・ 水と緑と生きものを、市の魅力として様々な部署における講座等においても取り上げます。
- ・ 農地の持つ生物の保全や湧水涵養機能などにも着目し、都市農家と連携した体験学習を推進します。
- ・ さらに多くの市民の理解を進めるため、市民による啓発活動を推進します。



施策 39 学校における環境学習の支援

- ・ 緑とそれを育てる水の大切さを、自然と触れ合うことや研究等を通じて学びます。
- ・ 黒目川や落合川、立野川など地域の教材を活かした環境学習を、総合的な学習の時間等を通じて全校で実施します。
- ・ 学校の行う環境学習を、地域が一体となって支援します。

個別目標 19 情報発信の充実

市内の緑が減少してきた中で、今も残る限られた資源を有効に活用するためには、情報の集積と発信が有効な手段となります。また、水と緑と生きものの保全のためには、より広い市民意識の高まりが必要になり、その啓発のためにも情報発信の充実を図ります。市内においては市民の多様な活動・調査などが実施されており、これらの情報を市・市民が共有し情報の質を高めていきます。

施策 40 水と緑や生きものの情報集積と発信の推進

- ・ 「湧水・清流保全都市宣言」を環境フェスティバルや環境シンポジウム開催時などには広く市内外に発信します。
- ・ 「湧水マップ」等の発行物やインターネット上の情報発信、図書館での常設展示コーナーの設置など様々な手段によってその周知を進めます。
- ・ 環境イベントや情報提供等を通じて啓発活動を推進します。
- ・ 情報の発信を通じて、市民が地域の生きものや生態系を知る機会を増やします。
- ・ ホトケドジョウなどの希少生物について、意識啓発を行います。
- ・ 地域の自然観察会などを開催し、市民が生きものの調査を続けられるような取り組みを進めます。
- ・ 湧水が豊かな東久留米市の生態系保全の象徴として、「市の魚」を検討します。
- ・ 市民の意識啓発により、野生の鳥類・魚類等の生育環境を乱す安易な餌やりを防止します。
- ・ 飼っているペットや植物は責任を持って育ててもらうように市民の意識啓発を行い、河川や雑木林への投棄を防止します。

施策 41 水と緑と生きものと人の情報ネットワークの構築

- ・ 市内には、水と緑と生きものに関する様々な資源があります。また、市民による水と緑の保全活動等の情報を、より多くの市民に伝える情報ネットワークのあり方を検討し、構築します。

個別目標 20 計画の推進体制の強化

計画の推進のためには、市民・事業者・行政の連携が欠かせません。

環境基本計画の策定に合わせて設置された市民環境会議・環境審議会の充実と、市民活動のさらなる充実のための支援を行います。また、水と緑と生きものの保全のための財源の確保も大きな課題です。財源の確保のためには「みどりの基金」の充実を図ると共に、他の財源活用を検討します。さらに環境の変化に対応できるよう関係規定の見直しを適宜行います。

施策 42 市民環境会議の充実

- ・ 市民・事業者の環境の保全等に関する取り組みの推進組織として位置づけられ、水と緑と生きものの保全においても、様々な成果を生み出している市民環境会議を継続的に開催し、機能の強化などさらなる充実を図ります。

施策 43 環境審議会の充実

- ・ 市長の環境行政全般にわたる附属機関であり市民・有識者・企業関係者、関係行政機関からなる環境審議会の提言を生かすとともに、さらなる充実を図ります。

施策 44 市民の声を生かした計画の推進

- ・ 重要事項の決定時にはパブリック・コメントを実施することや、協働団体の意見、窓口やご意見箱での市民の声を十分に聞き計画を推進していきます。

施策 45 多様な市民活動の支援・充実

- ・ 水と緑と生きものの保全についての様々な市民の活動が展開されており、その支援を行っていきます。
- ・ 市民環境会議や、コミュニティサイト等を通じた団体相互の情報交換の機会を作ります。
- ・ 市の広報等を通じて団体の活動を広く市民に伝え、活動のすそ野を広めていきます。
- ・ 協働の仕組みを充実させるため、市民、事業者、行政をつなぐ「ハブ（中核）」づくりを検討します。
- ・ 生物多様性について、今後、長期にわたる施策を実現するためには、市民による過去からの生きもの調査資料を集積活用し、自然環境の変化に即した対応ができるような体制構築を検討します。

施策 46 国・東京都・近隣市との連携

- ・ 東久留米市だけで対応できない問題には国や東京都、近隣市等と連携して取り組みを進めます。
- ・ 市民活動団体の広域的な活動を推進します。

施策 47 整備資金（みどりの基金等）の充実

- ・ みどりの基金の多くが、宅地開発の際に緑の整備に代えて行われる開発事業者からの寄付が主となっている現状を踏まえ、より多くの基金が積み立てられるよう、制度の運用を工夫していきます。
- ・ より多くの財源を確保するため、新たな制度の創設を検討します。

施策 48 関係規定の適正化

- ・ 本計画の実行に伴い、強制力の伴う条例等による規制でなければ対応できない事案が生じた場合には、規定の適正なあり方について検討を行っていきます。



水と緑と生きものに関わる市民活動について

市内では市民による活動が活発に行われており、活動の主体も環境保全を目的とした団体を始め、地域の自治会の活動も行われています。学校等における環境学習の支援や、企業・学校・行政との協働での活動も行われています。環境フェスティバルへの出展や「東久留米のふれあい情報サイトくるくるチャンネル」に登録されている団体等を紹介します。

団体名	主な活動
東久留米自然ふれあいボランティア	緑地保全地域などの動植物の生息環境保全活動
落合川水生公園の会	生物多様性に配慮した公園づくり
南沢水辺公園のなかまたち	
NPO法人 東久留米フラワーネットワーク	東久留米駅西口や道路沿いの花植え
東久留米市公園ふれあいボランティア	公園への花植え
六仙公園花ボランティア	都立六仙公園での花植え
向山緑地・立野川勉強会	歴史的価値も踏まえた自然型公園づくり
野草園づくりボランティア	野草園の運営・管理
東久留米・川クラブ	生きものの生育環境となる河川の水質を守るための呼びかけや清掃作業など
落合川いこいの水辺市民ボランティア	
東久留米ほとけどじょうを守る会	
落合川清掃ボランティアグループ	
河童のクウのクリーン作戦	少年野球連盟や都立東久留米総合高校、都立久留米西高校と協力した河川清掃
わくわく川塾	自然環境の大切さを遊びや体験を通じて子どもたちに伝える
わくわく川掃除&川あそび実行委員会	
東久留米水辺の生きもの研究会	生きものの生息調査や生息環境の保全など
東久留米の井戸水位を調べる会	地下水の状況調査としての井戸水位調査
NPO法人 東久留米の水と景観を守る会	柳窪の屋敷林や農地、黒目川上流域の保全活動
東久留米バードウォッチングの会	野鳥の観察を通じた自然環境の保全啓発
東久留米湧水・清流研究会	ホタルの自生環境を作る活動
小山茶園サポーターズクラブ	茶畑の管理、収穫を通じた自然環境の保全啓発
顧想園サポーター	登録有形文化財の村野家住宅の保存
都市農地の市民的活用研究会	市民と農家のつながりづくり
東久留米の水循環を勉強する会	黒目川流域の水循環に係わる事象の調査・検討と学習
氷川台自治会、柳窪自治会 等	緑地保全地域の保全活動
学校法人 自由学園	自由学園内および各種市内自然環境保全活動に参加
東久留米市建設業協会	東久留米市の水や緑の紹介
(公社) 雨水貯留浸透技術協会	雨水浸透施設の普及
東久留米市環境フェスティバル実行委員会	環境フェスティバルの企画・運営
東久留米市市民環境会議	市民・事業者・行政の環境保全の取組推進と協力体制作り



みんながこのまちの生きものの係

「水と緑と人のネットワークづくりをめざして」策定されている東久留米市第二次緑の基本計画を見直し、新たに生物多様性地域戦略とするために、2016(平成28)年9月と、2017(平成29)年11月に環境シンポジウムが開かれました。

2016年には、「緑や川など豊かな自然がある東久留米市にはどんな生きものがいるのかな？これからどのように守っていこうかな？わたしたちができることは何だろう？」と皆で考えました。

2017年には、「小さな観察は大きな地球につながっている」の実例として、小学生が黒目川で行った観察・学習、高校大学生が毎年引き継ぎながら行っている観察・調査、大人の方々が長年行ってきた観察・調査の発表を聞きました。東久留米市内の、いろいろな場所でいろいろな方法で生きものを観察・調査していることが分かりました。

みんな、身の回りの生きものがどのように暮しているか、気をつけてみましょう。日本列島は南北約3,000 kmあり、四季の変化もあります。東久留米市では、農家の方々が農事日誌をつけてこられました。これからは、みんながこのまちの生きものの係となって、身のまわりの自然と生きものを観察記録し、発表していきましょう。また、水と緑と人のネットワークをつくり、東久留米の生きものがおちついてくらせるようにしていきましょう。





JA：農業協同組合
D：開発事業者

10 施策推進の役割分担

基本方針	個別目標	施策	主体◎ 関連○			
			市民	事業者	市	都
1 水と緑と生きものの拠点の保全と回復	1 雑木林の保全	1 民有の雑木林の保全	○		◎	○
		2 雑木林に係る相続税軽減措置の要望	○		◎	○
	2 湧水の保全と回復	3 地下水・湧水の研究の推進	○	○	◎	
		4 雨水浸透の推進	○	○	◎	
	3 拠点となる公園の整備と充実	5 都立六仙公園の整備	○		○	◎
		6 調節池の利用			◎	○
2 水と緑と生きものの回廊の形成	4 清流の保全	7 河川への雑排水の流出の抑制	◎	◎	◎	
		8 河川流量の確保			◎	○
	5 水辺の自然環境保全	9 生活と自然環境の共存に配慮した河川改修の推進	○		○	◎
	6 河川とその周辺の緑の保全	10 市民の協力による水辺環境にあった緑づくり	◎		◎	○
	7 街路樹ネットワークの創出	11 潤いをもたらす街路樹の整備			◎	◎
3 まちなみの緑の育成	8 屋敷林、大木の保全	12 屋敷林の保全のための諸制度の活用	◎		◎	○
		13 保存樹木・樹林のPRと指定の促進	◎		◎	
	9 農地の保全	14 農地保全のための制度の検討と活用	◎	◎	◎	○
		15 相続による農地の減少対策の支援	○	◎ JA	◎	○
		16 空き農地の有効活用	○	○	◎	○
	10 都市公園等の整備・拡充	17 都市公園等の整備			◎	○
		18 宅地開発等に伴う公園・緑の整備	○	◎ D	◎	
	11 公共施設等の緑化	19 公共施設の緑化の推進			◎	◎
		20 市民との協働による歩道や公園等の緑化	◎	○	◎	
	12 地域緑化の推進	21 宅地開発等に伴う地域緑化の推進		◎ D	◎	
		22 地区計画制度の活用と大規模集合住宅の建替え時の緑化の申し入れ		◎ D	◎	
		23 個人住宅等の緑化の推進	◎	○	○	
		24 緑化重点地区の指定	◎	◎	◎	○

基本方針	個別目標	施策	主体◎ 関連○			
			市民	事業者	市	都
4 水と緑の活用と適正な管理	13 緑の質の向上	25 緑の適正管理	◎	◎	◎	◎
		26 公園の適正管理と再整備			◎	
	14 多様な生きものの保全	27 多様な生物の生息・生育環境の保全・創出	◎		◎	◎
		28 生態系に配慮した事業の推進		◎	◎	◎
		29 外来種対策の推進	◎		◎	◎
		30 生きもの調査の実施	◎		◎	
	15 良好な雑木林や水辺の活用の促進	31 雑木林の活用の推進	◎		◎	◎
		32 親水施設の整備			◎	◎
	16 散策路ネットワークの創出	33 遊歩道の整備・拡充			◎	○
		34 散策路の周知			◎	◎
		35 小河川の周知と親水化の推進			◎	
5 みんなで進める緑と生きものが豊かなまちづくり	17 市民参加の促進	36 市民参加による公園づくり	◎		◎	
		37 水と緑と生きものの保全活動の推進	◎	○	◎	
	18 環境学習の推進	38 市民のための環境学習の推進	◎	○	◎	
		39 学校における環境学習の支援	◎	○	◎	
	19 情報発信の充実	40 水と緑や生きものの情報集積と発信の推進	◎	○	◎	○
		41 水と緑と生きものと人の情報ネットワークの構築	◎	○	◎	○
	20 計画の推進体制の強化	42 市民環境会議の充実	◎	◎	○	
		43 環境審議会の充実	◎	◎	◎	
		44 市民の声を生かした計画の推進	◎		◎	
		45 多様な市民活動の支援・充実	◎		◎	
		46 国・東京都・近隣市との連携	○		◎	○
		47 整備資金（みどりの基金等）の充実	◎	◎ D	◎	
		48 関係規定の適正化			◎	○



11 重点施策

基本理念「水と緑と人のネットワークづくりをめざして」の実現ために「水・緑・人・生きもの」に関わる個別施策を横断的テーマによりまとめ直し、重要かつ緊急性の高いものを重点施策と位置づけ、着実に計画を推進します。

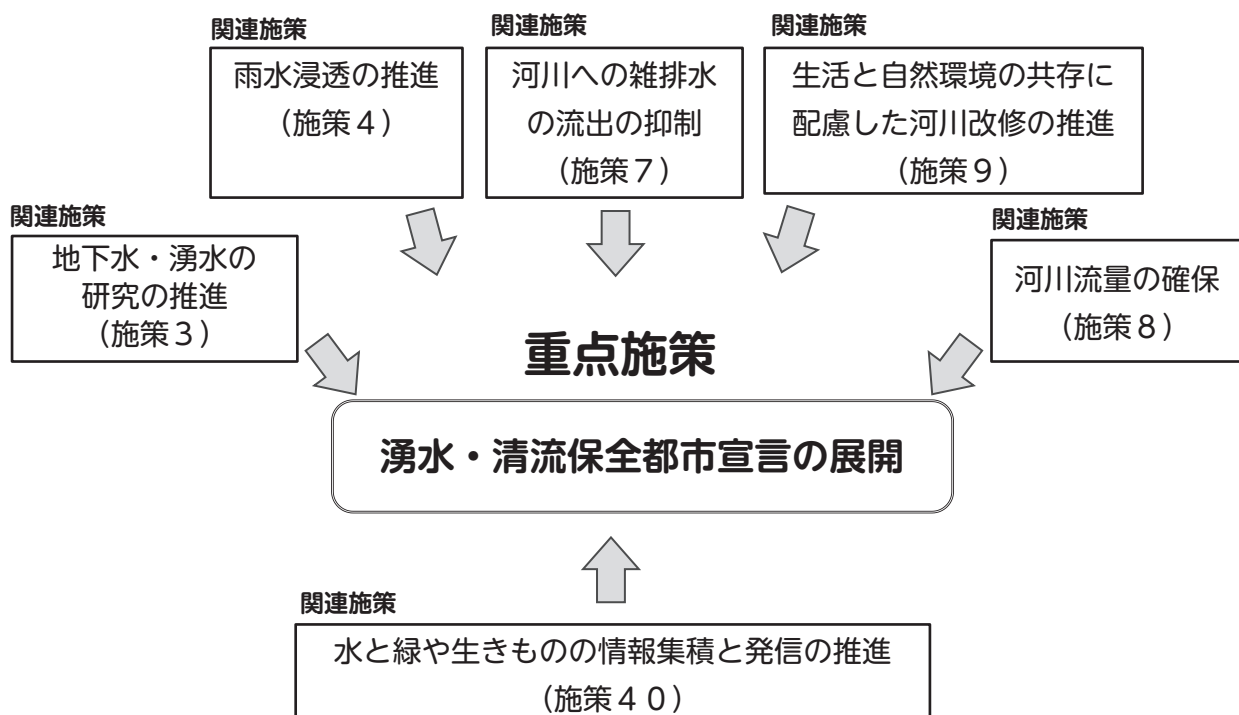
重点施策

- (1) 湧水・清流保全都市宣言の展開
- (2) 市民参加の緑づくり
- (3) 緑地保全計画に基づく緑の確保
- (4) 生きものの保全のための施策の充実

(1) 湧水・清流保全都市宣言の展開

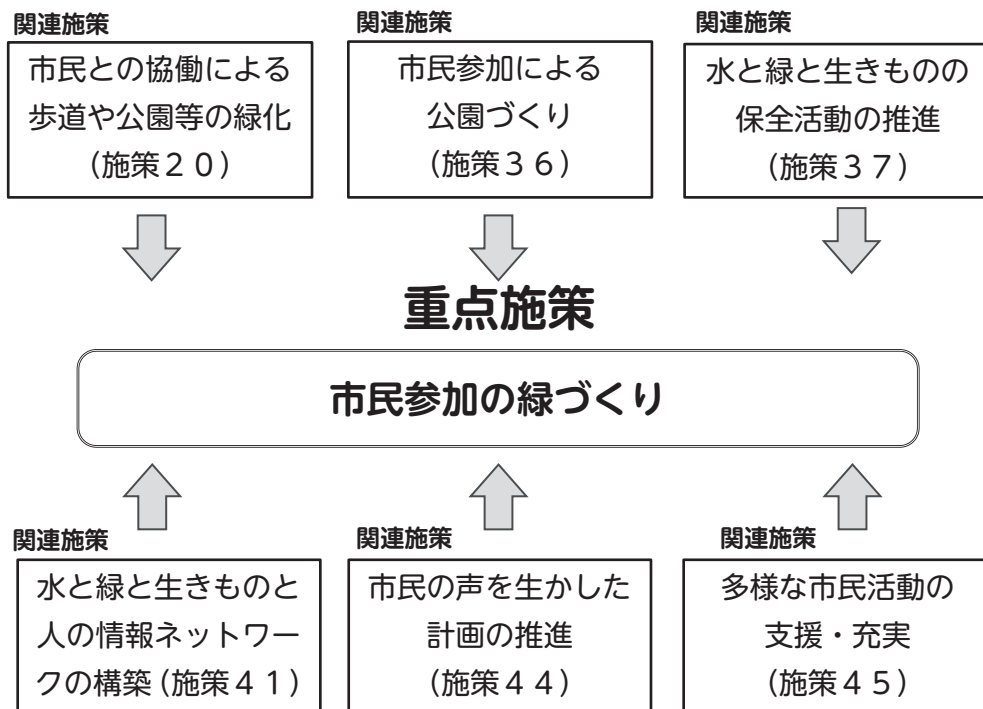
湧水・清流保全都市宣言のまちとして、湧水地や黒目川・落合川・立野川などの自然環境を保全し未来の世代に引き継いでいきます。

地下水・湧水の研究を進め、雨水浸透の推進・水量減少の抑制といった施策につなげ、湧水を保全していきます。河川水量の確保や雑排水の流出の抑制、河川改修の実施にあたっては、自然環境に十分配慮し施工を行うことにより清流を保全していきます。また、湧水と清流に関わる資料を収集し、その発信を通じて湧水・清流保全宣言都市に相応しい東久留米市の活動を市民のみならず広くPRし、保全のための機運を高めていきます。



(2) 市民参加の緑づくり

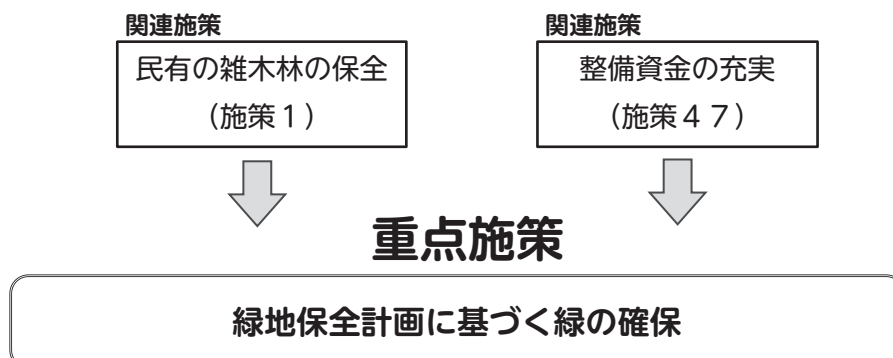
「緑づくり」にあたっては、これまでも道路・公園・緑地・河川等での緑化・保全活動、農業の支援等における市民の参加や市民主体の活動が行われています。市民のさらなる参加も促すために、行政の持つ情報の公開と市民の持つ情報を収集し、水と緑と人の情報ネットワークを構築して活動の基盤を作ります。また、市民活動の継続とさらなる充実を推進するため、その支援を行っていきます。



(3) 緑地保全計画に基づく緑の確保

雑木林や農地の減少が続く状況において、保全すべき価値の高い場所を将来に残すために「東久留米市緑地保全計画」を策定しました。今後は、この計画に基づき都市計画緑地や特別緑地保全地区への指定などの都市計画制度等を用いて、優先度の高いものから用地保全を進めていきます。

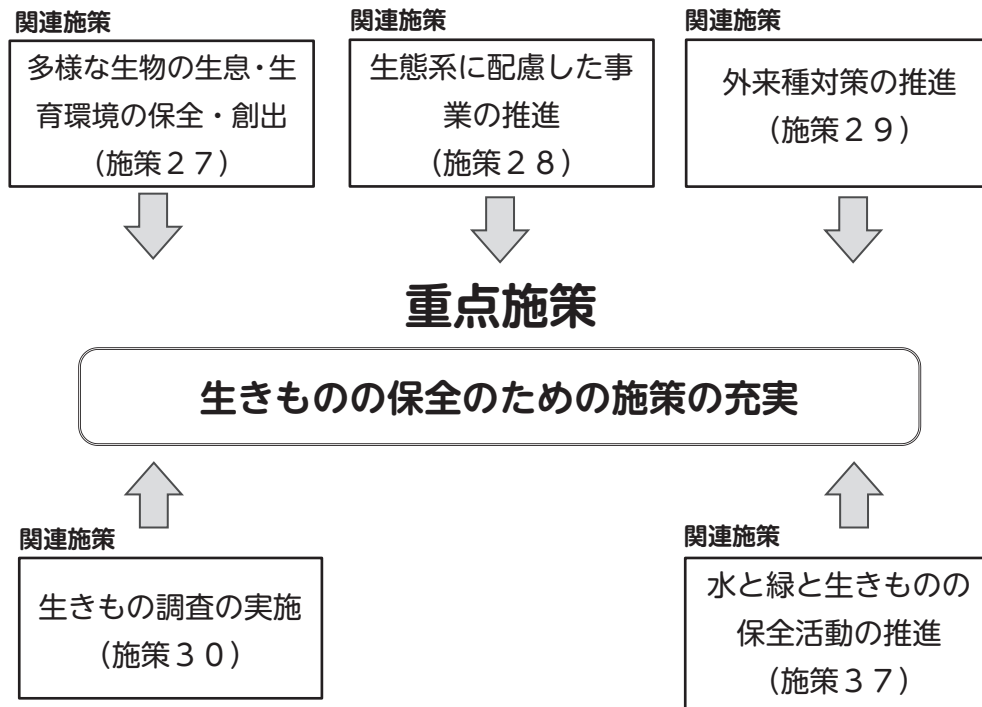
また、用地保全のために必要となる整備資金として、みどりの基金の充実や他の財源の検討、そのための制度の運用を検討していきます。





(4) 生きものの保全のための施策の充実

生きものの保全のためには、生息域となる水や緑の保全がもっとも重要です。こうした環境を保全するとともに建設事業等においては生きものへの影響に配慮した事業の計画や影響を最小とするような施工方法の検討が必要です。合わせて生物多様性を阻害する外来生物への対応や、生きもの調査によるモニタリングに基づく取り組みの推進、市民参加等を促す情報発信の充実が必要です。



コカ・コーラ社の名木



イオンモール東久留米の植樹



アレチウリ（特定外来生物）



落合川での生きもの調査



緑地保全地域での保全作業

12 計画の推進に向けて

(1) 計画の推進体制

この計画を総合的かつ計画的に推進するためには、市民・事業者・行政の積極的な取り組みはもちろん、協働による取り組みは欠かせないものです。

この計画の推進及び進行管理するための組織体制は、以下のとおりとし、各主体の役割分担のもとで、この計画の実効性を確保します。また、広域的な視点が必要な取り組み、技術的・財政的な理由等で市が単独で対応することが難しい取り組みは、国や都、近隣市、関係機関などとの連携を図りながら進めます。

① 東久留米市長

東久留米市長は、生物多様性戦略を包括する緑の基本計画を策定する主体であり、策定にあたっては、東久留米市環境審議会から意見を聴くための諮問を行います。また、計画の内容を市議会と共有しながら、計画を着実に実施する主体となります。

② 東久留米市環境審議会

東久留米市環境審議会は、市長から緑の基本計画に関する諮問を受け、専門的な見地からの審議を重ねた後答申します。

また、環境審議会は、緑の基本計画の進捗状況について点検・評価し、必要に応じ、市長に対し意見を述べます。

③ 東久留米市市民環境会議

東久留米市市民環境会議は、緑の基本計画の実現に向けた市民・事業者・行政の協働による取り組みの実施・推進組織であり、市民・事業者と情報交換しながら、各主体と連携した活動を行います。

④ 東久留米市庁内環境委員会

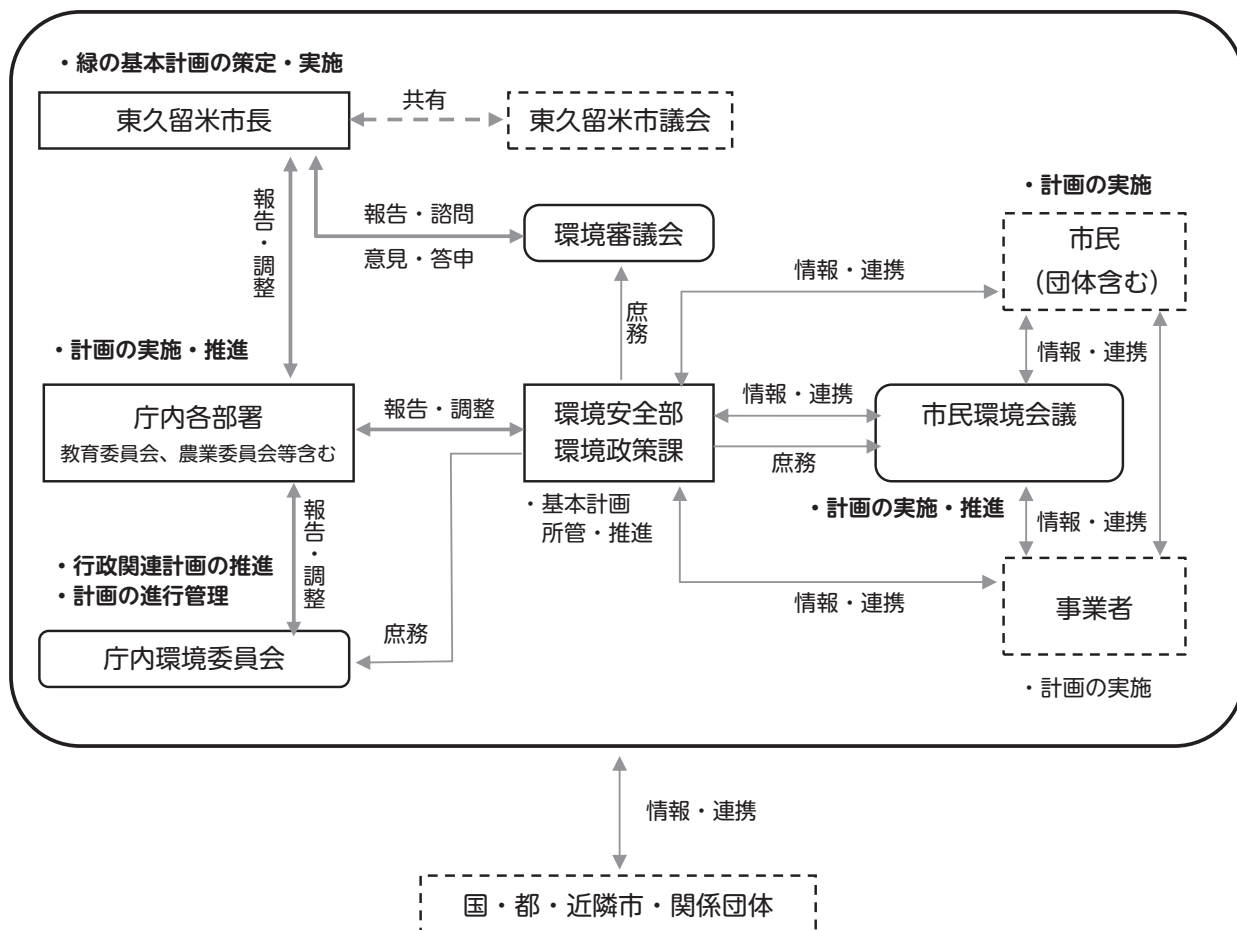
東久留米市庁内環境委員会は、全庁的な計画の推進及び進行管理の組織であり、緑の基本計画の進捗状況について、各部署から報告を受け、総合的かつ横断的な調整を行いながら、進行管理を行うとともに、関連計画を推進します。

⑤ 庁内各部署

庁内の各部署は、緑の基本計画に基づく施策・事業を推進するとともに、東久留米市庁内環境委員会にその結果を報告します。

⑥ 環境安全部環境政策課

環境安全部環境政策課は、環境審議会、市民環境会議、庁内環境委員会の運営の事務局機能を担うとともに、市民環境会議等と連携しながら、緑の基本計画を推進します。

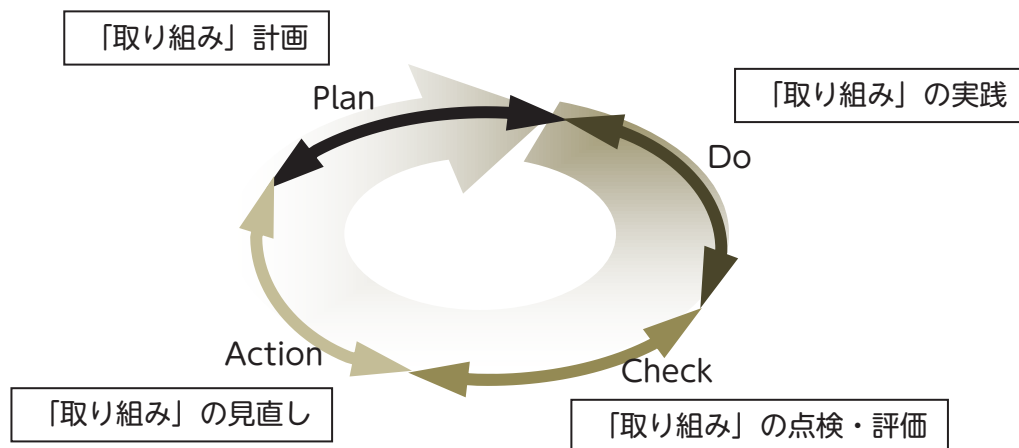


東久留米市緑の基本計画の推進体制

(2) 進行管理の基本的な流れ

この計画で定めた様々な取り組みを着実に実践し、また、この計画の継続的な改善を図っていくために、進行管理の仕組みを導入します。

進行管理の仕組みは、P（Plan:計画）→D（Do:実践）→C（Check:点検・評価）→A（Action:見直し）といった「PDCAサイクル」を基本とします。



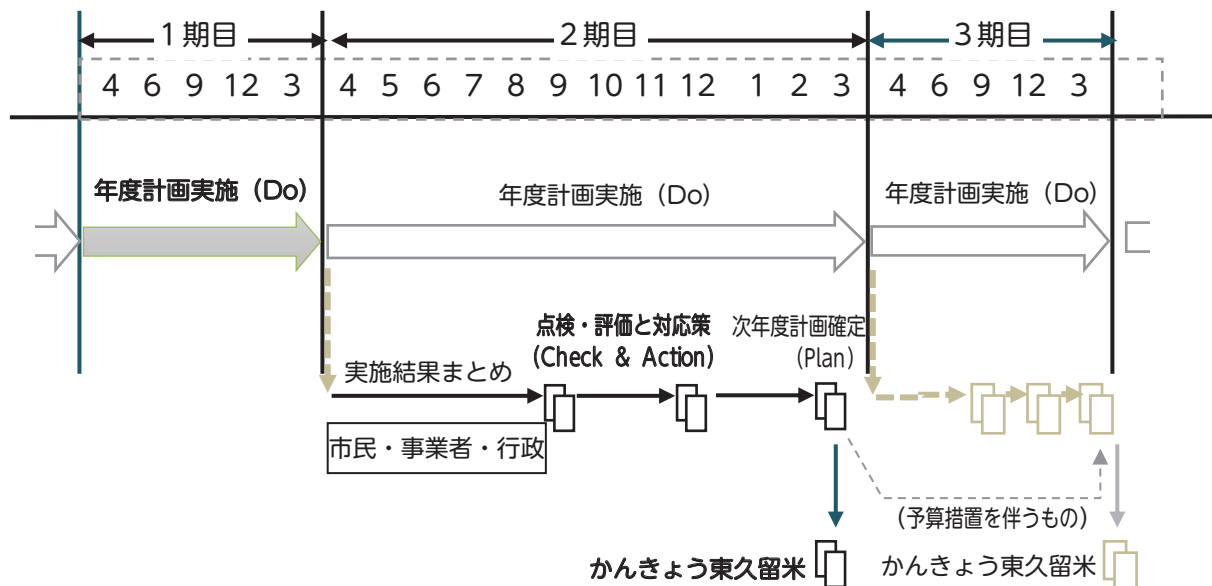
(3) PDCA の展開イメージ

毎年度「かんきょう東久留米」を通じた見直しと、おおむね5年ごとに行う計画全体の見直しを継続します。具体的には、前年度の施策・事業の実施結果を年度の前半にとりまとめ、その結果を基に環境審議会が点検・評価（必要に応じ見直し等を意見）し、年度末に「かんきょう東久留米」で、その結果を公表します。

なお、この計画は平成34年度までを計画期間としております。

計画期間においては、農地の宅地化等による緑地の減少と、一方では人口の減少も懸念されおり、将来的には土地利用が変化することも想定されます。また、平成32年には「生物多様性国家戦略2013－2020」や「東京都の緑施策の新展開」等の計画期間が終了することから、これら計画の改定も見込まれます。

よって、今後の社会経済状況の変化や関連計画などの改定、環境に関する知見の向上、市民や事業者の環境に対する価値観の変化等に適切に対応するため、平成34年度には、計画の体系や進行管理のあり方など、計画全体に係る見直しを行った新たな緑の基本計画を策定します。



(4) 点検・評価

この計画の着実な推進を目指し、市の上位計画である「長期総合計画」や個別計画である「環境基本計画」等の取り組みや目標値との整合性を図り、「かんきょう東久留米」において点検評価を行っていきます。

次頁の個別目標ごとの点検評価項目に加え、個別目標ごとの取り組み及び優先的に取り組むべき施策について、毎年度点検していきます。現状を把握し、過去のデータと比較することで、進捗状況を評価していきます。



■ 個別項目毎の点検評価項目 ※は市民アンケートによる

基本方針	個別目標	点検評価項目
1 緑の保全と回復	1 雑木林の保全	①緑地保全地域等や市が保全している樹林地、市民緑地、森の広場等の面積
	2 湧水の保全と回復	①宅地等における雨水浸透施設の設置基数 ②公共施設における雨水浸透施設の設置基数 ③湧水の研究の進捗状況
	3 拠点となる公園の整備と充実	①公園緑地等都市施設とする緑地の市民1人当たりの面積
2 水と緑と生きものの回廊の形成	4 清流の保全	①河川BOD測定値 ②「河川や水辺がきれい」と感じる市民の割合※
	5 水辺の自然環境保全	①河川改修工事施工前後において水辺の自然環境に関わる評価項目を別に設定し点検評価を行う。 (親水施設箇所数、水質、生物の生息状況等)
	6 河川とその周辺の緑の保全	①「住まいの近くで「緑」を感じる場所」において「川沿いの緑」と回答する市民の割合※
	7 街路樹ネットワークの創出	①都市計画道路等整備に伴う街路樹の整備率
3 まちなみの緑の育成	8 屋敷林、大木の保全	①保存樹木・保存樹林・緑地保護区域の指定数 ②保存樹木等PRの実施状況
	9 農地の保全	①生産緑地地区の面積 ②市民農園及び体験型農園の箇所数
	10 都市公園等の整備・拡充	①公園緑地等都市施設とする緑地の市民1人当たりの面積 ②「生活に必要な道路や公園が整っている」と感じる市民の割合※
	11 公共施設等の緑化	①公共施設等の緑化の推進状況 ②市民参加による緑化活動の実施状況
	12 地域緑化の推進	①宅地開発等に伴う緑地設置面積 ②「緑を基本とした景観が保全されている」と感じている市民の割合※
4 水と緑の活用と適正な管理	13 緑の質の向上	①管理・整備事業の実施状況
	14 多様な生きものの保全	①生きもののモニタリング結果 ・観察種（毎年調査）の確認状況 ・代表種（毎年調査）の確認状況 ・代表種（5年に1回程度調査）の確認状況 ②外来生物把握数 ③全垂鉛、ノニルフェノール、LAS測定値 (水生生物保全に係る水質環境基準項目) ④全窒素の測定値（魚類への影響）
	15 良好な雑木林や水辺の活用の促進	①活用推進事業の実施状況
	16 散策路ネットワークの創出	①市内にある散策路の認知度※ ②市内にある河川の認知度※
5 みんなで進める緑と生きものが豊かなまちづくり	17 市民参加の促進	①環境関連団体の登録者数 ②日頃から、身近な自然とふれあっている市民の割合※ ③緑の育成・保全活動に参加している市民の割合※ ④水辺や湧水にふれあう活動や行事に参加している市民の割合※
	18 環境学習の推進	①学校での環境学習の実施状況 ②環境イベント開催数（うち緑の基本計画関係） ③環境イベント参加者数（うち緑の基本計画関係）
	19 情報発信の充実	①湧水・清流保全都市宣言の認知度※ ②東久留米市の良さ（水や緑といった環境）を知っている市民の割合※
	20 計画の推進体制の強化	①環境審議会、市民環境会議の開催状況 ②整備資金の状況 ③市民活動の支援の状況

資料編

資料1

計画の位置付け

資料2

計画期間と目標年次

資料3

緑の現況

資料4

東久留米市の土地の成り立ち

資料5

生きものの現況

資料6

生きものモニタリングについて

資料7

緑と水に関する市民アンケート調査結果

資料8

緑地認定制度等について

資料9

第二次緑の基本計画中間見直しの経緯

資料10

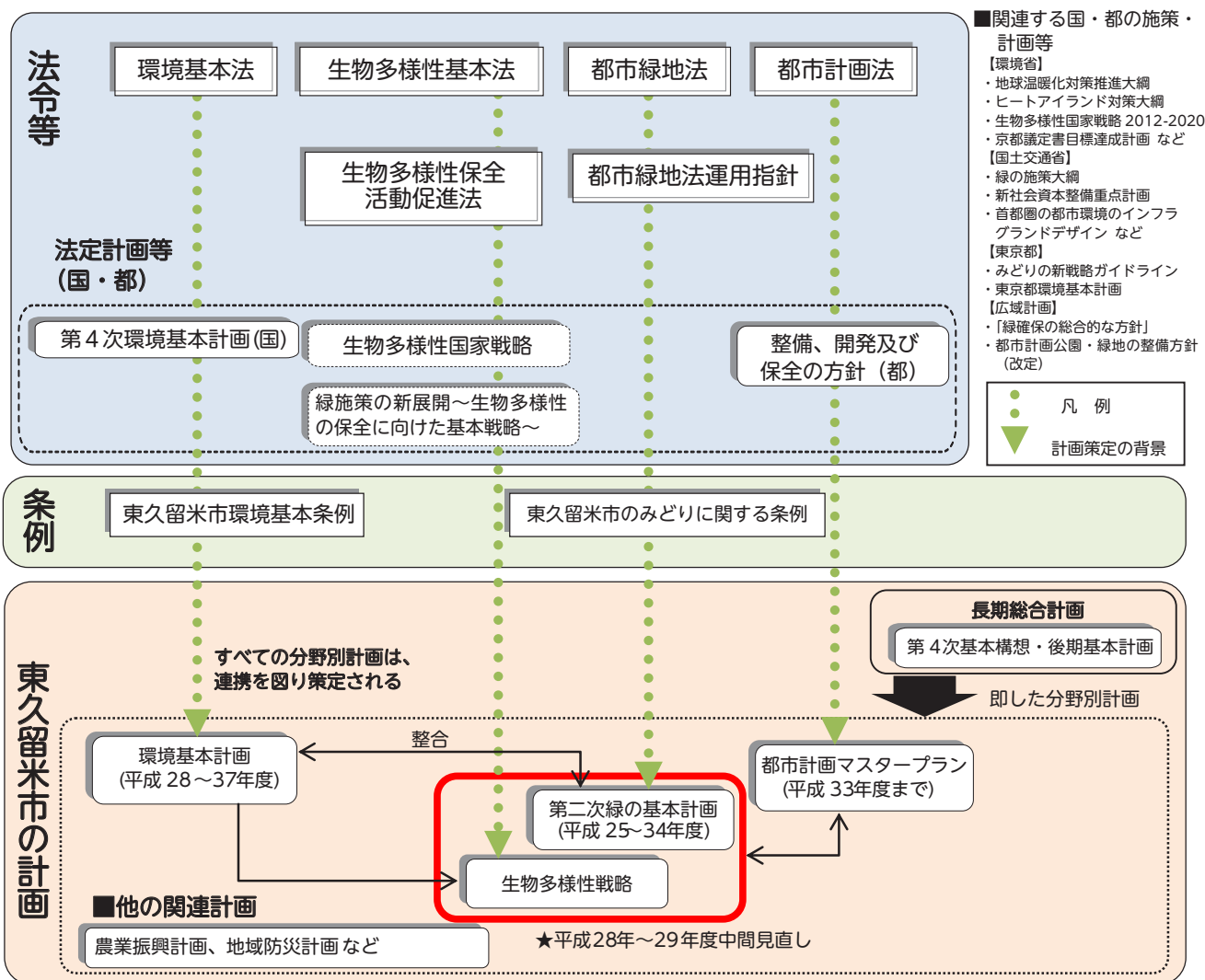
関連基礎用語解説





資料 1 計画の位置づけ

- ・ この計画は、都市緑地法に基づき、東久留米市第4次長期総合計画を上位計画とし、同計画を緑の面から実現するための基本計画として位置づけています。
- ・ 関連計画である「東久留米市第二次環境基本計画」「東久留米市都市計画マスタープラン」「東久留米市農業振興計画」等との施策や目標などの整合を図ります。
- ・ 生物多様性国家戦略は、国際的な枠組みづくりや全国的な視点が記載されており、生物多様性の重要性や危機の構造の考え方、生物多様性の保全及び持続可能な利用の課題、目標、基本方針、行動計画等を踏まえ、東久留米市における生物多様性の特性や危機について、とりまとめます。
- ・ 生きものを守ることと、その生息地となる「水や緑」を守ることは相互に深く関連するため、生物多様性地域戦略を、緑の基本計画に包括するかたちで作成します。



資料 2 計画期間と目標年次

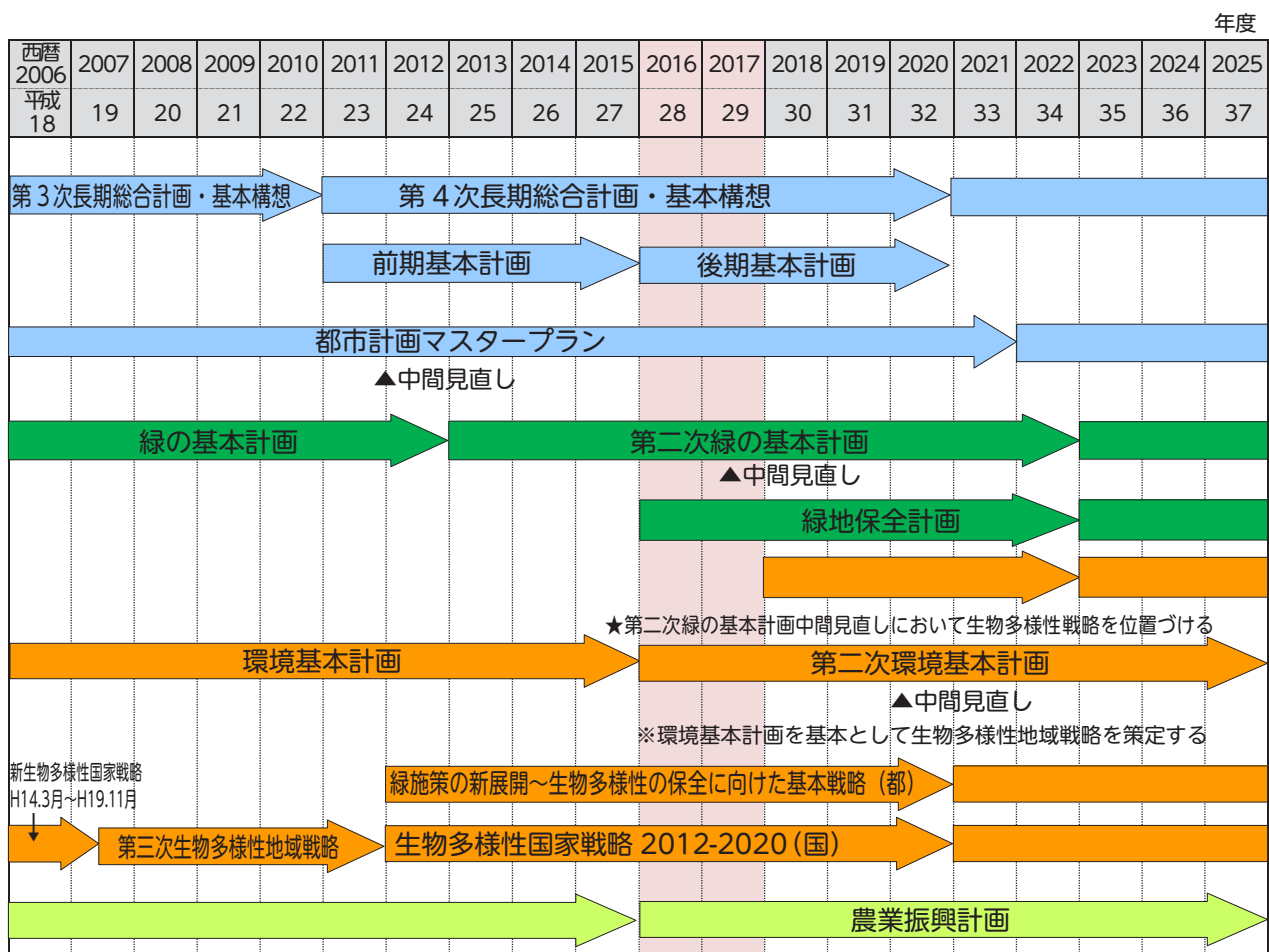
第二次緑の基本計画の計画期間は、平成 25 年度から 34 年度までの 10 年間とします。

生物多様性地域戦略の計画期間は、平成 30 年度から 34 年度までの 5 年間とします。

ただし、緑を守りつくる取り組みは、長期的な視点に立って計画し、実現していく必要があるため、今後の将来像を見据えた計画とします。

また、「かんきょう 東久留米」を通じた毎年の見直しと、おおむね 5 年ごとに計画全体を見直すこととします。

上位・関連計画の計画期間と第二次緑の基本計画（中間見直し）・生物多様性戦略の期間





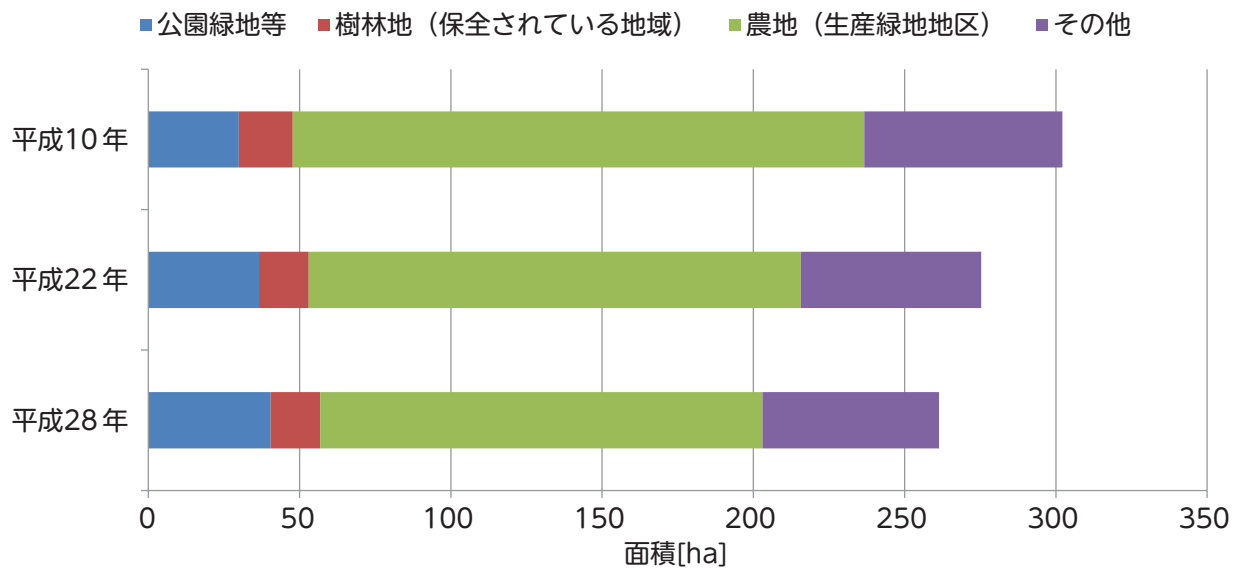
資料3 緑の現況

1. 緑地の現況と経年変化

市域面積は、1,288ha、緑地面積は、261.38ha で、緑地率は20.3%です。

主な緑地の構成と経年変化

年	平成10年		平成22年		平成28年	
	面積(ha)	緑地率(%)	面積(ha)	緑地率(%)	面積(ha)	緑地率(%)
公園緑地等	29.91	2.3	36.58	2.8	40.39	3.1
樹林地(保全されている地域)	17.83	1.4	16.45	1.3	16.39	1.3
農地(生産緑地地区)	188.89	14.6	162.65	12.6	144.37	11.2
その他	65.56	5.1	59.66	4.6	60.23	4.7
合 計	302.19	23.4	275.34	21.3	261.38	20.3



緑地の構成の変化

緑地分類					平成10年度 (人口:113,956人)			平成22年度 (人口:116,459人)			平成28年度 (人口:116,897人)		
					確保量		㎡／人	供用面積		㎡／人	供用面積		㎡／人
					箇所	面積(ha)		箇所	面積(ha)		箇所	面積(ha)	
公園緑地等の都市施設とする緑地	住区基幹公園	街区公園	84	5.77	0.51	114	7.45	0.64	127	8.29	0.71		
		近隣公園	2	7.59	0.67	2	7.59	0.65	2	7.59	0.65		
		地区公園											
		都市基幹公園	総合公園	0	0.00	0.00	1	2.56	0.22	1	4.98	0.43	
		運動公園											
	基幹公園計			86	13.36	1.17	117	17.60	1.51	130	20.86	1.78	
	特殊公園	特殊公園	2	1.26	0.11	2	1.26	0.11	2	1.26	0.11		
		風致公園											
		歴史公園											
	墓園			1	7.90	0.69	1	7.90	0.68	1	7.90	0.68	
	広域公園												
	緩衝緑地等	都市緑地	3	1.07	0.09	4	2.05	0.18	4	2.10	0.18		
		都市林											
		緑道											
		広場公園											
	その他小計			6	10.23	0.90	7	11.21	0.96	7	11.26	0.96	
	都市公園 計			92	23.59	2.07	124	28.81	2.47	137	32.12	2.75	
	条例等の公園			4	0.25	0.02	4	0.25	0.02	4	0.25	0.02	
	児童遊園												
	都市機構遊園			3	4.16	0.37	3	4.74	0.41	3	4.82	0.41	
	都営住宅遊園			3	1.52	0.13	3	1.89	0.16	3	1.90	0.16	
	滝山遊歩道			1	0.39	0.03	1	0.39	0.03	1	0.39	0.03	
	黒目川(上流域)						1	0.50	0.04	3	0.91	0.08	
	小 計			11	6.32	0.55	12	7.77	0.67	14	8.27	0.71	
	合 計			103	29.91	2.62	136	36.58	3.14	151	40.39	3.46	
制度上安定した緑地	法によるもの	生産緑地地区	319	185.87	16.31	313	160.80	13.81	306	144.37	12.35		
		風致地区	1	1.50	0.13	1	1.50	0.13	1	1.50	0.13		
		河川区域	2	14.90	1.31	2	14.90	1.28	2	14.90	1.27		
		市民緑地	1	0.10	0.01	1	0.10	0.01	1	0.10	0.01		
	条例等によるもの	条例等の緑地	1	0.33	0.03	1	0.19	0.02	1	0.19	0.02		
		緑地保全地域	8	13.26	0.03	8	13.26	1.14	8	13.26	1.13		
		森の広場	6	2.67	0.03	7	2.86	0.25	7	2.80	0.24		
	樹林地	2	0.07	0.03	6	0.33	0.03	6	0.33	0.03			
	その他	市街化調整区域内の農地	6	3.02	0.27	6	1.85	0.16	6	1.85	0.16		
	合 計			346	221.72	19.46	345	195.79	16.81	338	179.30	15.34	
公園・緑地の現況			449	251.63	22.08	481	232.37	19.95	489	219.69	18.79		
社会通念上安定した緑地	神社・寺の境内地	17	8.13	0.71	17	7.26	0.62	17	7.26	0.62			
	企業グラウンド	1	5.50	0.48									
	学校(小・中学校・高校)	28	39.20	3.44	26	36.74	3.15	25	35.46	3.03			
	合 計	46	52.83	4.64	43	44.00	3.78	42	42.72	3.65			
緑地の重複			6	2.27		2	1.03		2	1.03			
緑地総計			489	302.19	26.52	522	275.34	23.64	529	261.38	22.36		

平成22年度の表には平成25年3月に記載のなかった黒目川(上流域) 0.5haを加えています。

緑地面積の経年変化



2. 緑被地の現況と経年変化

緑被率（平成27年の航空写真による）は、全市域の30.7%、このうち樹木・樹林は13.0%、草地は5.2%、農地は12.5%です。

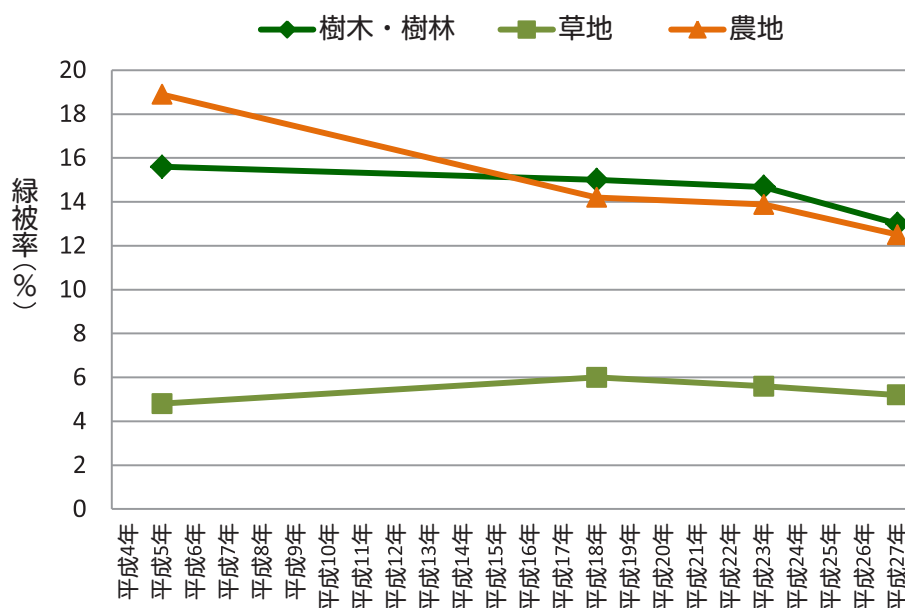
緑被地の現況と経年変化

	平成5年※1		平成18年※2		平成23年※3		平成27年※4	
	面積 (ha)	緑被率 (%)	面積 (ha)	緑被率 (%)	面積 (ha)	緑被率 (%)	面積 (ha)	緑被率 (%)
樹木・樹林	201.4	15.6	193	15	189.7	14.7	167.4	13
草地※5	60.8	4.8	77.8	6	72.3	5.6	67.4	5.2
農地	244.3	18.9	183.3	14.2	179.3	13.9	160.9	12.5
緑被地	506.6	39.2	454.1	35.1	441.3	34.2	395.7	30.7

※1 出典：平成5年度多摩六都みどりの実態調査（航空写真より縮尺1/2500地形図上で10㎡以上の緑被地を抽出）

※2 出典：平成18年4月から5月にかけて撮影されたデジタルオルソ画像（地上解像度25cm）から緑被地を抽出※3 平成18年のデータを平成23年航空写真により経年変化修正したもの

※4 平成23年のデータを平成27年航空写真により経年変化修正したもの



緑被率の変化

3. まとまった樹林地とその保全状況

300㎡以上のまとまった樹林地は約103.27haです。このうち、緑地保護区域（0.19ha）、緑地保全地域（13.26ha）、森の広場（2.80ha）、市有の樹林地（0.33ha）など条例等で保全されている樹林地は16.58haです。また、都市計画公園内には4.17ha分布しています。

4. 農地と生産緑地

農地（平成28年調査）では、162.0ha、生産緑地地区は144.4haで、農地の89.1%を生産緑地が占めています



コラム 9

人口減少社会における緑の確保について

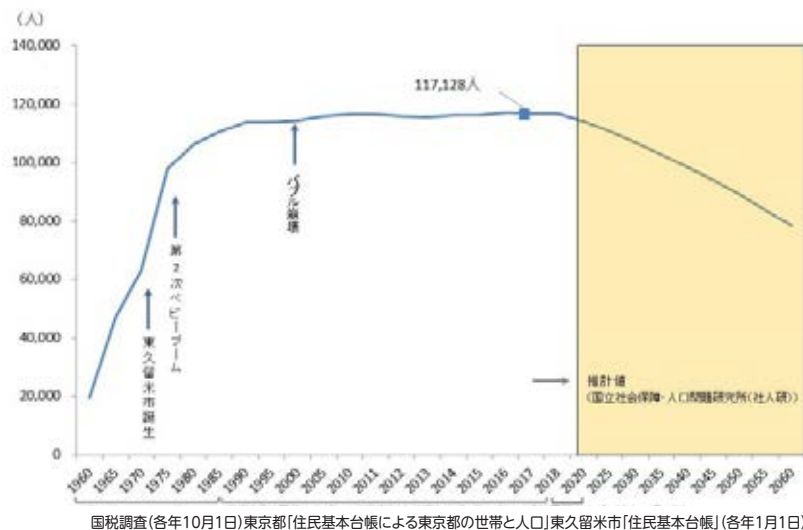
東久留米市においては、主に宅地化の進行により緑が減少していますが、一方で、日本の人口が減少に転じ、今後さらに人口減少が進むと言われており「今後は、緑は減らないのではないか」という考えもあります。しかし、住宅の需要には、さまざまな要因が絡みます。

東久留米市の人口はここ十年ほぼ横ばいで推移しています。しかし、2025年に111,056人、2060年には78,391人にまで減少すると推計されています。

世帯数は、必要な住宅数と強い関連があり、東京都あるいは隣接する埼玉県を含めても2025年までは増加傾向にあり、人口減少の割合ほど世帯数の減少も推計されていません。東久留米市の世帯構成として、約95%が核家族世帯と単独世帯で、その割合が増加していますが、今後はさらに単独世帯の増加が見込まれ、必要な住宅数の増加が考えられます。

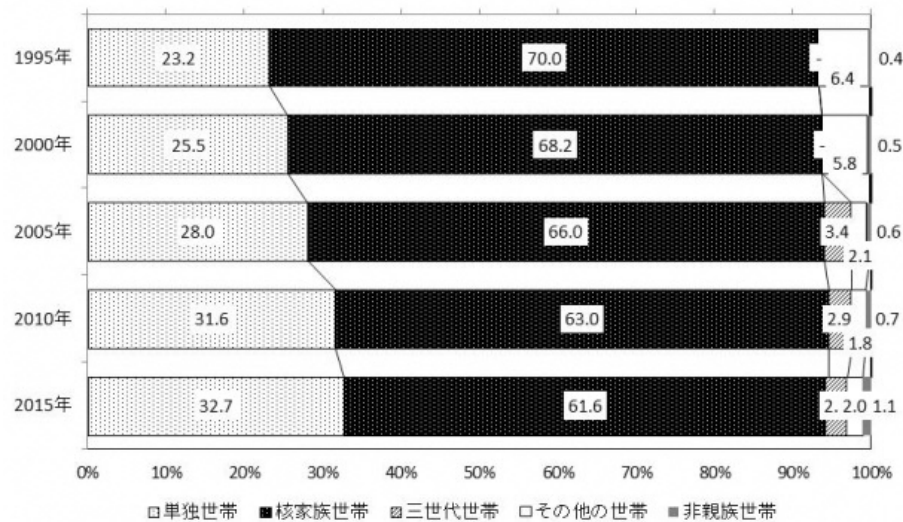
核家族化と高齢化が進んでいるため、所有者が亡くなった住宅の相続人が、すでに自身の持ち家を持っているケースも多くなり、今後、空き家が増える可能性もあります。

いずれにしても、将来的には人口減少に伴う住宅需要や農地等の所有者の意向等により、土地利用にも変化が訪れると思われます。今後はこうした動向を見据えた計画作りをしていく必要があります。



国勢調査(各年10月1日)東京都(住民基本台帳による東京都の世帯と人口)東久留米市(住民基本台帳)(各年1月1日)

人口数の変化と将来予測



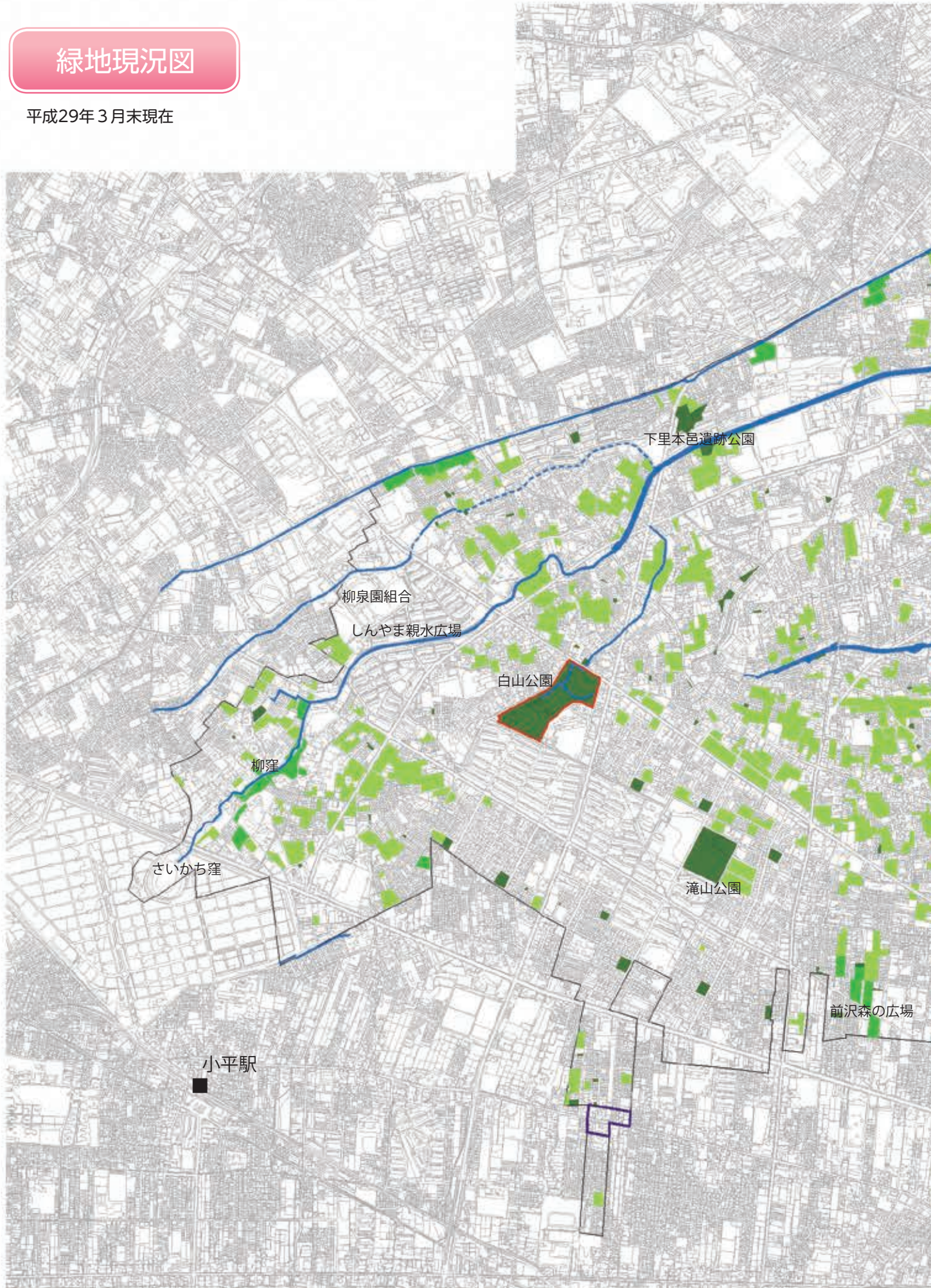
世帯数の変化

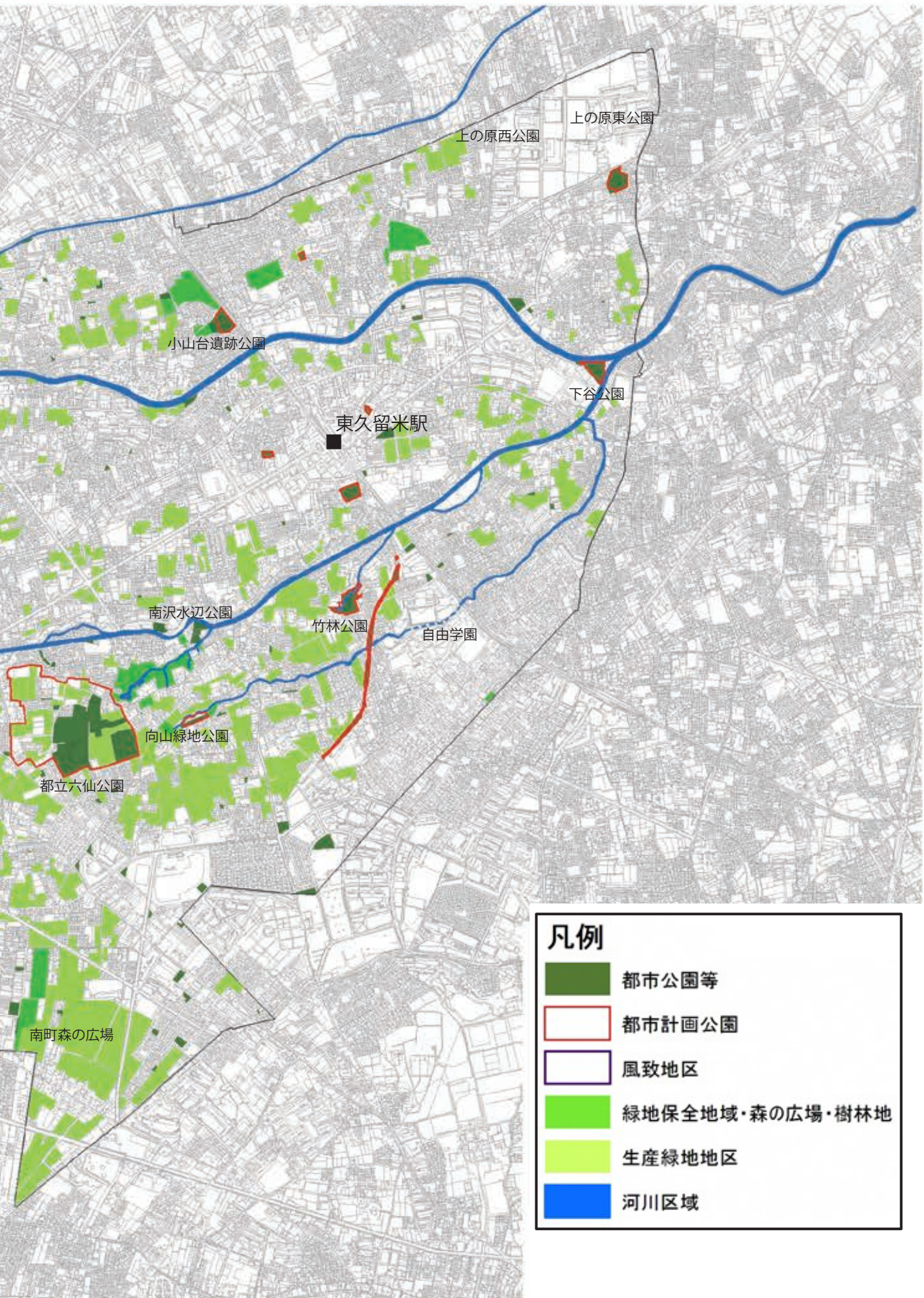
国勢調査 東京都区市町村町別報告より



緑地現況図

平成29年3月末現在





第1章 緑の基本計画と計画の実施状況

第2章 第二次緑の基本計画の中間見直しに向けた課題と方向性

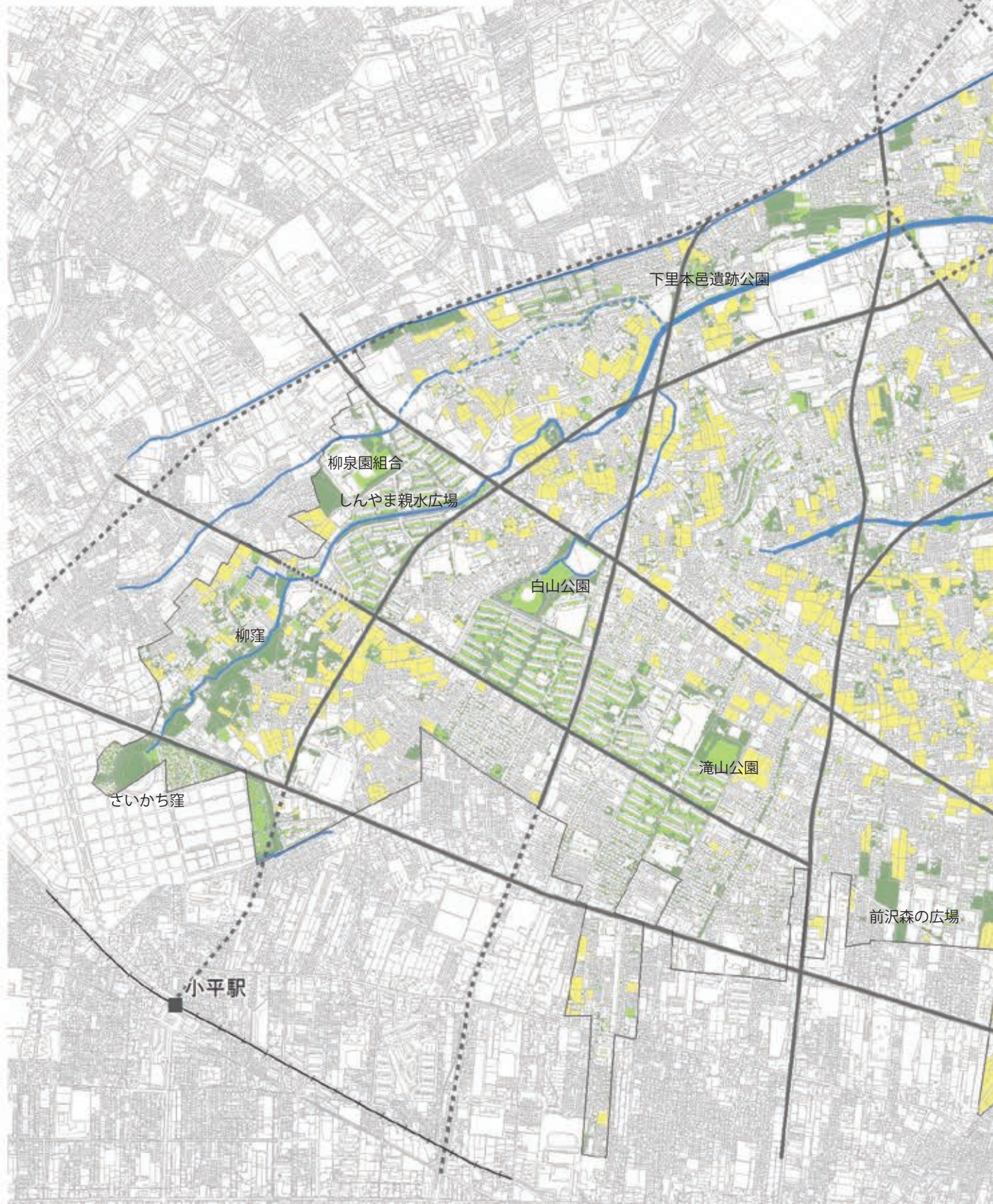
第3章 第二次緑の基本計画・生物多様性戦略

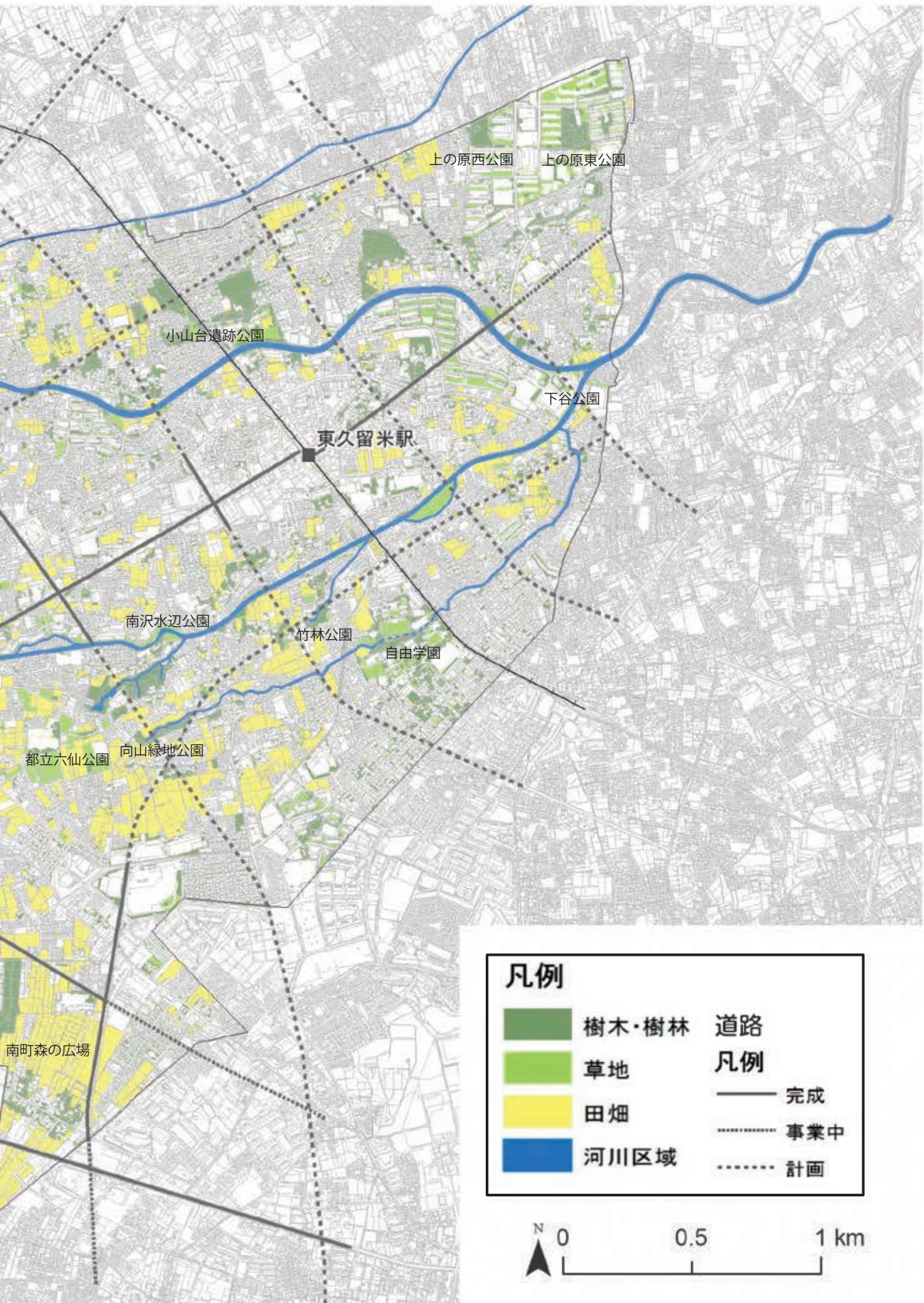
資料編



緑地現況図

平成23年のデータを平成27年の航空写真により修正したもの





第1章 緑の基本計画と計画の実施状況

第2章 第二次緑の基本計画の中間見直しに向けた課題と方向性

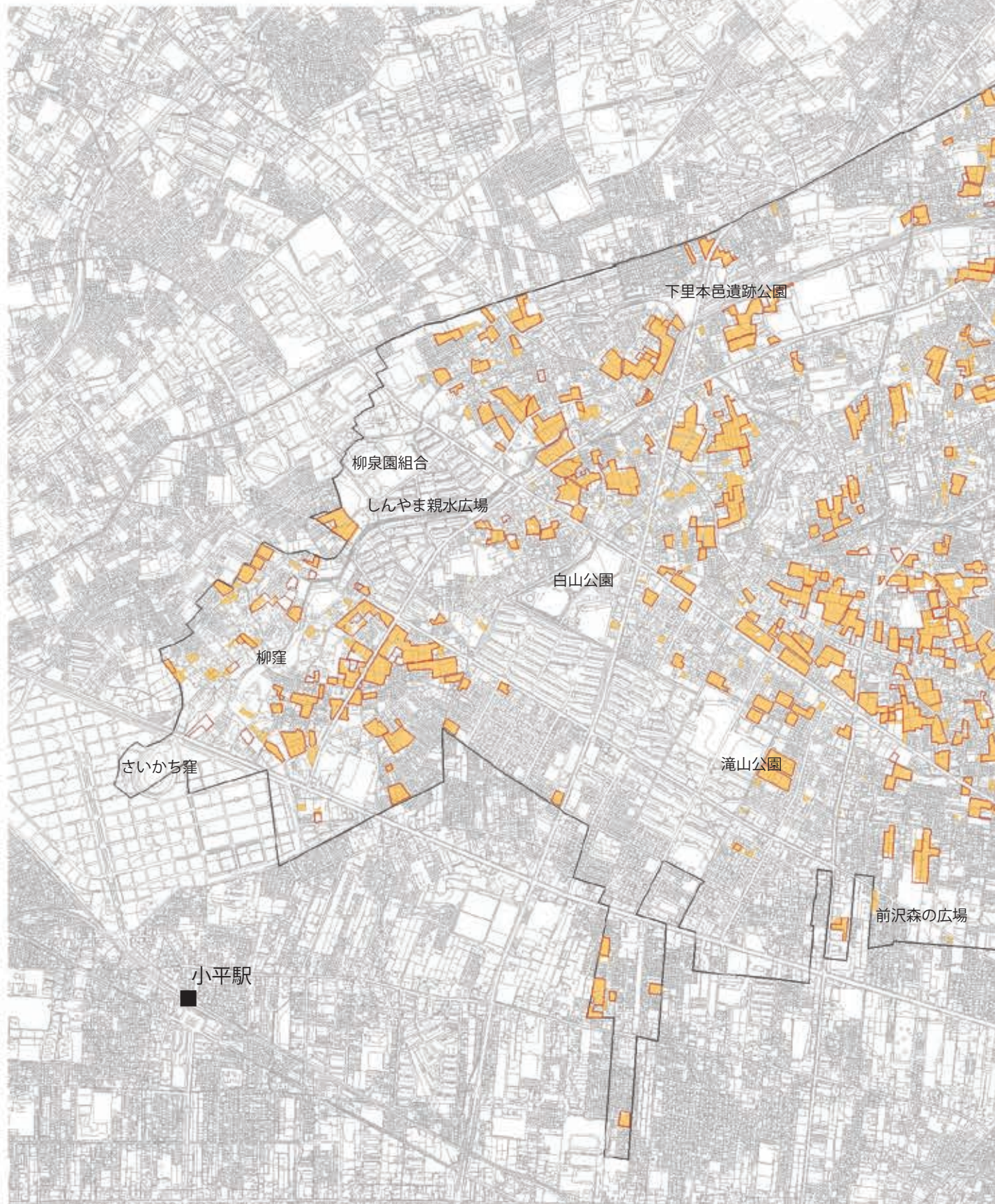
第3章 第二次緑の基本計画・生物多様性戦略

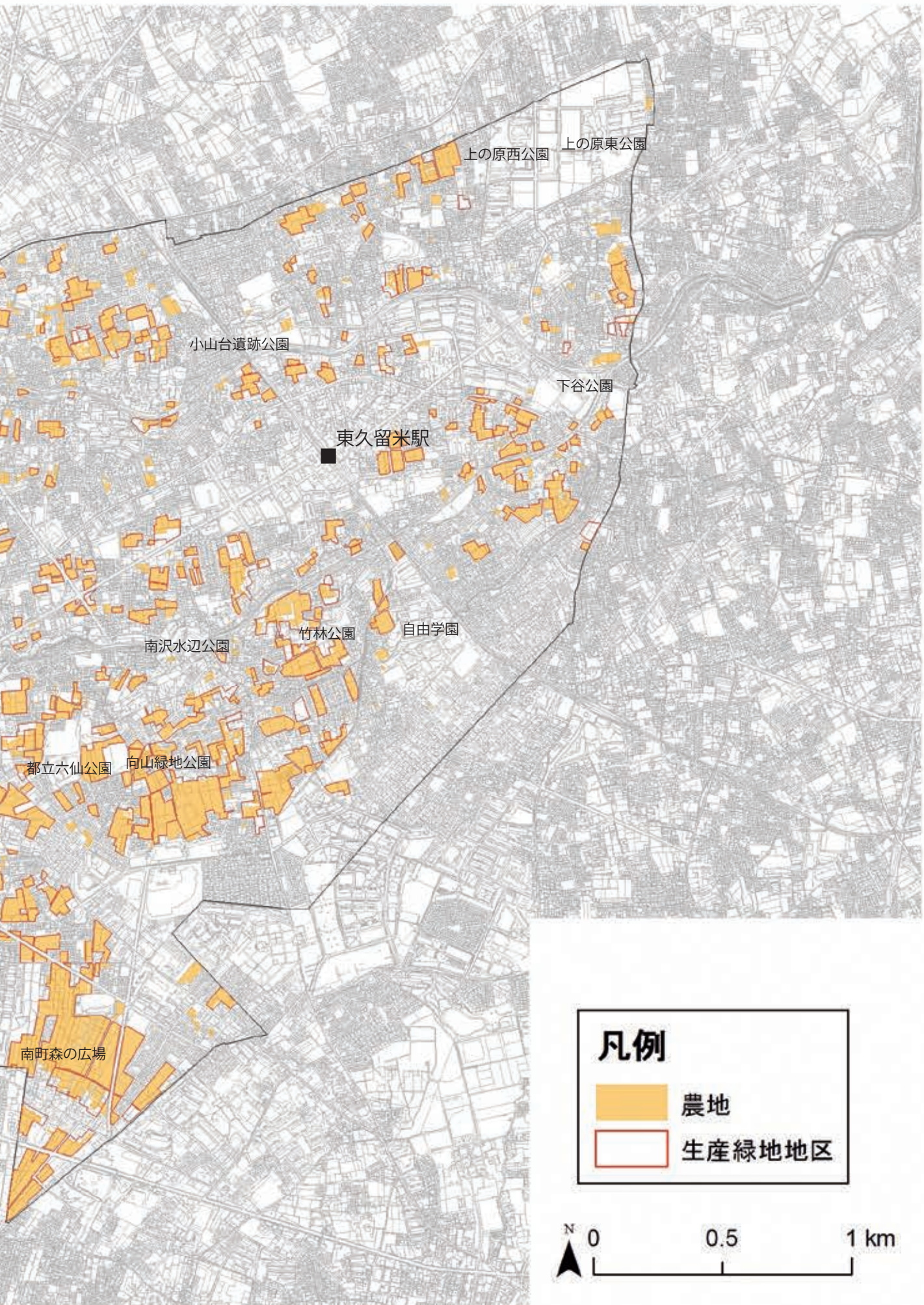
資料編



農地と生産緑地

平成27年の航空写真及び都市計画生産緑地地区総括図
(平成28年6月現在) より作成したもの





第1章 緑の基本計画と計画の実施状況

第2章 第二次緑の基本計画の中間見直しに向けた課題と方向性

第3章 第二次緑の基本計画・生物多様性戦略

資料編



5. 保全地域等

① 東京都の歴史環境保全地域・緑地保全地域の管理

保全地域とは、東京都の制度によるもので、市は都から保全地域の管理委託を受け、保全地域を良好な状態に維持するため、下草刈り、除草、落ち葉かき、ごみ拾い、支障枝処理、枯損木伐採及び野火止用水沈砂池管理等を行っています。また、管理は東久留米自然ふれあいボランティアと協働で行っています。

名 称	住 所	面 積 (㎡)
野火止用水歴史環境保全地域	下里六丁目、野火止二丁目、 小山五丁目	27,515 ※水路(776㎡)を除く
南沢緑地保全地域	南沢三丁目	25,355
南町緑地保全地域	南町三丁目	11,219
小山緑地保全地域	小山一丁目	19,737
氷川台緑地保全地域	氷川台一丁目	10,097
金山緑地保全地域	金山町一丁目	13,216
前沢緑地保全地域	前沢三丁目	11,885
柳窪緑地保全地域	柳窪四・五丁目	13,592
計	8箇所	132,616

② 森の広場

都市公園や緑地の不足を補うため、民有地の樹林地を借上げ、森の広場として市民に開放しています。

名 称	住 所	面 積 (㎡)
金山森の広場	金山町一丁目15番	(金山緑地保全地域内) 8,274
成美森の広場	氷川台一丁目21番	(氷川台緑地保全地域内) 2,021
前沢森の広場	前沢三丁目13番	4,598
前沢第二森の広場	前沢三丁目4番	1,000
柳窪森の広場	柳窪二丁目1番	2,002
南町森の広場	南町三丁目9番	8,238
柳窪けやき森の広場	柳窪五丁目4番	1,912
計	7箇所	28,045

③ 樹林地

緑地の推進保護・保全を図るため、「東久留米市のみどりに関する条例」及び「都市緑地法」に沿い、一団の樹林地を市が公有地化したものです。

名 称	住 所	面 積 (㎡)
学園樹林地	学園町一丁目14番	496.15
向山樹林地	南沢三丁目16番	213.24
柳窪樹林地	柳窪五丁目4番	204.94
柳窪第二樹林地	柳窪四丁目15番	405.52
下里樹林地	下里六丁目5番	167.72
南沢樹林地	南沢三丁目13番	1794.62
計	6箇所	3282.19

④ 市民緑地

「都市緑地法」に基づき、緑地保全を図るため所有者と市が協定を締結し、市民に公開した緑地です。

名 称	住 所	面 積 (㎡)
南沢第一市民緑地	南沢三丁目16番	968

⑤ 保存樹木等

「東久留米市のみどりに関する条例」に基づき、木の高さが10 m以上で、地上から1.5 mでの位置の幹の直径が50 cm以上（周囲1.57 m）の樹木を保存樹木として指定しています。指定された樹木等については、市の補助金の交付対象となります。

区 分		平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	備 考
保存樹木		506本	505本	540本	598本	643本	665本	656本	
保存樹林	樹林地	4,675㎡	4,675㎡	4,675㎡	4,675㎡	4,675㎡	4,675㎡	4,675㎡	2箇所
	生 垣	3,528m	3,451m	3,497㎡	3,427㎡	3,198㎡	3,193㎡	3,153㎡	
緑地保護区		1,853㎡	1,853㎡	1,853㎡	1,853㎡	1,853㎡	1,853㎡	1,853㎡	南沢緑地内 1箇所

⑥ 宅地開発等に伴う緑化面積

「東久留米市宅地開発等に関する条例」「東久留米市みどりに関する条例」に基づき、開発事業等の際に行われた緑化面積の合計です。

	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	合 計
緑化面積 (㎡)	2514.98	3340.62	4584.06	3661.01	5649.61	4646.77	3866.27	28263.32

⑦ 生産緑地の推移

年 度	地 区 数	面 積 (ha)
平成21年度	317	162.33
平成22年度	313	160.80
平成23年度	315	158.02
平成24年度	313	156.00
平成25年度	309	151.25
平成26年度	310	148.84
平成27年度	308	146.58
平成28年度	306	144.37

資料：都市建設部都市計画課



資料 4 東久留米市の土地の成り立ち

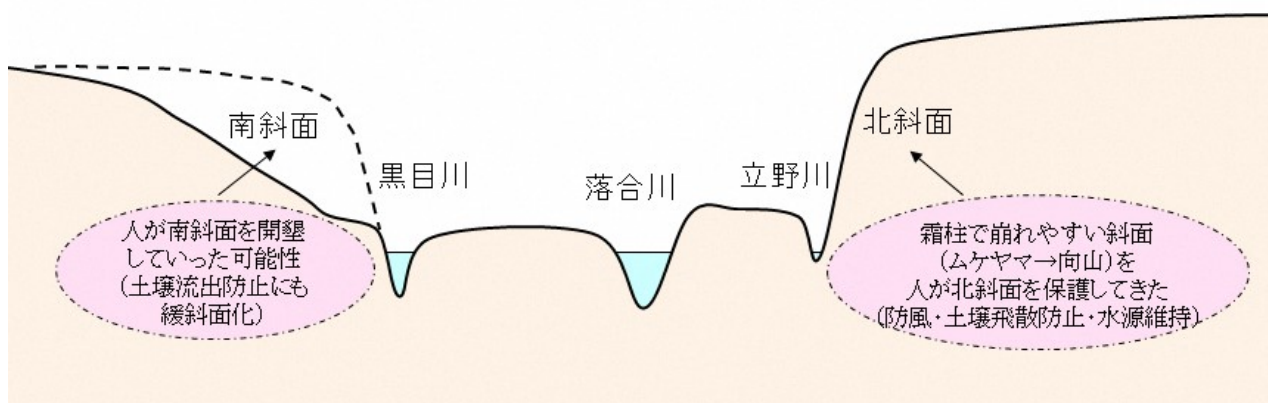
本編（第1章4）では、現在地表面で観察される地形、水と緑と生きものの現況が述べられていますが、ここではその成り立ちとメカニズムについて述べます。

東久留米市周辺の地形を広域から眺めると、武蔵野台地の上に柳瀬川と黒目川・落合川・立野川（荒川水系）が走る太い河川状の谷がみられます（1m 等高線による図を参照）。これは関東山地から古多摩川が5～6万年ほど前に流れていた流路の痕跡です。その流路を利用して現在の川が形成されています（名残り川といいます）。

黒目川・落合川・立野川の3河川は、武蔵野台地の北寄り、標高60mの平坦な台地の上の面から、10mほど下にある古多摩川の河岸段丘よりさらに深い位置（15m～20m下）を南西から北東に流れています。

崖線の形状を見てみると、玉川上水など人手が入らないところでは、北向き斜面は霜柱が立つことによって崩れて緩斜面になっている一方、南向き斜面は陽があたっていることにより垂直な状態になっています。一方、立野川沿いの北向き斜面が垂直で、黒目川沿いの南向き斜面が緩斜面になっているところが多いです。これは、黒目川沿いの南向き斜面は、古代より野焼きや焼き畑、農耕でより陽当たりを求め、土壌流出を防ぐために人為的に緩斜面にした可能性があります。また、立野川沿いの北向き斜面は、冬の防風や土壌飛散防止、防衛のために垂直な地形を保全した可能性が考えられます。

さらに江戸時代に武蔵野台地上に作られた野火止用水は、多摩川と荒川をつないでいて、これにより生物種の移動が起こったことが想像されます。

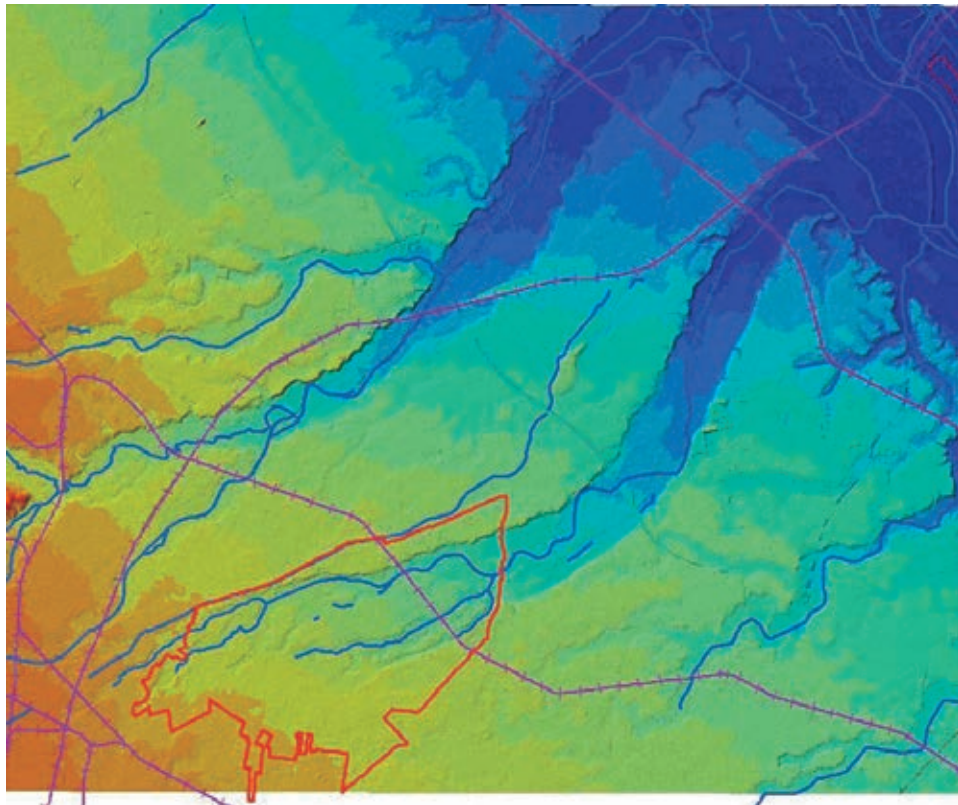


出典：(学)自由学園 杉原弘恭

落合川は、関東ローム層下の武蔵野礫層（古多摩川の砂礫堆積物、地下水の貯留層）に達しているため、流域内には湧水地点が多く、水量も豊富です。落合川と南沢湧水群は、東京都で唯一「平成の名水百選」（環境省）に選定されています。

北と南の崖線の下を流れる黒目川と立野川は、台地の関東ローム層に浸み込んだ雨水が崖線下から湧水となって流出しています。向山緑地・立野川源流域は、「関東・水と緑のネットワーク拠点百選」（(公財)日本生態系協会・(一社)関東地域づくり協会）に選定されています。

このような湧水は市民に親しまれているとともに、年間を通して安定した温度の湧水のおかげで、市内の気温や湿度・地温の安定に寄与していると考えられ、人々や生きものが暮らしやすい環境がつくられています。



東久留米市周辺の地形（1m 等高線による）出典：(学)自由学園 杉原弘恭

市内の各地には、樹林地などの緑が分布しています。特に、縁崖林には、平地林や農用地とは異なる植生や生態系がみられます。縁崖林の林床には、湧水河川の河岸段丘上にあるため、夏の暑さと冬の乾燥の影響が小さく、荒川水系上流域の丘陵地や関東山地にみられる山地性といわれる植物も生育しています。特に北斜面では、古多摩川の影響か、古い植生が残っていることもあります。

日本列島は最終氷河の影響が少なかったことによって古い生物相が遺存されたのですが、冬季に気温より水温が高い湧水環境では、外来植物が冬季から水中で旺盛に繁茂し、種類によっては開花するなどの現象がみられます。さらに河川では、洪水時の増水により逆流するほかに、上流から種子や植物体が流れ、下流に植物の分布が広がっていきます。定期的な川掃除などにより外来種除去が市民によって行われていますが、特定外来種は、分布の拡大を防ぐのに精一杯で、除去は困難です。さらに、近年の気温上昇による湧水温度の上昇も、冬季の外来種の生育に影響があると考えられます。

縁崖林は、古くから防風、土壌流出防止、水源維持のために、人為的にも保全、形成された可能性があります。屋敷林も防風等の効果も狙い、江戸時代に農家は、住居、納屋や倉庫などの建物と収穫物の乾燥、脱穀などの農作業用の空間を囲む形で作られていました。川沿いには水田もつくられていましたが、上流から河川に沿った用水路が複雑に張り巡らされ、太陽で温めてから利用していました。

また、草地は少なくなりましたが、まとまった面積の草地は、教育施設や公園などにあり、街路樹や宅地内の緑も市内の貴重な緑となっています。雨水がこれらの樹林地や農地、草地などで浸透することで、地下水が涵養され、湧水の水源となって、水が豊かな環境が保たれています。こうした「緑」や「水」が各所に存在していて、それらが黒目川や落合川、立野川といった河川となりその周辺が「水と緑と生きものの回廊」として水辺沿いの生態系を形成しています。

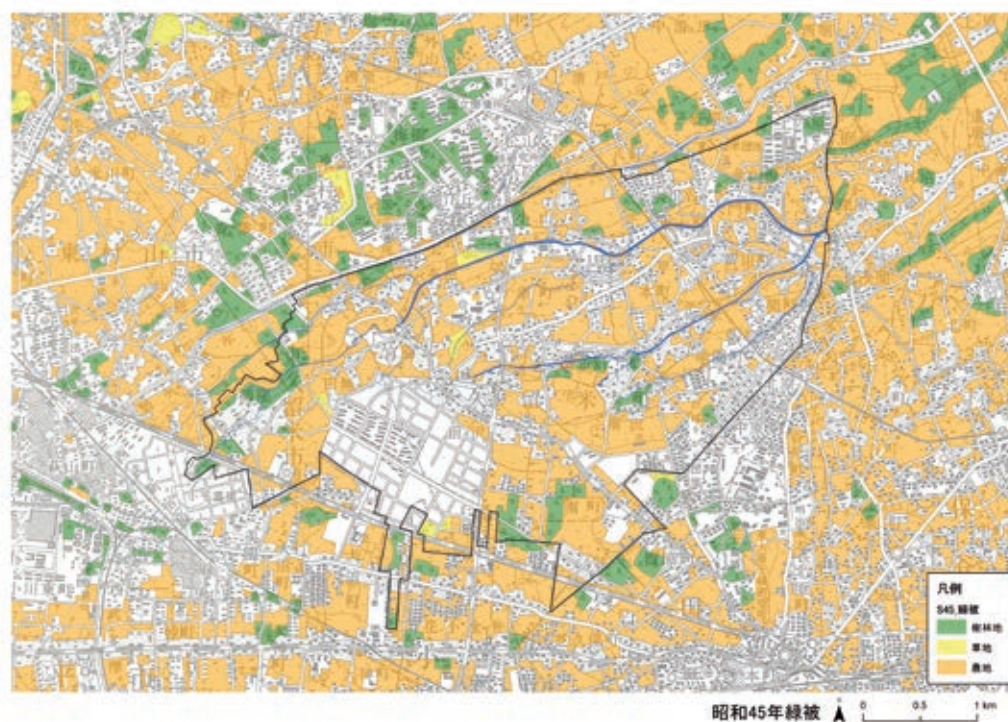
近年のアンケートでは、市内に残る河川周辺の縁崖林、屋敷林、市内の農地と平地林などのほか、身近な公園や広場の緑や川沿いの緑、街路樹など道路の緑を市民が身近に感じており、これらの緑も生きものの生育・生息の基盤として機能しています。



資料5 生きものの現況

1. 市内の緑（生きものの生息・生育地）の変化

生きものの生育・生息地である市内の緑（樹林、農地、河川など）の割合は、1970年代には市内の約4割でしたが、2000年代には約3割に減少し、分散化がすすみました。動植物の確認種の変化は、緑の減少や雑木林の森林化など、土地利用の変化が一因と考えられます。



市内の土地利用の変化（上図：1970年代、下図：2000年代）

2. 市内の主な生きものの変化

● 植物

東久留米市内の植物確認種は、過去と比較して減少傾向にあります。

「東久留米市の野草」(1989年)に掲載されている203種類の野草のうち、2003年には150種類が、2016年には197種が確認されました。

しかし、図書が発行された1989年当時と比較すると、2016年には6種(ネコノメソウ、ノミノフスマ、メナモミ、ヤブツルアズキ、オミナエシ、キクタニギク)が確認されていません。また、掲載されている203種の野草のうち、現時点でも全体の4割近くの生育が危機的状況にあるとの報告もあります。

植物の減少の原因は、緑被の減少や、雑木林の森林化、盗掘などと考えられています。

【参考資料】

- ①新屋茂木監修：「東久留米の野草」東久留米市教育委員会、平成2年3月5日発行(1989年)
- ②東久留米自然ふれあいボランティア聞き取り結果

● 動物(鳥類)

東久留米バードウォッチングの会の報告によると、東久留米市内の鳥類生息種が変化してきており、以前は確認されていた珍しい種が見られなくなっています。一方で、以前には確認されていなかった種で、最近、確認されるようになった種もあります。1947年から2014年の67年間にわたって市内の野鳥を観察した結果から、時代の変化と生息環境の変化に伴って、市内の野鳥の生息状況や確認できる野鳥の種類が変化していると考えられます。

特に、1947年から2014年にかけて市内で確認された鳥類の総種数は118種でしたが、そのうち、1947年から共通して確認されている種は48種(よく見る種は21種、時々見る種は9種、ごく稀に見る種は18種)(全体の約41%)、1993年以前は見られたが今はほとんど見られない種は32種(全体の約27%)、1977年以前は見られなかったが、最近は見られる種は25種(全体の約21%)と報告されています。推定される変遷の主な理由は以下のとおりです。

推定される変遷の主な理由

緑の減少により、餌となる木々がなくなることによって、いなくなった種	ヒバリ、ホオジロ など
子育てに適した場所(森林や野原)の減少によって、繁殖できなくなった種	コジュケイ、アオバズク など
渡り鳥達の生息域が脅かされて、減少した種	ツバメ など
新しい環境への野鳥の適応力によって増加した種	キジバト、コゲラ など
籠脱けの鳥の野鳥化によって増加した種	ワカケホンセイインコ、ガビチョウ など

【出典】(番号はp82～p84の表に対応します。)

- ①「東久留米の野鳥」吉良幸世著、東久留米市教育委員会、昭和52年12月1日発行(1977年)
：昭和22年から昭和52年(1947 - 1977年)の30年間に確認された野鳥の記録
- ②「東久留米の野鳥1994」吉良幸世著、東久留米市教育委員会、1994年3月30日発行(平成6年)
：平成16年から平成25年の10年間(1984 - 1993年)に確認された野鳥の記録及び自由学園内のバードセンサス：昭和39年～平成5年(1964～1993年)の30年間の44種の野鳥の数の増減の記録
- ③「野鳥は友だち HBWS探鳥会観察記録」東久留米バードウォッチングの会編集、東久留米バードウォッチングの会、平成27年2月発行(2014年)
：平成6年から平成26年の20年間(1994 - 2014年)に確認された野鳥の記録
- ④ ③に同じ



東久留米市野鳥観察記録 (1/3)

第1章 緑の基本計画と計画の実施状況

第2章 第一・二次緑の基本計画の中間見直しに向けた課題と方向性

第3章 第一・二次緑の基本計画・生物多様性戦略

資料編

No.	種名	確認場所（出典）			
		市内 (①)	市内 (②)	市内 (③)	近郊 (④)
1	カイツブリ			○	◎
2	ハジロカイツブリ				○
3	カンムリカイツブリ				◎
4	オオミズナギドリ			△	○
5	ハシボソミズナギドリ				
6	カワウ		◇	◎	◎
7	ヨシゴイ				○
8	ゴイサギ	□	◇	○	○
9	ササゴイ	□			△
10	アカガシラサギ				△
11	アマサギ				○
12	ダイサギ	□		◎	◎
13	チュウサギ	□			○
14	コサギ	□	◇	◎	◎
15	アオサギ	□		◎	◎
16	クロツラヘラサギ				△
17	オシドリ			△	○
18	マガモ		◇	○	◎
19	カルガモ	□	◇	◎	◎
20	コガモ	□	◇	○	◎
21	トモエガモ				△
22	ヨシガモ			△	○
23	オカヨシガモ				○
24	ヒドリガモ		◇	◎	◎
25	アメリカヒドリ				
26	オナガガモ		◇	◎	◎
27	シマアジ				
28	ハシビロガモ		◇	△	◎
29	ホシハジロ				◎
30	キンクロハジロ		◇		◎
31	スズガモ				◎
32	ホオジロガモ				△
33	ミコアイサ				△
34	ウミアイサ				
35	ミサゴ				○
36	ハチクマ	□			
37	トビ	□	◇		○
38	オオタカ		◇	△	○
39	ツミ		◇	○	○
40	ハイタカ	□		△	○

No.	種名	確認場所（出典）			
		市内 (①)	市内 (②)	市内 (③)	近郊 (④)
41	ノスリ	□		△	○
42	サシバ	□			○
43	ハイイロチュウヒ				
44	チュウヒ				△
45	ハヤブサ				○
46	チゴハヤブサ				
47	チョウゲンボウ		◇	△	○
48	ウズラ				
49	ヤマドリ				
50	キジ		◇		○
51	クイナ			△	○
52	ヒクイナ	□		△	
53	シロハラクイナ				△
54	バン		◇	△	◎
55	オオバン			△	◎
56	タマシギ				△
57	ミヤコドリ				◎
58	コチドリ	□		○	◎
59	イカルチドリ				○
60	シロチドリ				○
61	メダイチドリ				◎
62	オオメダイチドリ				△
63	ムナグロ				○
64	ダイゼン				◎
65	ケリ				△
66	タゲリ				△
67	キョウジョシギ				◎
68	ヨーロッパトウネン				
69	トウネン				◎
70	ヒバリシギ				
71	ハマシギ				◎
72	サルハマシギ				△
73	コオバシギ				△
74	オバシギ				○
75	ミユビシギ				◎
76	エリマキシギ				△
77	キリアイ				△
78	オオハシシギ				△
79	ツルシギ				
80	アカアシシギ				△

東久留米市野鳥観察記録 (2/3)

No.	種名	確認場所（出典）			
		市内 (①)	市内 (②)	市内 (③)	近郊 (④)
81	コアオアシシギ				○
82	アオアシシギ				◎
83	クサシギ				△
84	タカブシギ				
85	キアシシギ				◎
86	イソシギ				◎
87	ソリハシシギ				○
88	オグロシギ				○
89	オオソリハシシギ				◎
90	ダイシャクシギ				○
91	ホウロクシギ				○
92	チュウシャクシギ				◎
93	ヤマシギ	□			○
94	タシギ			○	◎
95	オオジシギ				
96	セイタカシギ				◎
97	ユリカモメ	□	◇	△	◎
98	セグロカモメ				○
99	オオセグロカモメ				○
100	シロカモメ				
101	カモメ				
102	ウミネコ				◎
103	ズグロカモメ				△
104	ミツユビカモメ				
105	クロハラアジサシ				△
106	アジサシ				○
107	コアジサシ				◎
108	シラコバト				△
109	キジバト	□	◇	◎	◎
110	アオバト	□	◇		○
111	カッコウ	□	◇	△	○
112	ツツドリ	□	◇		○
113	ホトトギス	□	◇		○
114	トラフズク				△
115	コミミズク				△
116	コノハズク				△
117	アオバズク	□	◇	△	○
118	フクロウ				○
119	ヨタカ	□			
120	ヒメアマツバメ				○

No.	種名	確認場所（出典）			
		市内 (①)	市内 (②)	市内 (③)	近郊 (④)
121	アマツバメ	□	◇		△
122	ヤマセミ				△
123	アカショウビン	□	◇		
124	カワセミ	□	◇	◎	◎
125	ブッポウソウ				
126	アリスイ				△
127	アオゲラ		◇	○	○
128	アカゲラ			△	○
129	コゲラ		◇	◎	◎
130	ヒバリ	□	◇		○
131	ショウドウツバメ				
132	ツバメ	□	◇	◎	◎
133	コシアカツバメ				△
134	イワツバメ		◇	△	○
135	ツメナガセキレイ				
136	キセキレイ	□	◇	◎	◎
137	ハクセキレイ	□	◇	◎	◎
138	セグロセキレイ	□	◇	◎	◎
139	ピンズイ	□	◇	△	○
140	タヒバリ	□	◇	○	◎
141	サンショウクイ	□			
142	ヒヨドリ	□	◇	◎	◎
143	モズ	□	◇	◎	◎
144	キレンジャク				△
145	ヒレンジャク				△
146	カワガラス				△
147	ミソサザイ	□	◇	△	△
148	カヤクグリ				△
149	コマドリ	□			△
150	ルリビタキ	□	◇	○	◎
151	ジョウビタキ	□	◇	◎	◎
152	ノビタキ				○
153	イソヒヨドリ				△
154	トラツグミ	□	◇	△	○
155	マミジロ				△
156	クロツグミ	□			△
157	アカハラ	□	◇	△	○
158	シロハラ	□	◇	○	◎
159	マミチャジナイ				
160	ツグミ	□	◇	◎	◎

第1章「緑の基本計画と計画の実施状況」

第2章「第二次緑の基本計画の中間見直しに向けた課題と方向性」

第3章「第二次緑の基本計画・生物多様性戦略」

資料編



東久留米市野鳥観察記録 (3/3)

第1章 緑の基本計画と計画の実施状況

第2章 第一次緑の基本計画の中間見直しに向けた課題と方向性

第3章 第二次緑の基本計画・生物多様性戦略

資料編

No.	種名	確認場所（出典）			
		市内 ①	市内 ②	市内 ③	近郊 ④
161	ヤブサメ	□			
162	ウグイス	□	◇	◎	◎
163	コヨシキリ				△
164	オオヨシキリ	□	◇	△	◎
165	メボソムシクイ	□	◇		
166	センダイムシクイ	□	◇		○
167	キクイタダキ	□	◇	△	△
168	セッカ	□			○
169	キビタキ	□	◇	△	◎
170	オオルリ	□	◇	△	○
171	サメビタキ				
172	エゾビタキ	□	◇	○	◎
173	コサメビタキ	□		△	○
174	サンコウチョウ	□	◇	△	○
175	エナガ	□		◎	◎
176	ツリスガラ				
177	コガラ		◇		△
178	ヒガラ	□	◇	△	△
179	ヤマガラ	□	◇	○	◎
180	シジュウカラ	□	◇	◎	◎
181	ゴジュウカラ				
182	メジロ	□	◇	◎	◎
183	ホオジロ	□	◇	△	○
184	コジュリン				
185	カシラダカ	□	◇	△	○
186	ミヤマホオジロ				△
187	アオジ	□	◇	○	◎
188	クロジ	□	◇	△	△
189	オオジュリン				○
190	アトリ	□		△	○
191	カワラヒワ	□	◇	◎	◎
192	マヒワ	□			○
193	ハギマシコ				
194	イスカ				
195	ベニマシコ				○
196	ウソ	□			○
197	コイカル				△
198	イカル	□	◇		○
199	シメ	□	◇	○	◎
200	スズメ	□	◇	◎	◎

表の色分けの意味

記号	表の色	色分けの意味
A	黄色	出典①～③で共通して見られる種（過去から継続して見られる種）
B	緑色	出典①あるいは②のうち③では見られない種（1993以前は見られたが、今はほとんど見られない種）
C	青色	出典②あるいは③では見られるが①では見られない種（1977年以前は見られなかったが、最近は見られる種を指す）

No.	種名	確認場所（出典）			
		市内 ①	市内 ②	市内 ③	近郊 ④
201	コムクドリ	□			○
202	ムクドリ	□	◇	◎	◎
203	カケス	□	◇	△	○
204	オナガ	□	◇	◎	○
205	ハシボソガラス	□	◇	◎	◎
206	ハシブトガラス	□	◇	◎	◎
207	オオコノハズク	□	◇		
208	チゴモズ	□			
209	アカモズ	□			
210	ノゴマ	□	◇		
211	コルリ	□			
212	ベニヒワ	□			
213	ヤツガシラ		◇		
214	エソムシクイ		◇		

番外

215	コジュケイ	□	◇	△	◎
216	ドバト		◇	◎	◎
217	ワカケホンセイインコ		◇	◎	○
218	ガビチョウ			△	◎
219	ソウシチョウ			△	◎
220	アヒル			◎	◎
221	バリケン		◇		

出典ごとの総確認種数

合計	出典			
	市内 ①	市内 ②	市内 ③	近郊 ④
	87	80	82	179

出典③、④による確認種数と確認の頻度

凡例	確認頻度	出典			
		市内 ①	市内 ②	市内 ③	近郊 ④
◎	よく見る	-	-	31	69
○	時々見る	-	-	15	65
△	ごく稀に見る	-	-	36	45

3 生きものの現況

これまでに市内及び近隣自治体では生きものの分布を調べる調査が行われてきました。

平成23年から平成28年にかけて実施された調査の結果、現在の東久留米市及び周辺の生きものの分布（確認）状況は、以下のとおりであることが分かりました。

（1）市内の生きものの確認状況

これまでの調査（※）の結果、東久留米市内では、19の調査地区において、計2,213種の生物が確認されています。このうち、希少種は計166種、外来種（特定外来生物）は計7種でした。

東久留米市内の生きもの確認種数（平成23年～平成28年）

分類群	植物	哺乳類	両生類	爬虫類	昆虫類	鳥類	魚類	底生動物	その他無脊椎	合計
総確認種	1,130種	9種	2種	6種	870種	87種	23種	78種	8種	2,213種
希少種	84種	1種	1種	5種	25種	38種	9種	3種	—	166種
外来種	4種	1種	—	—	—	2種	—	—	—	7種

※市内で、東京都などによって平成26年度までに実施された現地調査や、東久留米市が平成28年度に実施した現地調査の結果に基づきます。

出典：「28.東久留米市生きもの調査委託 報告書」（平成29年3月、アジア航測株式会社）

市内でみられる主な自然環境ごとの、主な生きものの確認種は以下のとおりです。

自然環境ごとの主な確認種

主な自然環境	主な確認種
水辺（川沿い）	カワデシャ、ナガエミクリ、ツリフネソウ、カワセミ、マガモ、ハクセキレイ、ダイサギ、イシガメ、ハグロトンボ、ホトケドジョウ、アブラハヤ 等
水辺（湧泉地）	ナガエミクリ、ツリフネソウ、セキショウ、カワセミ、ハグロトンボ、アブラハヤ 等
雑木林	キンラン、キツネノカミソリ、ヤマユリ、アオゲラ、ウグイス、アオジ、アオダイショウ、カブトムシ 等
公園や住宅地など（人の生活に隣接した場所）	カントウタンポポ、スミレ、ホトケノザ、ツグミ、オナガ、シジュウカラ、メジロ、ニホンカナヘビ、ショウリョウバッタ、アオスジアゲハ 等



ナガエミクリ



ニホンカナヘビ



ホトケドジョウ

東久留米市でみられる主な生きもの



(2) 希少種の確認状況

市内では、以下に示す種を含む計 166 種の希少種（※）が確認されています。

※希少種とは、環境省レッドリスト、東京都レッドリストに掲載されている種を指します。

分類		主な希少種
植物		ウマノスズクサ、ツリフネソウ、イワウメヅル 等
動物	哺乳類	イタチ
	両生類	ニホンアマガエル
	爬虫類	ニホンヤモリ、ヒガシニホントカゲ、ニホンカナヘビ、アオダイショウ 等
	昆虫類	ヒゲブトハナムグリ、ハラビロトンボ、ヒラタクワガタ 等
	鳥類	カワセミ、ツミ、カッコウ、アオゲラ、エナガ 等
	魚類	アブラハヤ、シマドジョウ、ホトケドジョウ、ミナミメダカ 等
	底生動物	コシダカヒメモノアラガイ、モクズガニ、オナガサナエ



イワウメヅル



ヒゲブトハナムグリ



アブラハヤ

東久留米市内でみられる主な希少種

(3) 外来種の確認状況

市内ではこれまでに、植物ではアレチウリ、オオフサモ、オオカワヂシャ、オオキンケイギクの 4 種、哺乳類ではアライグマの 1 種、鳥類ではガビチョウとソウシチョウの 2 種、合計して 7 種の外来種が確認されています。アレチウリとオオキンケイギクは在来種との競合、オオカワヂシャは在来種カワヂシャとの交雑が問題となっています。

外来種は生態系を攪乱する懸念があるため、その取扱には注意が必要です。



アレチウリ



オオカワヂシャ



オオキンケイギク

東久留米市内でみられる外来種

(参考資料)

- ・「保全地域の生物多様性保全のための自然環境調査委託（平成 23 年度～平成 26 年度：南沢緑地保全地域、小山緑地保全地域、柳窪緑地保全地域、南町緑地保全地域、氷川台緑地保全地域、前沢緑地保全地域、東久留米金山緑地保全地域）」東京都環境局
- ・「都市内緑地における生物多様性に関する調査業務報告書（向山緑地公園）」国土交通省国土技術政策総合研究所
- ・「黒目川整備工事に伴う河川環境調査委託（その 7）」東京都北多摩北部建設事務所
- ・「落合川整備工事に伴う河川環境調査委託（その 12）」東京都北多摩北部建設事務所
- ・「2015 年度自由学園最高学部卒業研究 自然と人とのかかわり：武蔵野東久留米向山緑地の動植物」学校法人自由学園
- ・「2015 年度自由学園最高学部 「自然誌・環境」学園特別実習グループ記録」学校法人自由学園
- ・「2016 年自由学園樹木調査」学校法人自由学園
- ・「2015 ～ 2016 年度観察 自由学園初等部（小学校）資料」学校法人自由学園
- ・「野鳥は友だち 東久留米バードウォッチングの会 HBWS 創立 20 周年記念誌」東久留米バードウォッチングの会
- ・「東久留米団地移管公園他基本設計雑木林の再生・活用検討報告書（樹木調査・林床植生調査・生きものの調査）」UR 都市機構
- ・「28. 東久留米市生き物調査委託報告書」アジア航測株式会社



資料 6 生きものモニタリングについて

1. 生きものモニタリングについて

生物多様性に係る施策の推進及び計画の点検評価を目的として、生きものモニタリングを実施します。

○施策の展開

○「主な生物種」を選定する目的

①生きものの保全に対する
市民の意識を啓発する

②施策の点検管理の指標の一つとして位置づける（施策の実施状況を確認する手段の一つとする。）

○「主な生物種」の考え方

①見つけやすく、親しみやすい種（市民が主体となってモニタリングする）
・市民が親しみを感じ、識別が容易な種や東久留米市を代表する種であり、多くの市民や事業者の取り組みを促すことができる種等（シンボル種）。
・公表することで乱獲などの被害が生じるおそれがない種にする必要がある。

②環境特性を代表する種（コンサルや市民団体が主体となってモニタリングする）
・環境変化の影響を受けやすい種（＝レッドデータブック東京（北多摩部）掲載種）かつ同定がしやすい種とする（＝親しみやすさが高い、市民団体の推薦種）

○「主な生物種」の選定

①市民観察種（毎年）

毎年、市民レベルで観察が可能な種（数種類）市内の環境変化を経年的に把握するためには、局地的で、多少、調査の制度が下がっても、市民レベルで観察できる代表的な種を選び、長期間にわたってモニタリングを継続する必要がある。

例：環境ウォッチング（バードウォッチング）の調査結果
環境省「生きものログ」を広く市民に周知し活用等
セミの抜け殻調査
タンポポ調査
ツバメの巣調査
ホトケドジョウ数調査 等

各種調査は市民団体・行政ともに行っていくが、これだけは確認していくための種として選定する。

②ー1 代表種（毎年）

毎年、市民団体等により把握すべき種（数十種類）

②ー2 代表種（5年）※計画改定時

行政において、5年に一度は予算を付けて、市内の広域な生きもの分布状況と生息・生育環境の把握に努める。また、これまでは東京都が調査していた樹林・雑木林も調査対象に含める。

（①②及び東京都調査のとりまとめや空白区域の調査を行う）

※選定に際して、市内の【生息・生育環境】を考慮する

【生息・生育環境】

水辺（川沿い、源泉地）、雑木林、公園や住宅地など

2. モニタリングの対象種と選定根拠

1. 市民観察種

環境の 種類	植 物	昆虫類	ほ乳類 爬虫類 両生類	鳥 類	魚 類
水辺 (川沿い)	アメリカセンダングサ ジュズダマ ナガエミクリ ミゾソバ	アキアカネ ウスバキトンボ オニヤンマ カンタン シオカラトンボ ジョロウグモ	アオダイショウ	アオサギ カルガモ カワセミ コサギ ハクセキレイ	アブラハヤ アユ ウグイ オイカワ カワムツ タカハヤ ホトケドジョウ
水辺 (湧泉地)	セキショウ ナガエミクリ ニリンソウ	オニヤンマ シマアメンボ ハグロトンボ		ハクセキレイ カワセミ	アブラハヤ ホトケドジョウ
雑木林	キツネノカミソリ クサボケ タチツボスミレ ヒガンバナ フタリシズカ ミズヒキ ヤマユリ	アブラゼミ カブトムシ クマゼミ サトキマダラヒカゲ ツクツクボウシ ニイニイゼミ ヒメジャノメ ヒグラシ ミンミンゼミ	アオダイショウ	アオゲラ オナガ コゲラ シメ ツグミ ヤマガラ	
人の生活 に隣接し た場所	アメリカオニアザミ オオバコ カタバミ ゲンノショウコ スミレ セイヨウタンポポ	アオスジアゲハ アオドウガネ アオマツムシ イナゴ キアゲハ ショウリョウバッタ シロテンハナムグリ スジグロシロチョウ ツマグロヒョウモン ナミアゲハ ベニシジミ モンキチョウ モンシロチョウ ヤマトシジミ	アオダイショウ	エナガ オナガ カワラヒワ キジバト シジュウカラ ジョウビタキ スズメ ツバメ ハシブトガラス ヒヨドリ ムクドリ メジロ モズ	

※青字：「環境の種類」の間で重複のある種



2. 代表種

環境の種類	植 物	昆虫類	ほ乳類 爬虫類 両生類	鳥 類	魚 類
水辺 (川沿い)	★アレチウリ ★オオカワヂシャ ★オオキンケイギク ★オオフサモ オヘビイチゴ カントウヨメナ サイハイラン セキショウ ツリフネソウ ナガエミクリ ミクリ	オオミズアオ ハッカハムシ	★アカミミガメ アオダイショウ イタチ クサガメ	カイツブリ ★ガビチョウ カワセミ コサギ セグロセキレイ ★ソウシチョウ ダイサギ チュウサギ	アブラハヤ シマドジョウ ドジョウ ナマズ ヌマチチブ ホトケドジョウ ミナメダカ ムサシノジュズカケ ハゼ
水辺 (湧泉地)	オオバジャノヒゲ ★オオフサモ オヘビイチゴ セキショウ ツリフネソウ ナガエミクリ ニリンソウ ホドイモ	アオヒゲナガトビケ ラ アメンボ ケラ	ヒバカリ	イソシギ カワセミ ミノサザイ	アブラハヤ ホトケドジョウ
雑木林	★アレチウリ イチヤクソウ イワウメヅル エビネ キンラン キツネノカミソリ ギンラン クチナシグサ	アオバハゴロモ イチモンジチョウ ウラナミアカシジミ ウバタマムシ オオミズアオ クロカナブン コクワガタ コムスジ ウラナミアカシジミ ダイミョウセセリ テングチョウ ノコギリカミキリ ヒメジャノメ ヒラタクワガタ ルリタテハ ヤマトタマムシ	アオダイショウ ★アライグマ シマヘビ ニホンヤモリ ニホンカナヘビ ヒガシニホントカゲ	アカゲラ アオゲラ ウグイス エナガ ★ガビチョウ クロジ ヤマガラ	
人の生活 に隣接し た場所	★オオキンケイギク	★アカボシゴマダラ オオミズアオ キボシカミキリ ★キマダラカメムシ クワカミキリ ナガサキアゲハ ニイニイゼミ	アオダイショウ ★アライグマ ニホンカナヘビ ニホンヤモリ ヒガシニホントカゲ	ウグイス ウソ エナガ カッコウ セグロセキレイ チョウゲンボウ ツミ ハイタカ モズ	

※青字：「環境の種類」の間で重複のある種、

※★：特定外来生物等

資料 7 緑と水に関する市民アンケート調査結果

1. 調査の概要

(1) 調査方法及び回収状況

調査方法及び回収状況は、以下に示すとおりです。

調査対象	住民票により無作為に抽出（20歳以上の市民）
アンケート調査票の発送日	平成29年4月11日
アンケート調査票返送期限	平成29年5月1日
アンケート調査票発送人数	2,000人
アンケート調査票返送人数	780人
アンケート回収率	39.0%

※平成9年度調査は、調査票発送人数500人。調査票返送人数235人 回収率47.0%でした。

※平成23年度調査は、調査票発送人数1200人。調査票返送人数564人 回収率47.2%でした。

(2) 単純集計結果

単純集計の結果は、P92～P104に示すとおりです。

(3) クロス集計結果

主な設問のクロス集計のグラフは、P105～P112に示すとおりです。

回答の比率（％）は、その質問の回答者数を基数として算出した。従って、複数回答の設問はすべての比率を合計すると100%を超える。

なお、ブロック別の町名は以下のとおりである。

第1ブロック（北東部）	：上の原1・2丁目、神宝町1・2丁目、金山町1・2丁目、 氷川台1・2丁目
第2ブロック（南東部）	：大門町1・2丁目、新川町2丁目、浅間町1～3丁目
第3ブロック（駅周辺）	：東本町、新川町1丁目、本町1～4丁目
第4ブロック（北部）	：小山1～5丁目、幸町1～5丁目、下里1・7丁目、 野火止1～3丁目、八幡町1丁目
第5ブロック（中央部）	：中央町1～6丁目、前沢1・2丁目、八幡町2・3丁目
第6ブロック（南部）	：学園町1・2丁目、ひばりが丘団地、南沢1～5丁目、 南町1～4丁目
第7ブロック（西部）	：前沢3～5丁目、滝山1～7丁目、弥生1・2丁目
第8ブロック（北西部）	：下里2～6丁目、柳窪1～5丁目

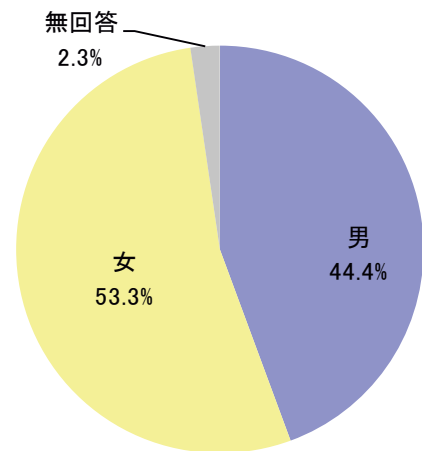


2. 単純集計の結果

(1) 回答者の属性

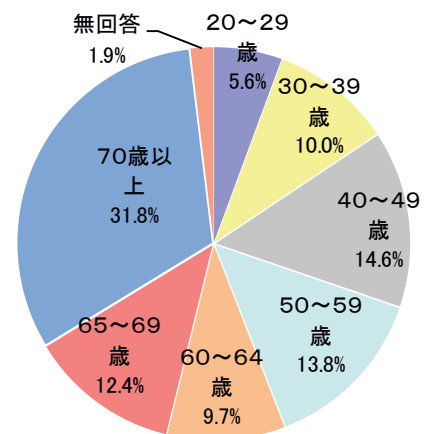
●問1：性別

項目名	集計値	構成比(%)
全体	780	100.0
男	346	44.4
女	416	53.3
無回答	18	2.3



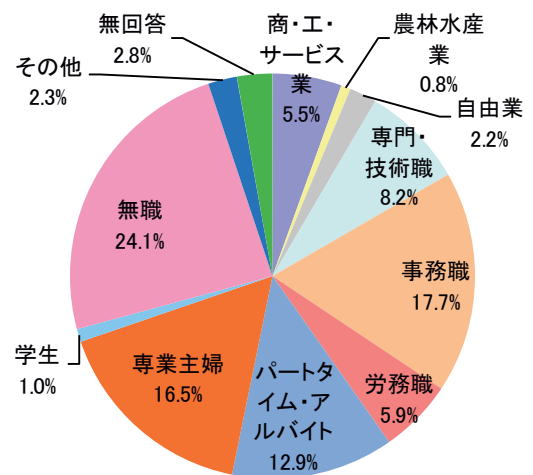
●問2：年齢

項目名	集計値	構成比(%)
全体	780	100.0
20～29歳	44	5.6
30～39歳	78	10.0
40～49歳	114	14.6
50～59歳	108	13.8
60～64歳	76	9.7
65～69歳	97	12.4
70歳以上	248	31.8
無回答	15	1.9



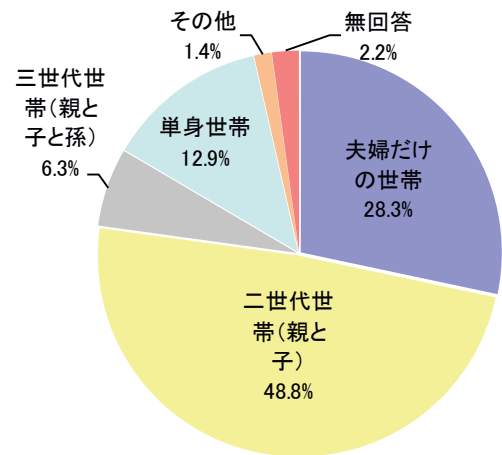
●問3：職業

項目名	集計値	構成比(%)
全体	780	100.0
商・工・サービス業	43	5.5
農林水産業	6	0.8
自由業	17	2.2
専門・技術職	64	8.2
事務職	138	17.7
労務職	46	5.9
パートタイム・アルバイト	101	12.9
専業主婦	129	16.5
学生	8	1.0
無職	188	24.1
その他	18	2.3
無回答	22	2.8



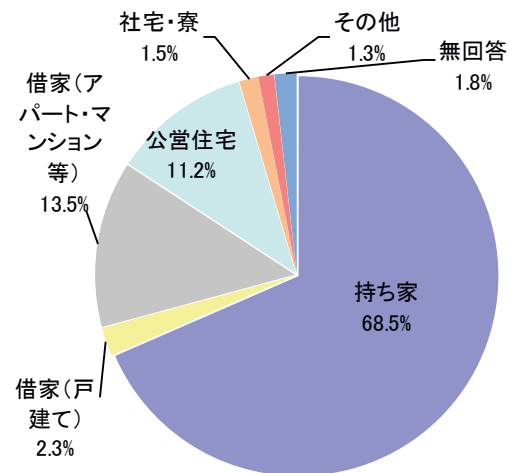
●問4：家族構成

項目名	集計値	構成比(%)
全体	780	100.0
夫婦だけの世帯	221	28.3
二世帯世帯（親と子）	381	48.8
三世帯世帯（親と子と孫）	49	6.3
単身世帯	101	12.9
その他	11	1.4
無回答	17	2.2



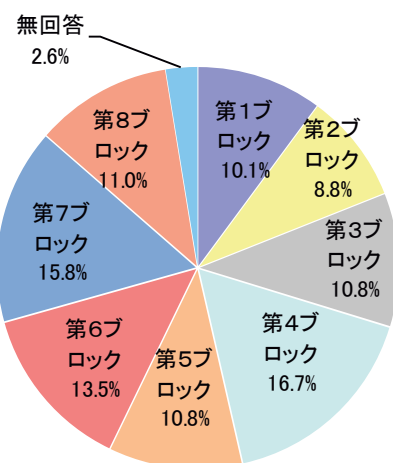
●問5：居住形態

項目名	集計値	構成比(%)
全体	780	100.0
持ち家	534	68.5
借家（戸建て）	18	2.3
借家（アパート・マンション等）	105	13.5
公営住宅	87	11.2
社宅・寮	12	1.5
その他	10	1.3
無回答	14	1.8



●問6：居住地区

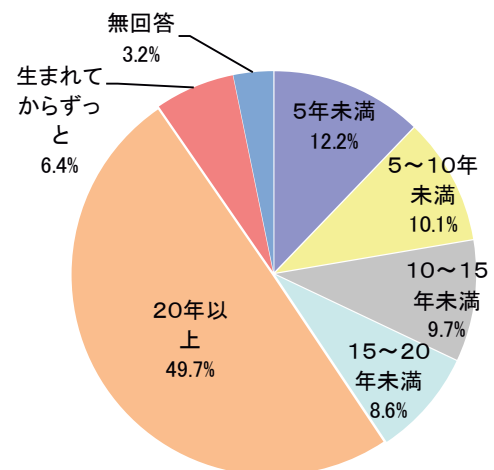
項目名	集計値	構成比(%)
全体	780	100.0
第1ブロック	79	10.1
第2ブロック	69	8.8
第3ブロック	84	10.8
第4ブロック	130	16.7
第5ブロック	84	10.8
第6ブロック	105	13.5
第7ブロック	123	15.8
第8ブロック	86	11.0
無回答	20	2.6





●問 7：居住年数

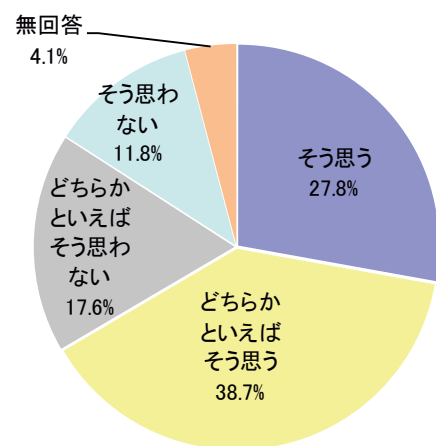
項目名	集計値	構成比(%)
全体	780	100.0
5年未満	95	12.2
5～10年未満	79	10.1
10～15年未満	76	9.7
15～20年未満	67	8.6
20年以上	388	49.7
生まれてからずっと	50	6.4
無回答	25	3.2



(2) 単純集計結果

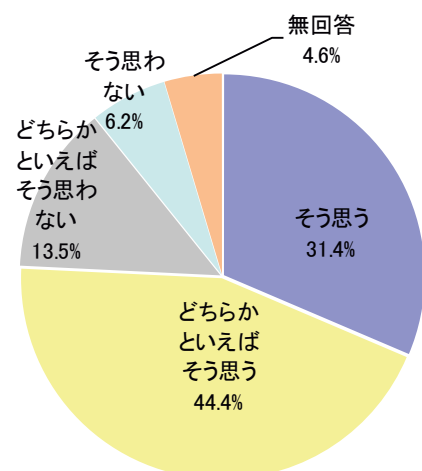
●問 8：環境への関わり方等①日頃から、身近な自然とふれあっている

項目名	集計値	構成比(%)
全体	780	100.0
そう思う	217	27.8
どちらかといえばそう思う	302	38.7
どちらかといえばそう思わない	137	17.6
そう思わない	92	11.8
無回答	32	4.1



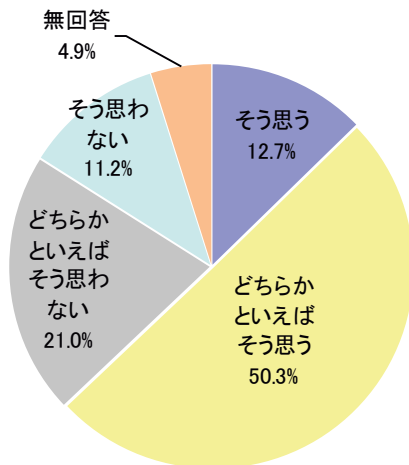
●問 8：環境への関わり方等②河川や水辺がきれいになった

項目名	集計値	構成比(%)
全体	780	100.0
そう思う	245	31.4
どちらかといえばそう思う	346	44.4
どちらかといえばそう思わない	105	13.5
そう思わない	48	6.2
無回答	36	4.6



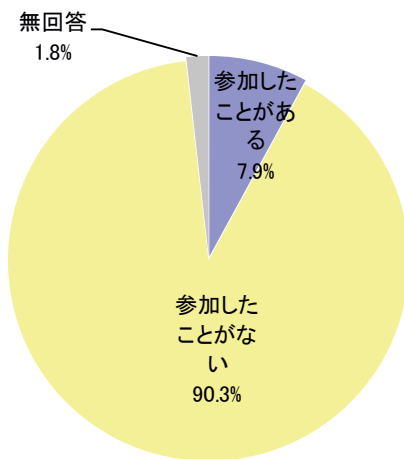
●問 8：環境への関わり方等③環境にやさしいと思う生活や活動を行なっている

項目名	集計値	構成比(%)
全体	780	100.0
そう思う	99	12.7
どちらかといえばそう思う	392	50.3
どちらかといえばそう思わない	164	21.0
そう思わない	87	11.2
無回答	38	4.9



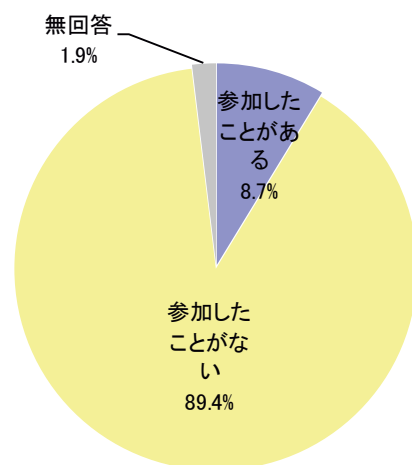
●問 10：緑の育成・保全活動への参加

項目名	集計値	構成比(%)
全体	780	100.0
参加したことがある	62	7.9
参加したことがない	704	90.3
無回答	14	1.8



●問 11：水辺や湧水にふれあう活動や行事への参加

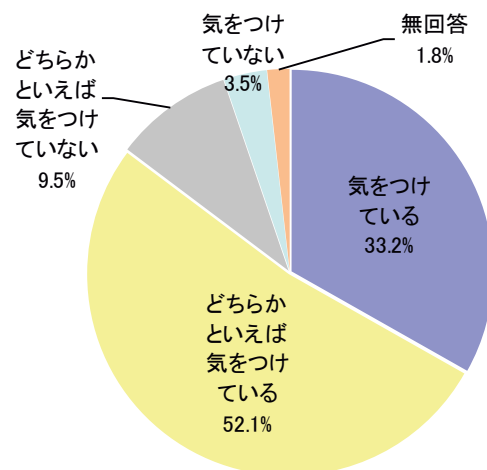
項目名	集計値	構成比(%)
全体	780	100.0
参加したことがある	68	8.7
参加したことがない	697	89.4
無回答	15	1.9





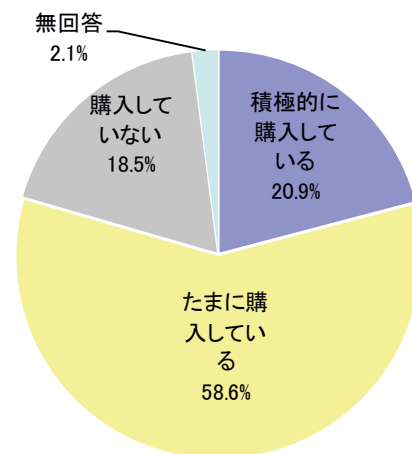
●問 12：環境の保全（リサイクル品の利用、省資源・省エネルギー化等）に気をつけているか

項目名	集計値	構成比(%)
全体	780	100.0
気をつけている	259	33.2
どちらかといえば気をつけている	406	52.1
どちらかといえば気をつけていない	74	9.5
気をつけていない	27	3.5
無回答	14	1.8



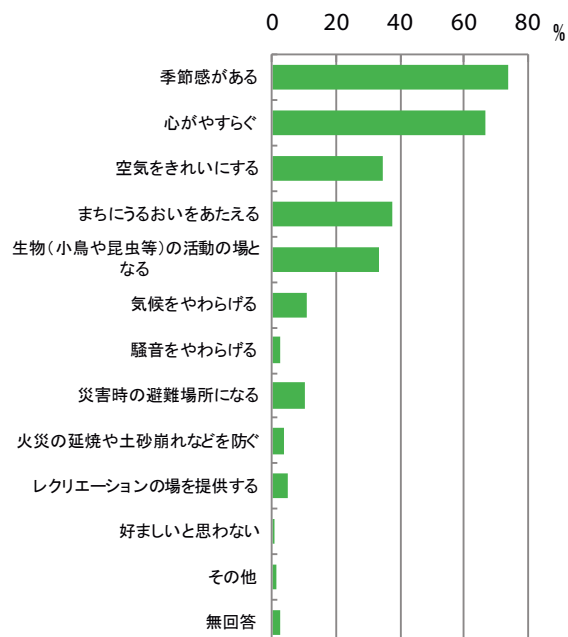
●問 13：市内の農産物の購入

項目名	集計値	構成比(%)
全体	780	100.0
積極的に購入している	163	20.9
たまに購入している	457	58.6
購入していない	144	18.5
無回答	16	2.1



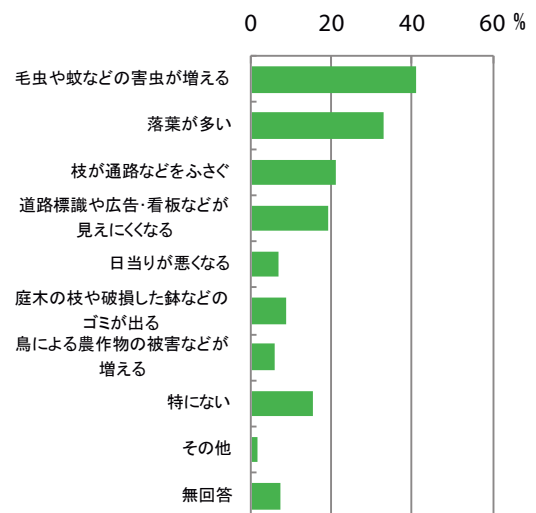
●問 42：「緑」があることが好ましいと思う点（第二次計画の間 7 に該当）

項目名【3つまでの複数回答】	集計値	構成比(%)
全体	780	100.0
季節感がある	574	73.6
心がやすらぐ	522	66.9
空気をきれいにする	270	34.6
まちにうるおいをあたえる	295	37.8
生物（小鳥や昆虫等）の活動の場となる	260	33.3
気候をやわらげる	82	10.5
騒音をやわらげる	18	2.3
災害時の避難場所になる	79	10.1
火災の延焼や土砂崩れなどを防ぐ	29	3.7
レクリエーションの場を提供する	35	4.5
好ましいと思わない	3	0.4
その他	9	1.2
無回答	19	2.4



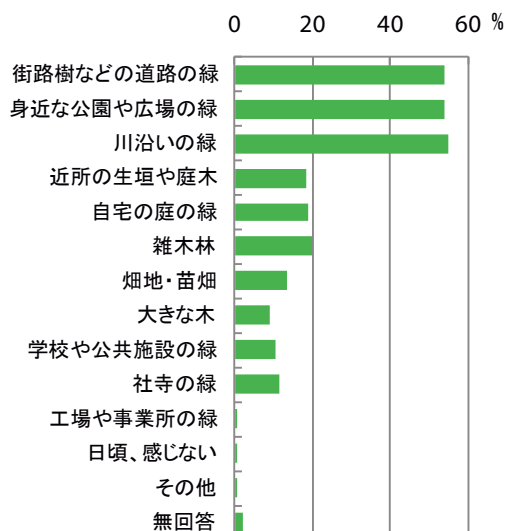
●問 43:「緑」の弊害をあげるとすればどのようなこと（第二次計画の問 8 に該当）

項目名【2つまでの複数回答】	集計値	構成比(%)
全体	780	100.0
毛虫や蚊などの害虫が増える	318	40.8
落葉が多い	257	32.9
枝が通路などをふさぐ	165	21.2
道路標識や広告・看板などが見えにくくなる	149	19.1
日当たりが悪くなる	53	6.8
庭木の枝や破損した鉢などのゴミが出る	67	8.6
鳥による農作物の被害などが増える	44	5.6
特にない	121	15.5
その他	11	1.4
無回答	56	7.2



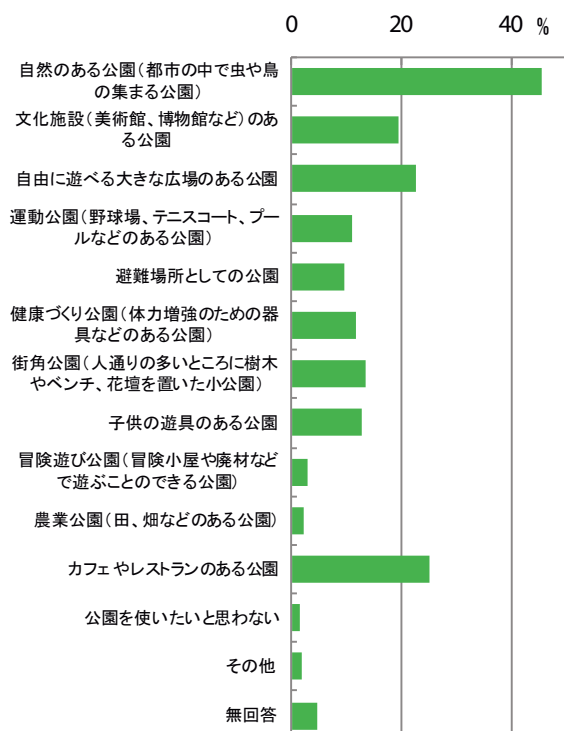
●問 44:住まいの近くで「緑」を感じる場所（第二次計画の問 9 に該当）

項目名【3つまでの複数回答】	集計値	構成比(%)
全体	780	100.0
街路樹などの道路の緑	422	54.1
身近な公園や広場の緑	421	54.0
川沿いの緑	430	55.1
近所の生垣や庭木	144	18.5
自宅の庭の緑	148	19.0
雑木林	157	20.1
畑地・苗畑	106	13.6
大きな木	72	9.2
学校や公共施設の緑	82	10.5
社寺の緑	91	11.7
工場や事業所の緑	2	0.3
日頃、感じない	6	0.8
その他	5	0.6
無回答	15	1.9



●問 45:使いたくなる公園（第二次計画の問 1 に該当）

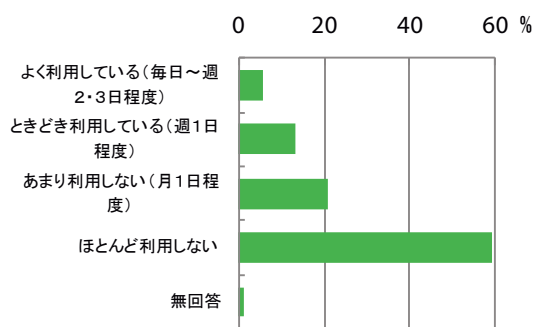
項目名【2つまでの複数回答】	集計値	構成比(%)
全体	780	100.0
自然のある公園（都市の中で虫や鳥の集まる公園）	355	45.5
文化施設（美術館、博物館など）のある公園	151	19.4
自由に遊べる大きな広場のある公園	176	22.6
運動公園（野球場、テニスコート、プールなどのある公園）	87	11.2
避難場所としての公園	74	9.5
健康づくり公園（体力増強のための器具などのある公園）	92	11.8
街角公園（人通りの多いところに樹木やベンチ、花壇を置いた小公園）	106	13.6
子供の遊具のある公園	100	12.8
冒険遊び公園（冒険小屋や廃材などで遊ぶことのできる公園）	22	2.8
農業公園（田、畑などのある公園）	18	2.3
カフェやレストランのある公園	196	25.1
公園を使いたいと思わない	12	1.5
その他	14	1.8
無回答	36	4.6





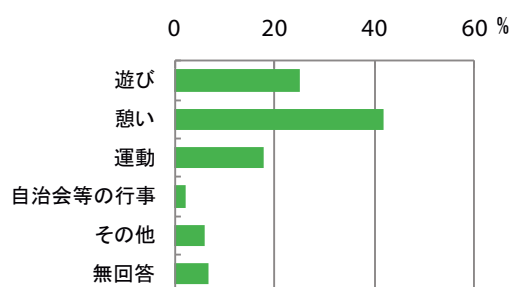
●問 46－①：市内にある小規模な公園（180㎡～ 300㎡程度）の利用状況

項目名	集計値	構成比 (%)
全体	780	100.0
よく利用している（毎日～週 2・3 日程度）	43	5.5
ときどき利用している（週 1 日程度）	103	13.2
あまり利用しない（月 1 日程度）	162	20.8
ほとんど利用しない	462	59.2
無回答	10	1.3



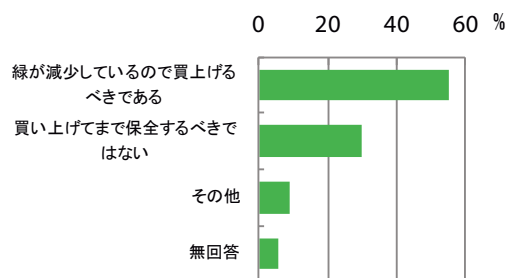
●問 46－②：小規模な公園を利用する目的（第二次計画の間 10 に該当）

項目名	集計値	構成比 (%)
全体	308	100.0
遊び	77	25.0
憩い	129	41.9
運動	55	17.9
自治会等の行事	7	2.3
その他	19	6.2
無回答	21	6.8



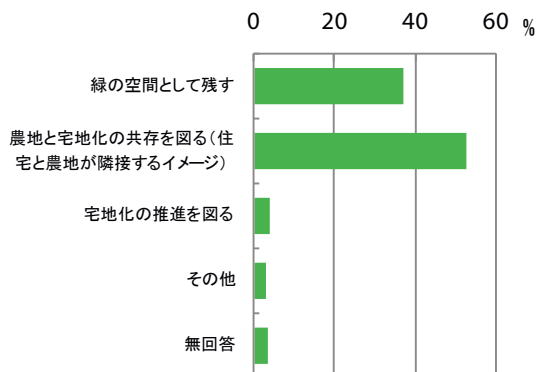
●問 47：個人が所有している公共性の高い樹林地を行政が買い上げることに對しての考え（第二次計画の間 13 イに該当）

項目名	集計値	構成比 (%)
全体	780	100.0
緑が減少しているので買上げるべきである	431	55.3
買上げてまで保全するべきではない	234	30.0
その他	70	9.0
無回答	45	5.8



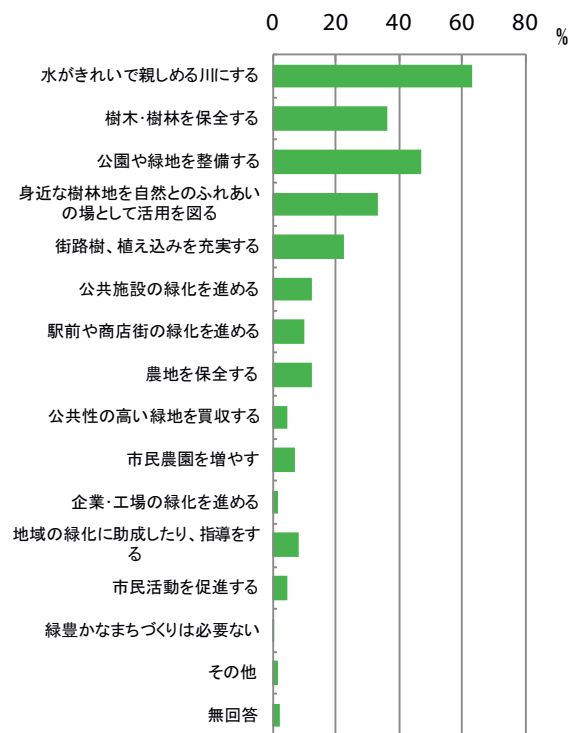
●問 48：市街地化が進んでいる中での農地のあり方（第二次計画の間 14 アに該当）

項目名	集計値	構成比 (%)
全体	780	100.0
緑の空間として残す	290	37.2
農地と宅地化の共存を図る（住宅と農地が隣接するイメージ）	411	52.7
宅地化の推進を図る	30	3.8
その他	23	2.9
無回答	26	3.3



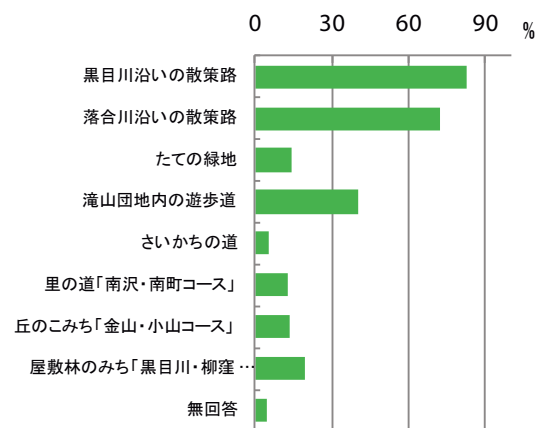
●問 49：緑豊かなまちづくりのために今後、市に力を入れてほしいこと（第二次計画の間 16 に該当）

項目名【3つまでの複数回答】	集計値	構成比(%)
全体	780	100.0
水がきれいで親しめる川にする	492	63.1
樹木・樹林を保全する	283	36.3
公園や緑地を整備する	368	47.2
身近な樹林地を自然とのふれあいの場として活用を図る	262	33.6
街路樹、植え込みを充実する	178	22.8
公共施設の緑化を進める	97	12.4
駅前や商店街の緑化を進める	77	9.9
農地を保全する	99	12.7
公共性の高い緑地を買収する	35	4.5
市民農園を増やす	54	6.9
企業・工場の緑化を進める	16	2.1
地域の緑化に助成したり、指導をする	63	8.1
市民活動を促進する	36	4.6
緑豊かなまちづくりは必要ない	1	0.1
その他	14	1.8
無回答	19	2.4



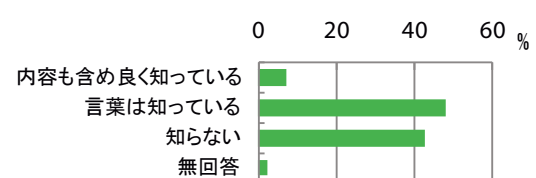
●問 50：市内にあると知っている散策路

項目名【複数回答】	集計値	構成比(%)
全体	780	100.0
黒目川沿いの散策路	643	82.4
落合川沿いの散策路	564	72.3
たての緑地	113	14.5
滝山団地内の遊歩道	315	40.4
さいかちの道	41	5.3
里の道「南沢・南町コース」	102	13.1
丘のこみち「金山・小山コース」	103	13.2
屋敷林のみち「黒目川・柳窪コース」	149	19.1
無回答	36	4.6



●問 51：市で行なった「湧水・清流保全都市宣言」の認知

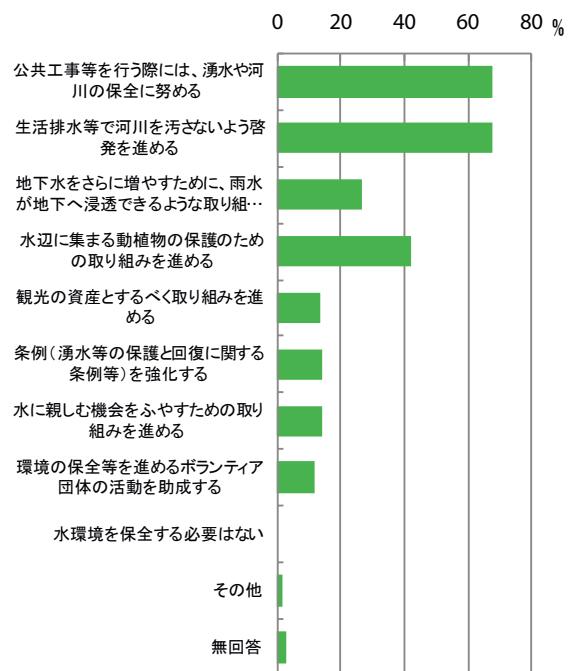
項目名	集計値	構成比(%)
全体	780	100.0
内容も含め良く知っている	54	6.9
言葉は知っている	374	47.9
知らない	333	42.7
無回答	19	2.4





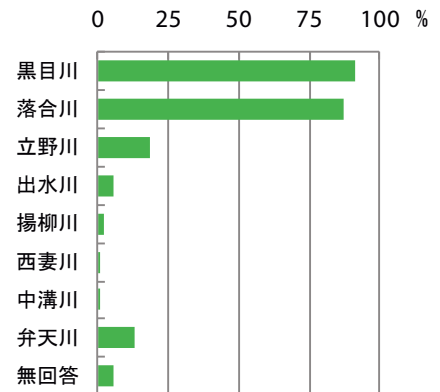
●問 52：水環境の保全のために今後、市が力を入れていくべきこと

項目名 【3つまでの複数回答】	集計値	構成比(%)
全体	780	100.0
公共工事等を行う際には、湧水や河川の保全に努める	527	67.6
生活排水等で河川を汚さないよう啓発を進める	530	67.9
地下水をさらに増やすために、雨水が地下へ浸透できるような取り組みを進める	208	26.7
水辺に集まる動植物の保護のための取り組みを進める	330	42.3
観光の資産とすべく取り組みを進める	105	13.5
条例（湧水等の保護と回復に関する条例等）を強化する	109	14.0
水に親しむ機会をふやすための取り組みを進める	111	14.2
環境の保全等を進めるボランティア団体の活動を助成する	89	11.4
水環境を保全する必要はない	—	—
その他	10	1.3
無回答	20	2.6



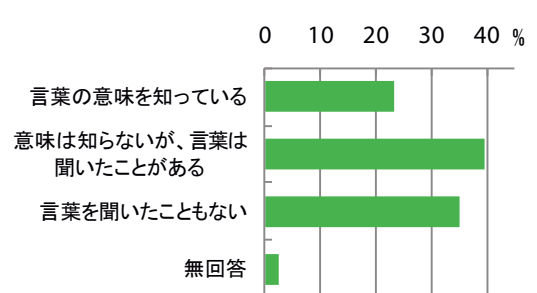
●問 53：市内にあると知っている河川

項目名 【複数回答】	集計値	構成比(%)
全体	780	100.0
黒目川	714	91.5
落合川	679	87.1
立野川	145	18.6
出水川	41	5.3
揚柳川	15	1.9
西妻川	6	0.8
中溝川	6	0.8
弁天川	100	12.8
無回答	44	5.6



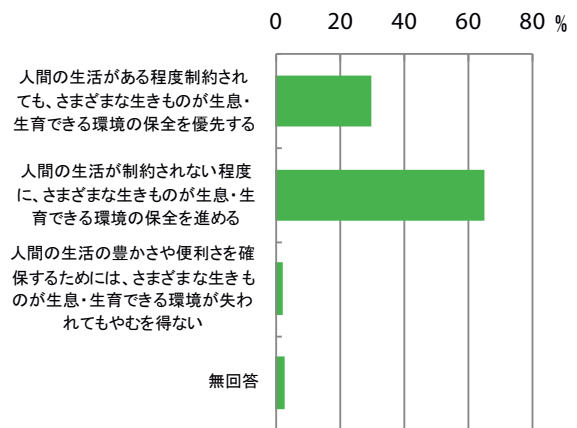
●問 54：「生物多様性」の認知

項目名	集計値	構成比(%)
全体	780	100.0
言葉の意味を知っている	181	23.2
意味は知らないが、言葉は聞いたことがある	308	39.5
言葉を聞いたこともない	273	35.0
無回答	18	2.3



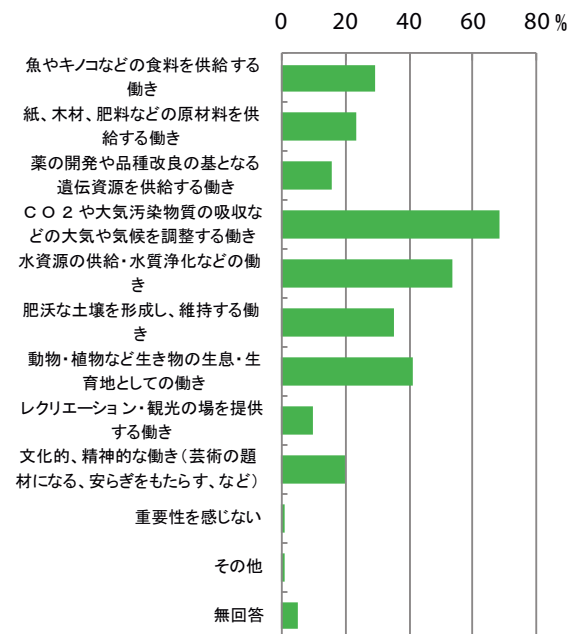
●問 55：生きものの生息・生育できる環境を守る取り組みが進められていることに関する考え

項目名	集計値	構成比(%)
全体	780	100.0
人間の生活がある程度制約されても、さまざまな生きものが生息・生育できる環境の保全を優先する	234	30.0
人間の生活が制約されない程度に、さまざまな生きものが生息・生育できる環境の保全を進める	507	65.0
人間の生活の豊かさや便利さを確保するためには、さまざまな生きものが生息・生育できる環境が失われてもやむを得ない	17	2.2
無回答	22	2.8



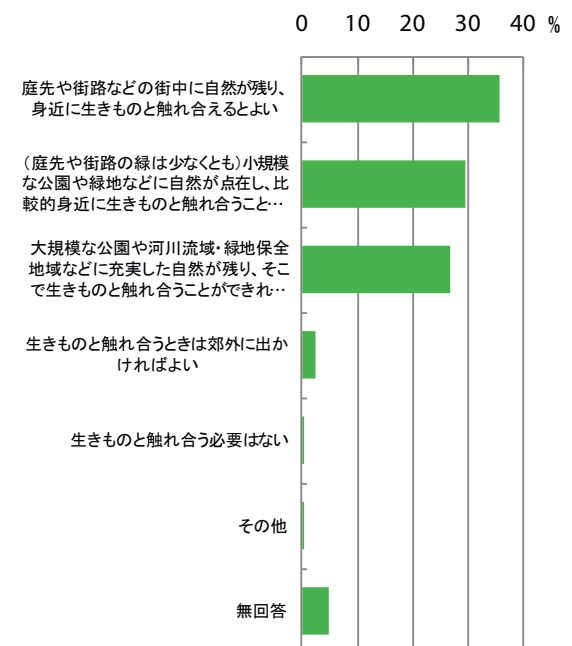
●問 56：生きものの働きについて重要だと考えること

項目名 【10個までの複数回答】	集計値	構成比(%)
全体	780	100.0
魚やキノコなどの食料を供給する働き	230	29.5
紙、木材、肥料などの原材料を供給する働き	181	23.2
薬の開発や品種改良の基となる遺伝資源を供給する働き	125	16.0
CO ₂ や大気汚染物質の吸収などの大気や気候を調整する働き	531	68.1
水資源の供給・水質浄化などの働き	417	53.5
肥沃な土壌を形成し、維持する働き	273	35.0
動物・植物など生き物の生息・生育地としての働き	320	41.0
レクリエーション・観光の場を提供する働き	78	10.0
文化的、精神的な働き（芸術の題材になる、安らぎをもたらす、など）	154	19.7
重要性を感じない	7	0.9
その他	8	1.0
無回答	42	5.4



●問 57：未来の子ども達のためにも、生きものと触れ合える場をどのくらい残すべきか

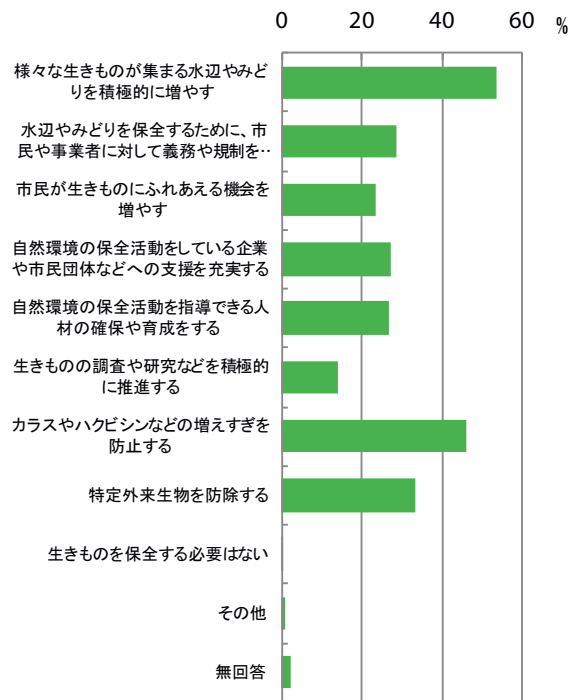
項目名	集計値	構成比(%)
全体	780	100.0
庭先や街路などの街中に自然が残り、身近に生きものと触れ合えるとよい	278	35.6
（庭先や街路の緑は少なくとも）小規模な公園や緑地などに自然が点在し、比較的身近に生きものと触れ合うことができればよい	231	29.6
大規模な公園や河川流域・緑地保全地域などに充実した自然が残り、そこで生きものと触れ合うことができればよい	210	26.9
生きものと触れ合うときは郊外に出かければよい	18	2.3
生きものと触れ合う必要はない	3	0.4
その他	3	0.4
無回答	37	4.7





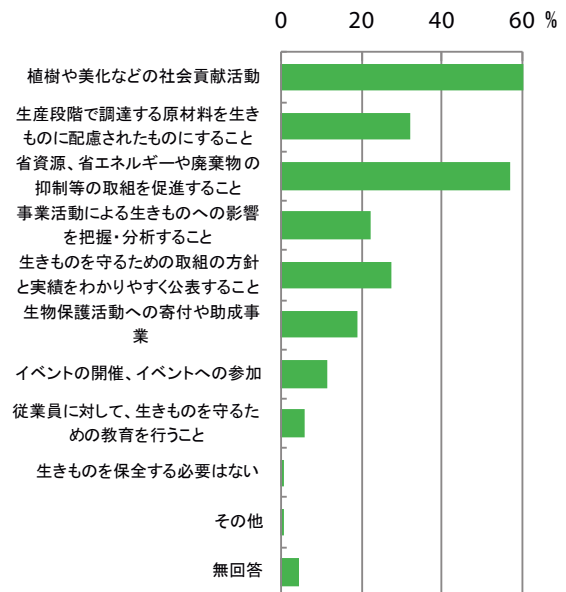
●問 58：今後、東久留米市にいる多様な生きものを保全するために、市が力をいれていく必要がある取り組み

項目名 【3つまでの複数回答】	集計値	構成比(%)
全体	780	100.0
様々な生きものが集まる水辺やみどりを積極的に増やす	420	53.8
水辺やみどりを保全するために、市民や事業者に対して義務や規制を強化する	224	28.7
市民が生きものにふれあえる機会を増やす	184	23.6
自然環境の保全活動をしている企業や市民団体などへの支援を充実する	211	27.1
自然環境の保全活動を指導できる人材の確保や育成をする	208	26.7
生きものの調査や研究などを積極的に推進する	110	14.1
カラスやハクビシンなどの増えすぎを防止する	361	46.3
特定外来生物を防除する	260	33.3
生きものを保全する必要はない	3	0.4
その他	7	0.9
無回答	17	2.2



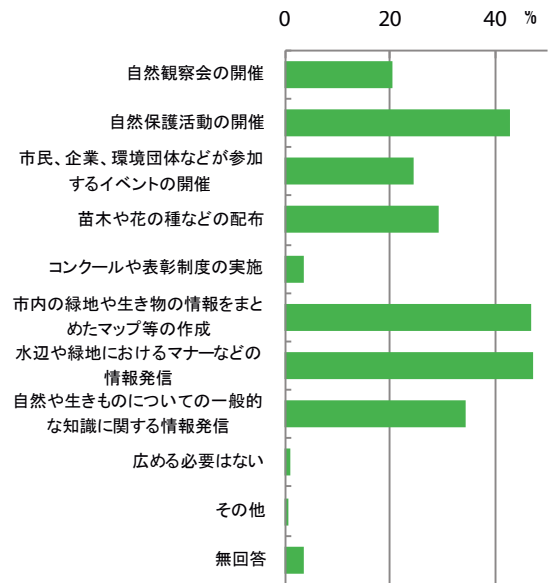
●問 59：企業が行なっている生きものを守るための活動で特に期待するもの

項目名 【3つまでの複数回答】	集計値	構成比(%)
全体	780	100.0
植樹や美化などの社会貢献活動	501	64.2
生産段階で調達する原材料を生きものに配慮されたものにする	250	32.1
省資源、省エネルギーや廃棄物の抑制等の取組を促進すること	444	56.9
事業活動による生きものへの影響を把握・分析すること	175	22.4
生きものを守るための取組の方針と実績をわかりやすく公表すること	214	27.4
生物保護活動への寄付や助成事業	149	19.1
イベントの開催、イベントへの参加	88	11.3
従業員に対して、生きものを守るための教育を行うこと	47	6.0
生きものを保全する必要はない	4	0.5
その他	5	0.6
無回答	34	4.4



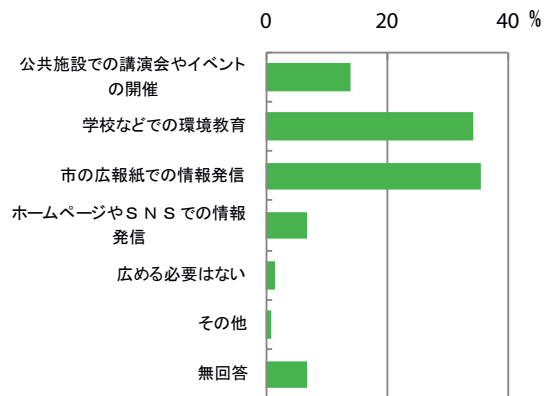
●問 60：緑や生きものを守る大切さを広めていくために、市が力を入れていくべきこと

項目名【3つまでの複数回答】	集計値	構成比(%)
全体	780	100.0
自然観察会の開催	159	20.4
自然保護活動の開催	334	42.8
市民、企業、環境団体などが参加するイベントの開催	192	24.6
苗木や花の種などの配布	229	29.4
コンクールや表彰制度の実施	27	3.5
市内の緑地や生き物の情報をまとめたマップ等の作成	364	46.7
水辺や緑地におけるマナーなどの情報発信	369	47.3
自然や生きものについての一般的な知識に関する情報発信	268	34.4
広める必要はない	7	0.9
その他	5	0.6
無回答	28	3.6



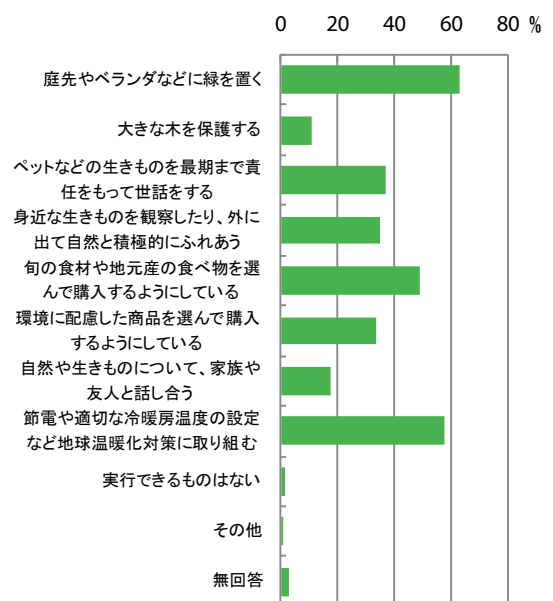
●問 61：緑や生きものを守る大切さを広めていくための手段

項目名	集計値	構成比(%)
全体	780	100.0
公共施設での講演会やイベントの開催	110	14.1
学校などでの環境教育	268	34.4
市の広報紙での情報発信	277	35.5
ホームページやSNSでの情報発信	53	6.8
広める必要はない	12	1.5
その他	6	0.8
無回答	54	6.9



●問 62：緑や生きものを守るために、家で実行できること（第二次計画の問 18 に該当）

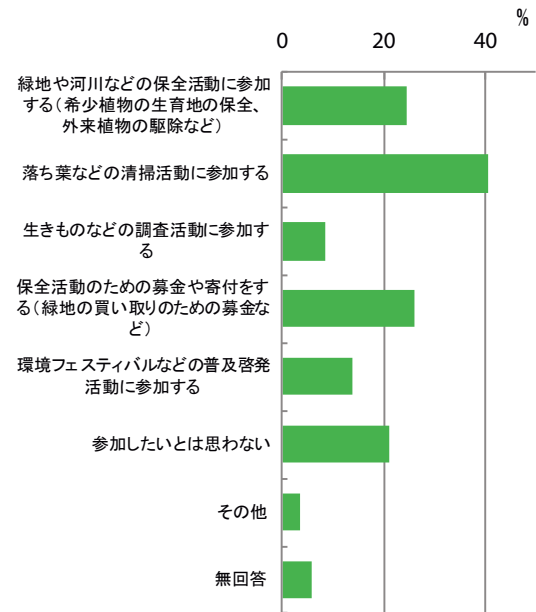
項目名【9つまでの複数回答】	集計値	構成比(%)
全体	780	100.0
庭先やベランダなどに緑を置く	490	62.8
大きな木を保護する	84	10.8
ペットなどの生きものを最期まで責任をもって世話をする	287	36.8
身近な生きものを観察したり、外に出て自然と積極的にふれあう	273	35.0
旬の食材や地元産の食べ物を選んで購入するようにしている	379	48.6
環境に配慮した商品を選んで購入するようにしている	261	33.5
自然や生きものについて、家族や友人と話し合う	136	17.4
節電や適切な冷暖房温度の設定など地球温暖化対策に取り組む	446	57.2
実行できるものはない	11	1.4
その他	5	0.6
無回答	21	2.7





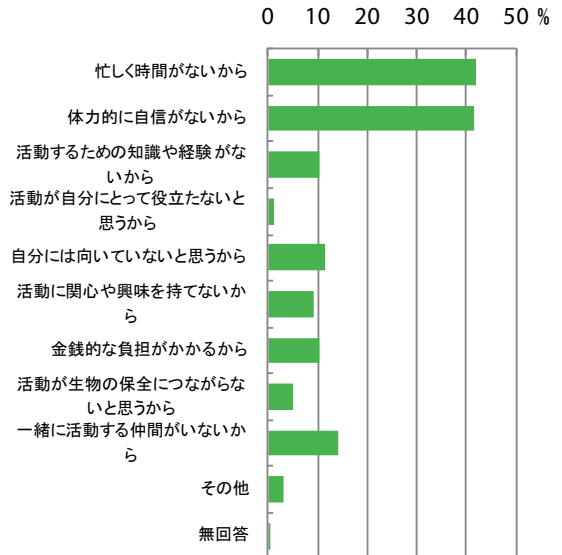
●問 63 - ①：緑や生きものを守るために参加できるもの（第二次計画の問 19 に該当）

項目名 【6つまでの複数回答】	集計値	構成比 (%)
全体	780	100.0
緑地や河川などの保全活動に参加する （希少植物の生育地の保全、外来植物の 駆除など）	190	24.4
落ち葉などの清掃活動に参加する	317	40.6
生きものなどの調査活動に参加する	65	8.3
保全活動のための募金や寄付をする（緑 地の買い取りのための募金など）	204	26.2
環境フェスティバルなどの普及啓発活動 に参加する	108	13.8
参加したいとは思わない	164	21.0
その他	28	3.6
無回答	44	5.6



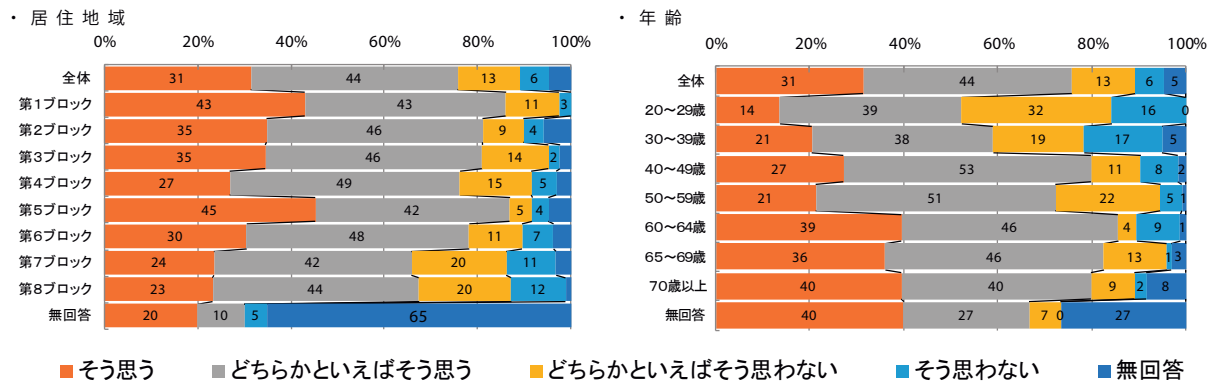
●問 63 - ②：参加したくない理由

項目名 【複数回答】	集計値	構成比 (%)
全体	164	100.0
忙しく時間がないから	69	42.1
体力的に自信がないから	68	41.5
活動するための知識や経験がないから	17	10.4
活動が自分にとって役立たないと思うから	2	1.2
自分には向いていないと思うから	19	11.6
活動に関心や興味を持ってないから	15	9.1
金銭的な負担がかかるから	17	10.4
活動が生物の保全につながらないと思うから	8	4.9
一緒に活動する仲間がいないから	23	14.0
その他	5	3.0
無回答	1	0.6

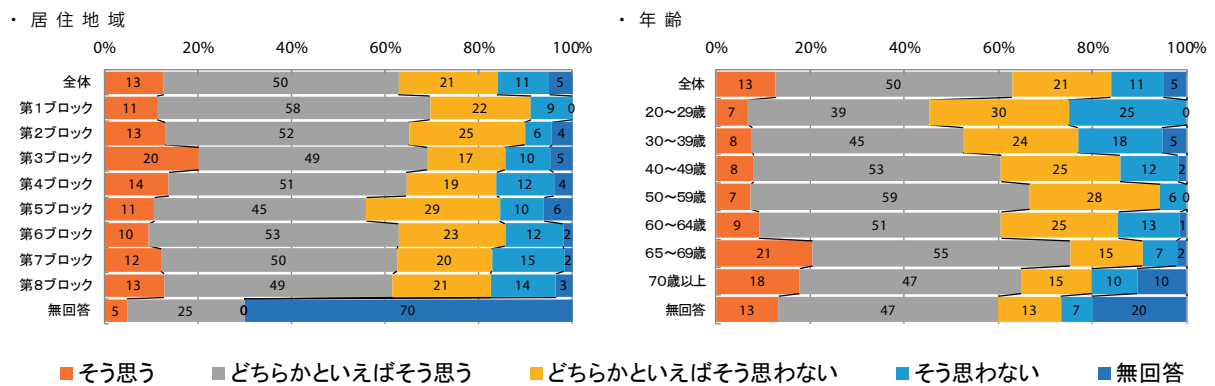


3. クロス集計の結果

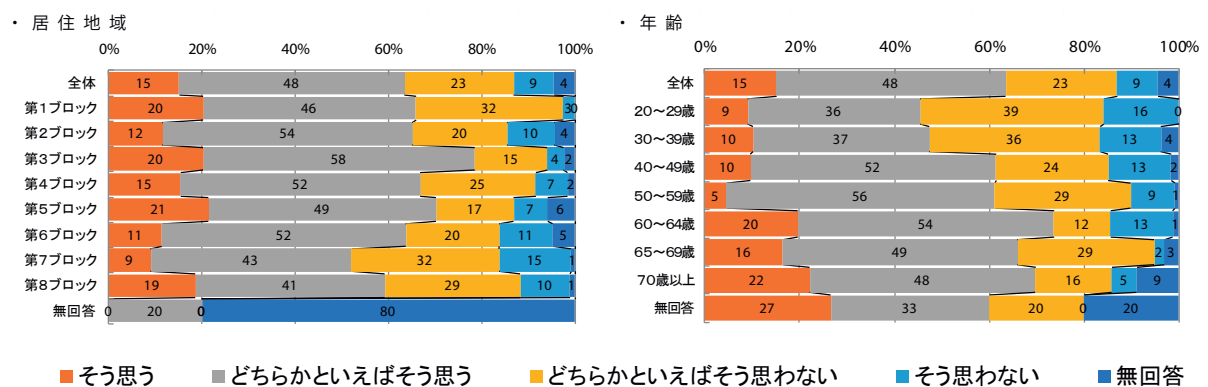
●問 8：環境への関わり方等①日頃から、身近な自然とふれあっている（n=780）



●問 8：環境への関わり方等②河川や水辺がきれいになった（n=780）



●問 8：環境への関わり方等③環境にやさしいと思う生活や活動を行なっている（n=780）





●問 10：緑の育成・保全活動への参加（n=780）

・居住地

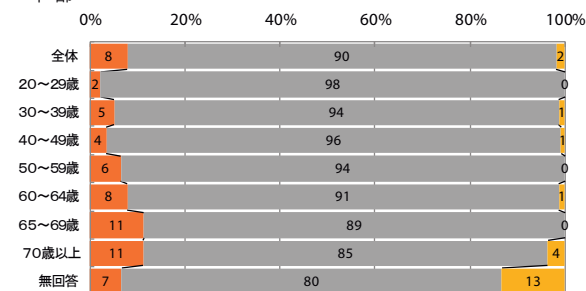


■ 参加したことがある

■ 参加したことがない

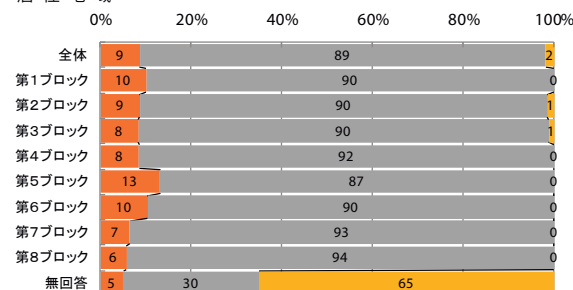
■ 無回答

・年齢



●問 11：水辺や湧水にふれあう活動（n=780）

・居住地



■ 参加したことがある

■ 参加したことがない

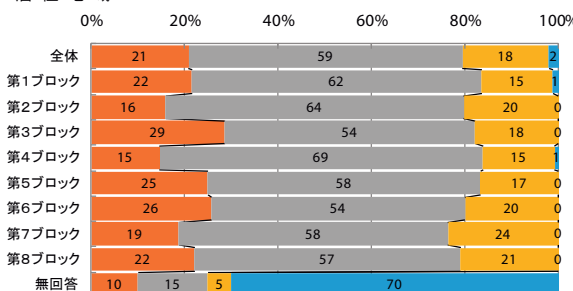
■ 無回答

・年齢



●問 13：市内の農産物の購入（n=780）

・居住地



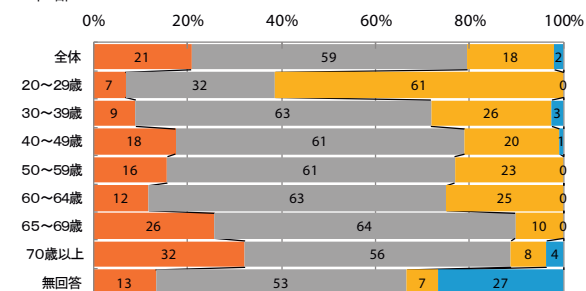
■ 積極的に購入している

■ たまに購入している

■ 購入していない

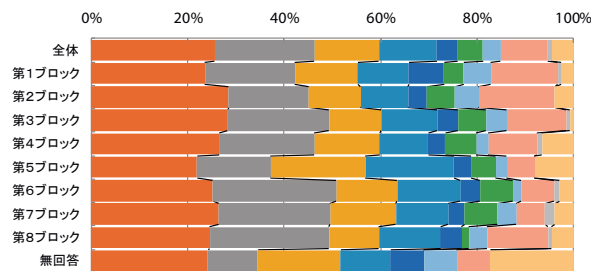
■ 無回答

・年齢

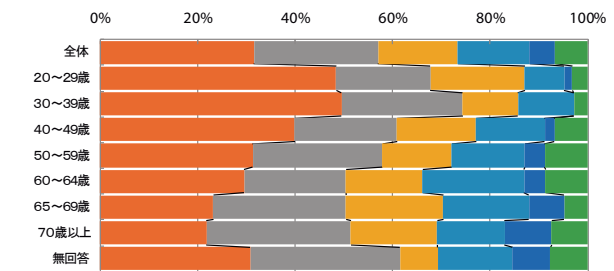


●問 43：「緑」の弊害をあげるとすればどのようなこと 【2つまでの複数回答】（n=780）

・ 居住地域



・ 年齢

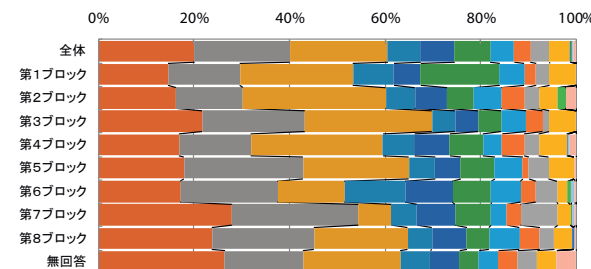


※複数回答で属性ごとの合計値が一致しないため、個々の項目の構成割合は表示していない。

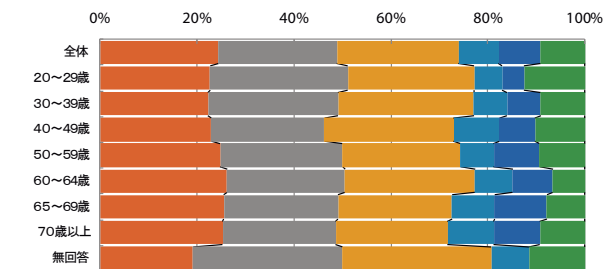
- 毛虫や蚊などの害虫が増える
- 枝が通路などをふさぐ
- 日当たりが悪くなる
- 鳥による農作物の被害が増える
- その他
- 落葉が多い
- 道路標識や広告・看板などが見えにくくなる
- 庭木の枝や破損した鉢などのゴミが出る
- 特にない
- 無回答

●問 44：住まいの近くで「緑」を感じる場所 【3つまでの複数回答】（n=780）

・ 居住地域



・ 年齢

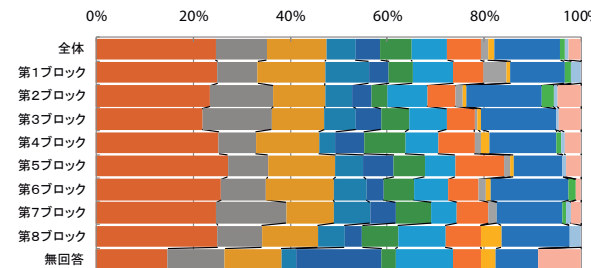


※複数回答で属性ごとの合計値が一致しないため、個々の項目の構成割合は表示していない。

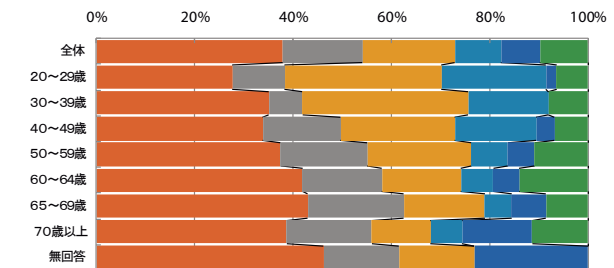
- 街路樹などの道路の緑
- 身近な公園や広場の緑
- 川沿いの緑
- 近所の生垣や庭木
- 自宅の庭の緑
- 雑木林
- 畑地・苗畑
- 大きな木
- 学校や公共施設の緑
- 社寺の緑
- 工場や事業所の緑
- 日頃、感じない
- その他
- 無回答

●問 45：使いたくなる公園 【2つまでの複数回答】（n=780）

・ 居住地域



・ 年齢



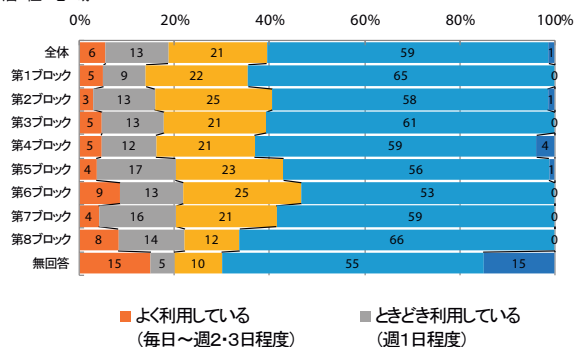
※複数回答で属性ごとの合計値が一致しないため、個々の項目の構成割合は表示していない。

- 自然のある公園(都市の中で虫や鳥の集まる公園)
- 自由に遊べる大きな広場のある公園
- 避難場所としての公園
- 街角公園(人通りの多いところに樹木やベンチ、花壇を置いた小公園)
- 冒険遊び公園(冒険小屋や廃材などで遊ぶことのできる公園)
- カフェやレストランのある公園
- その他
- 文化施設(美術館、博物館など)のある公園
- 運動公園(野球場、テニスコート、プールなどのある公園)
- 健康づくり公園(体力増強のための器具などのある公園)
- 子供の遊具のある公園
- 農業公園(田、畑などのある公園)
- 公園を使いたいと思わない
- 無回答

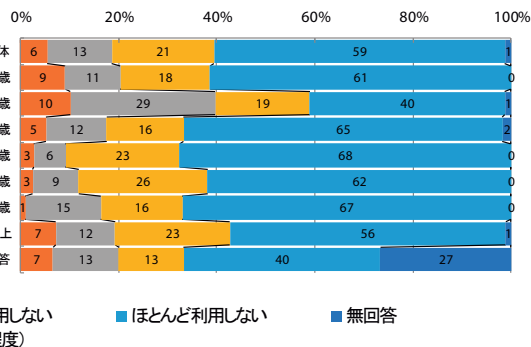


●問 46 - ①：市内にある小規模な公園（180㎡～300㎡程度）の利用状況（n=780）

・ 居 住 地 域

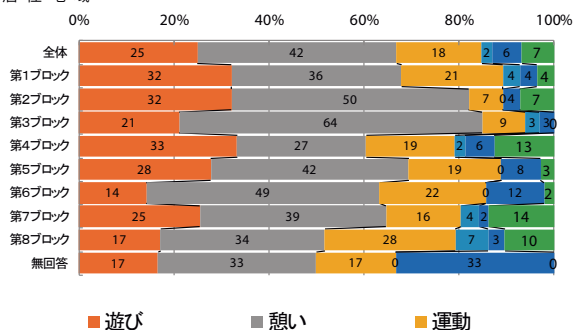


・ 年 齢

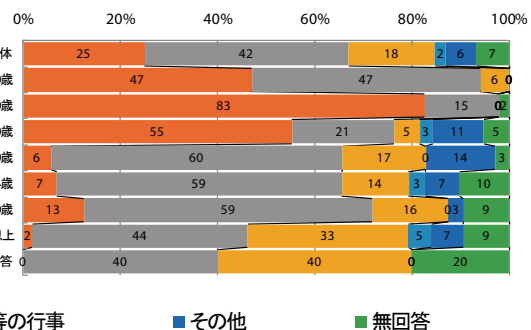


●問 46 - ②：小規模な公園を利用する目的（n=780）

・ 居 住 地 域

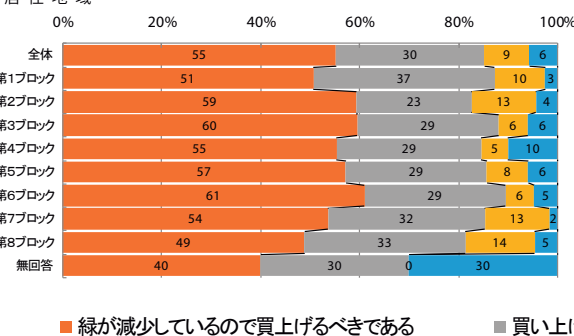


・ 年 齢

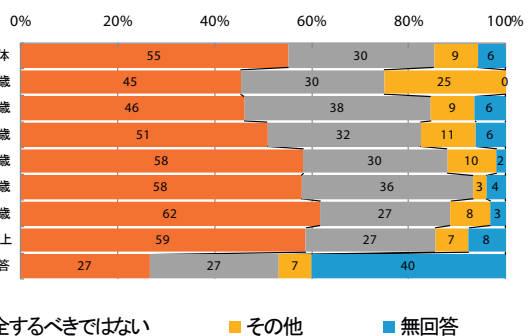


●問 47：個人が所有している公共性の高い樹林地を行政が買い上げることに対する考え（n=780）

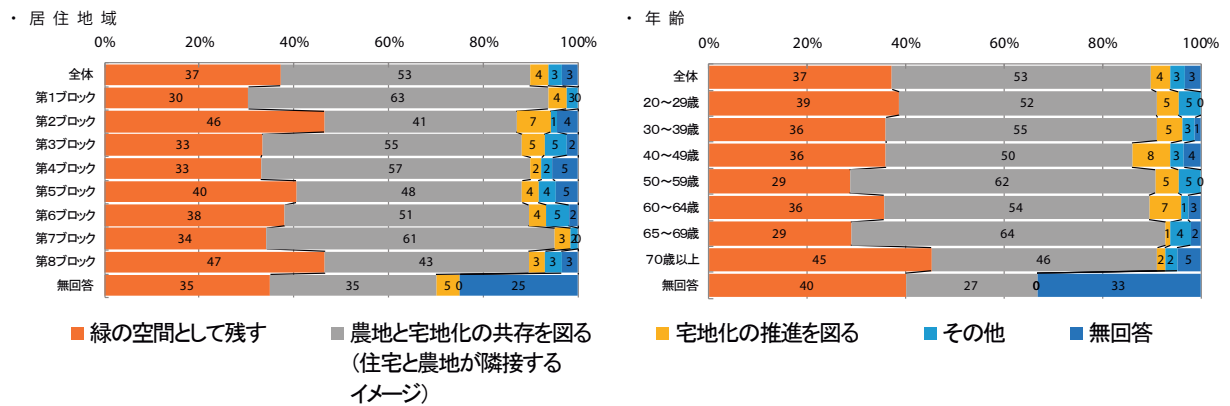
・ 居 住 地 域



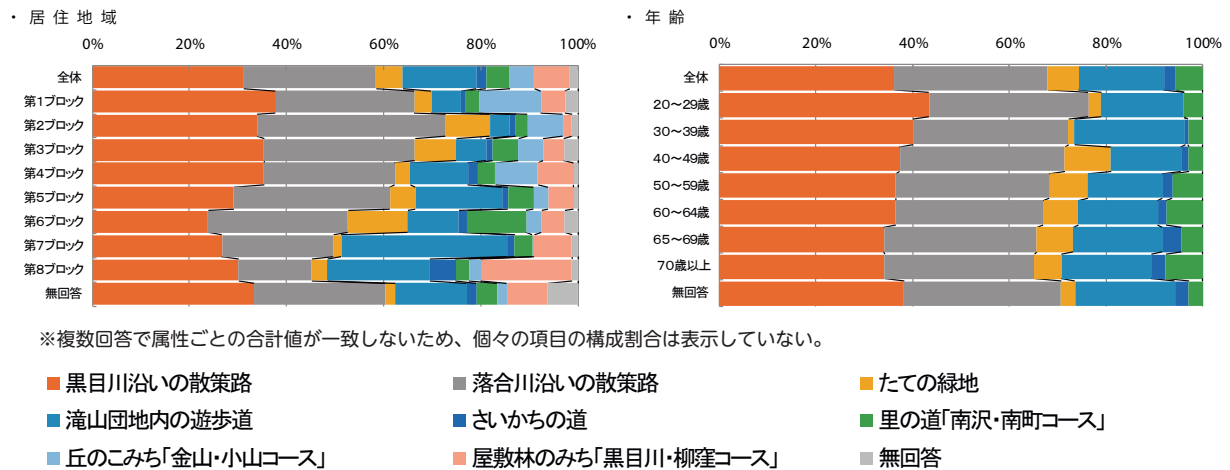
・ 年 齢



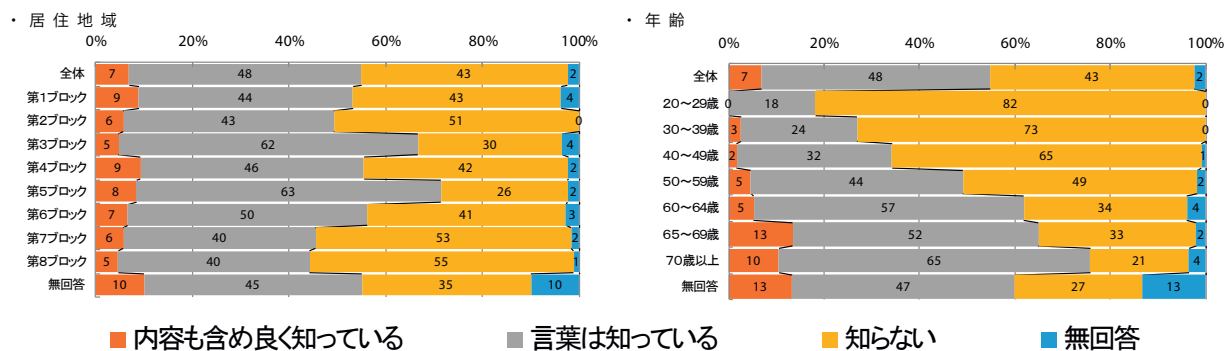
●問 48：市街地化が進んでいる中での農地のあり方（n=780）



●問 50：市内にある知っている散策路【複数回答】（n=780）

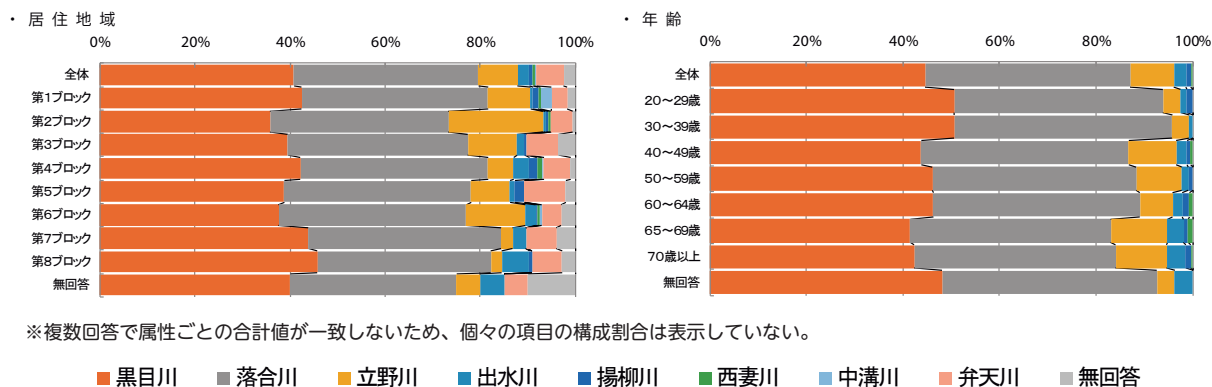


●問 51：市で行なった「湧水・清流保全都市宣言」の認知（n=780）

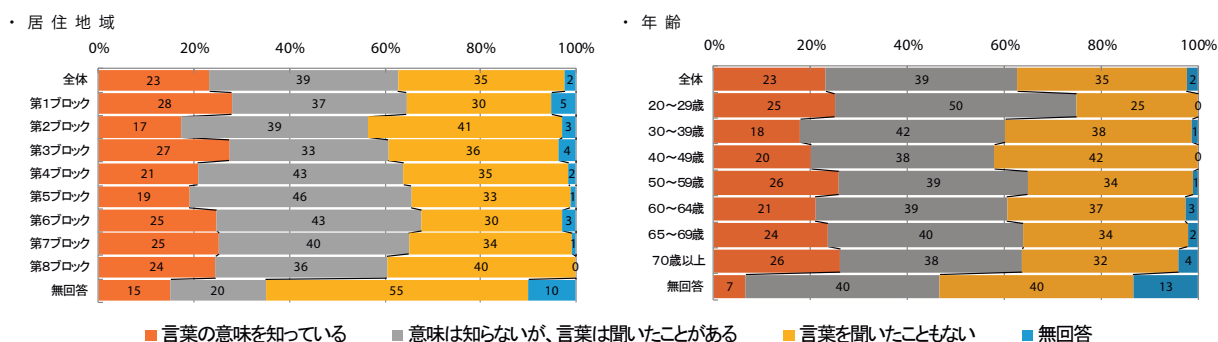




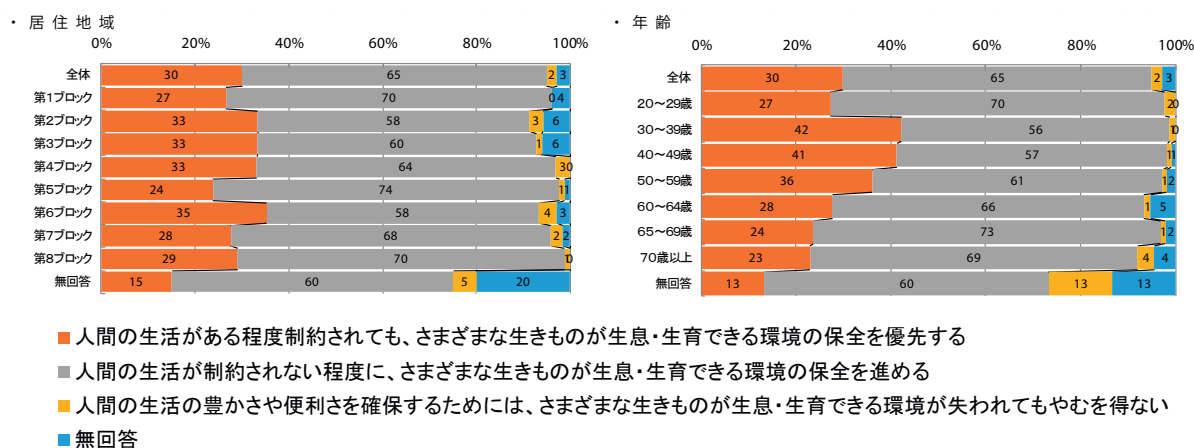
●問 53：市内にある知っている河川【複数回答】（n=780）



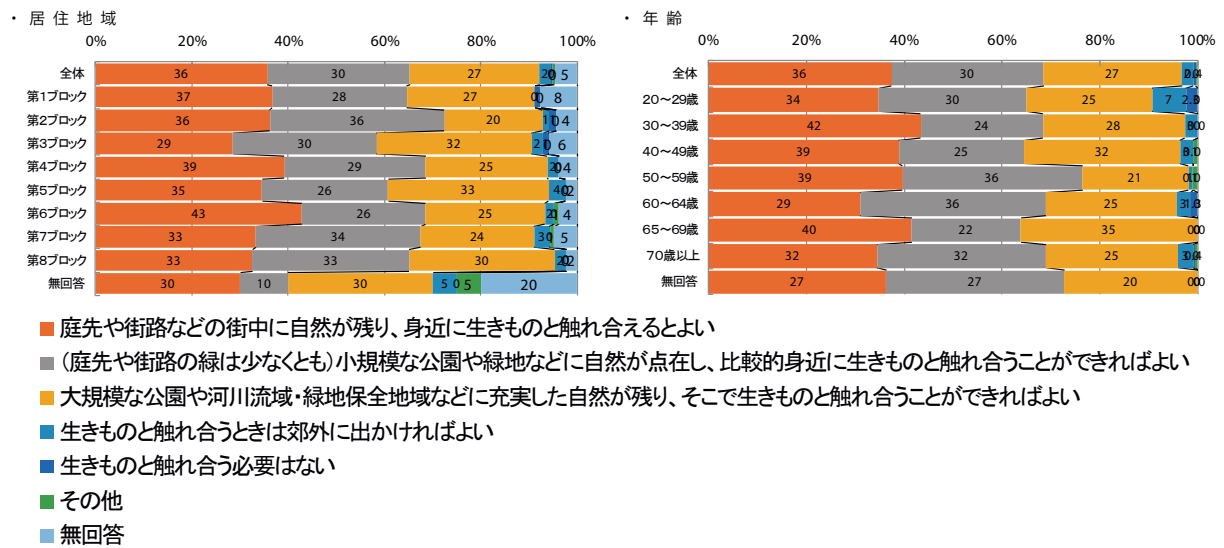
●問 54：「生物多様性」の認知（n=780）



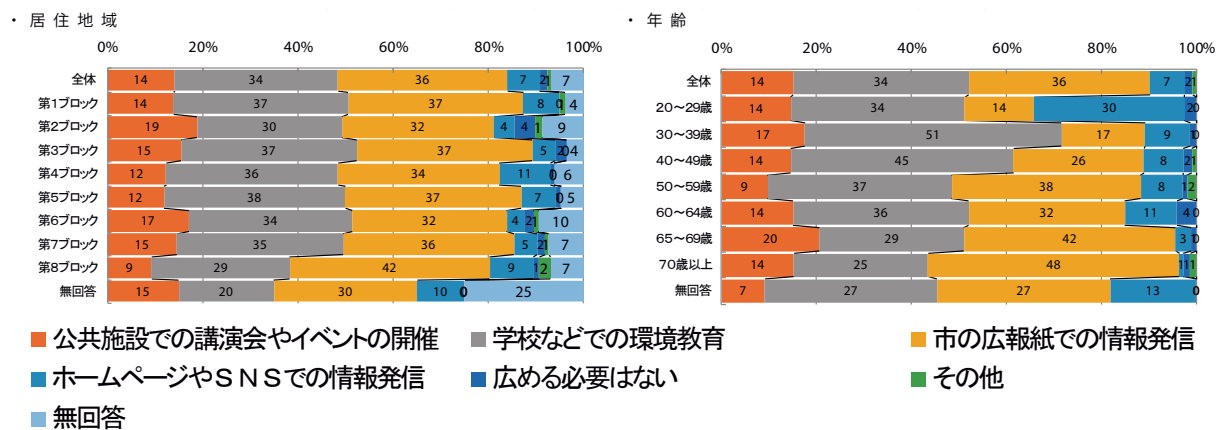
●問 55：生きものの生息・生育できる環境を守る取り組みが進められていることについての考え（n=780）



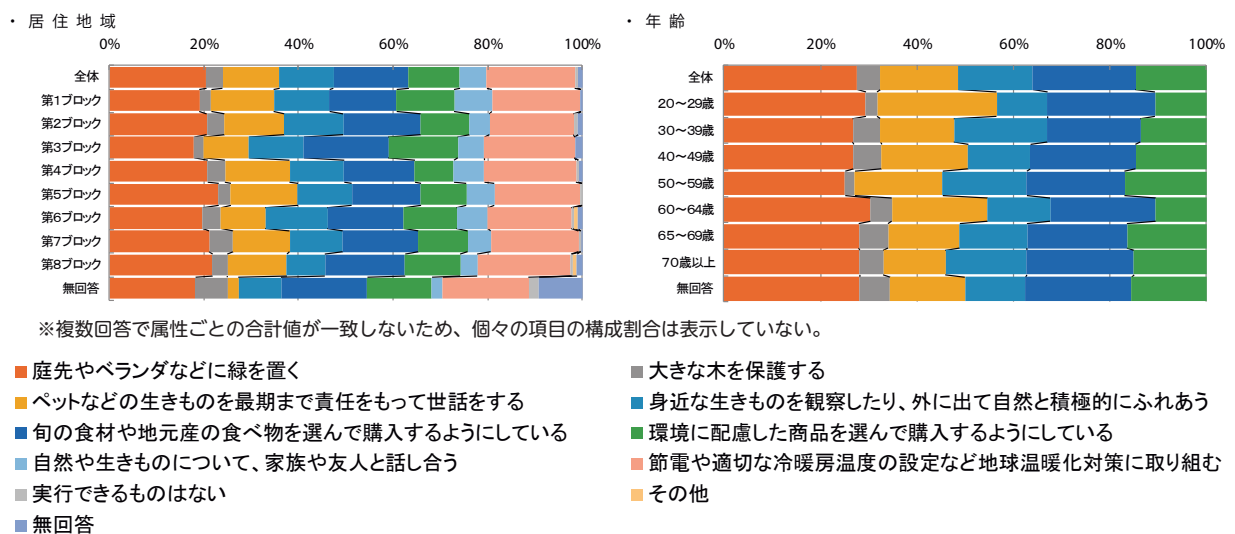
●問 57：未来の子ども達のためにも、生きものと触れ合える場をどのくらい残すべきか（n=780）



●問 61：緑や生きものを守る大切さを広めていくための手段（n=780）

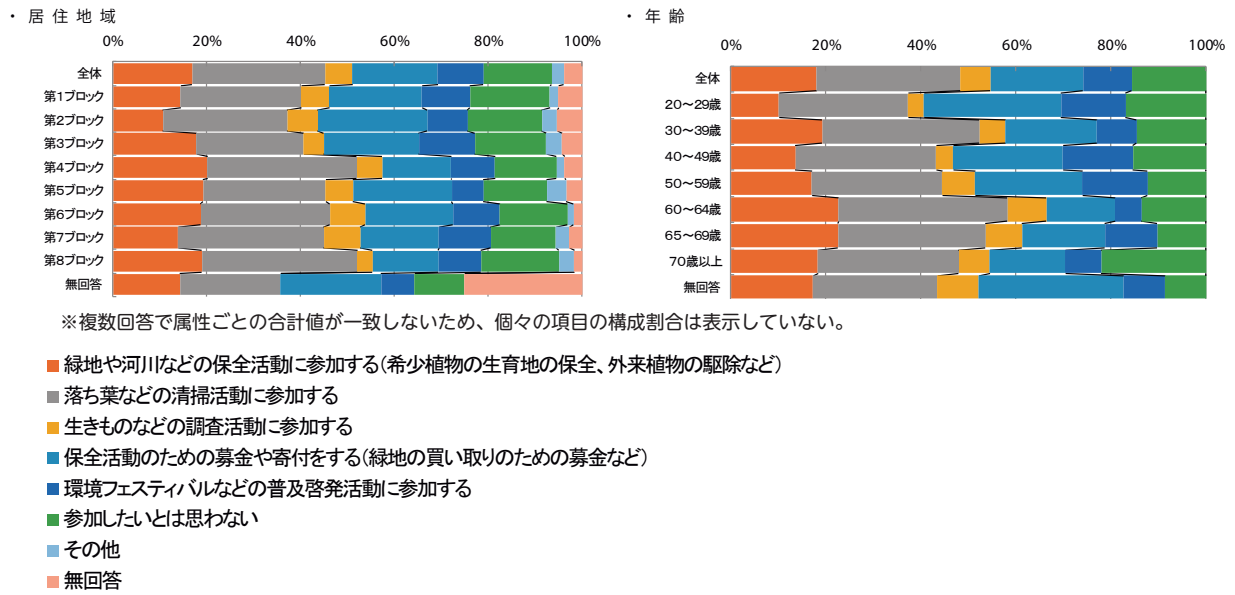


●問 62：緑や生きものを守るために、家で実行できること【9つまでの複数回答】（n=780）

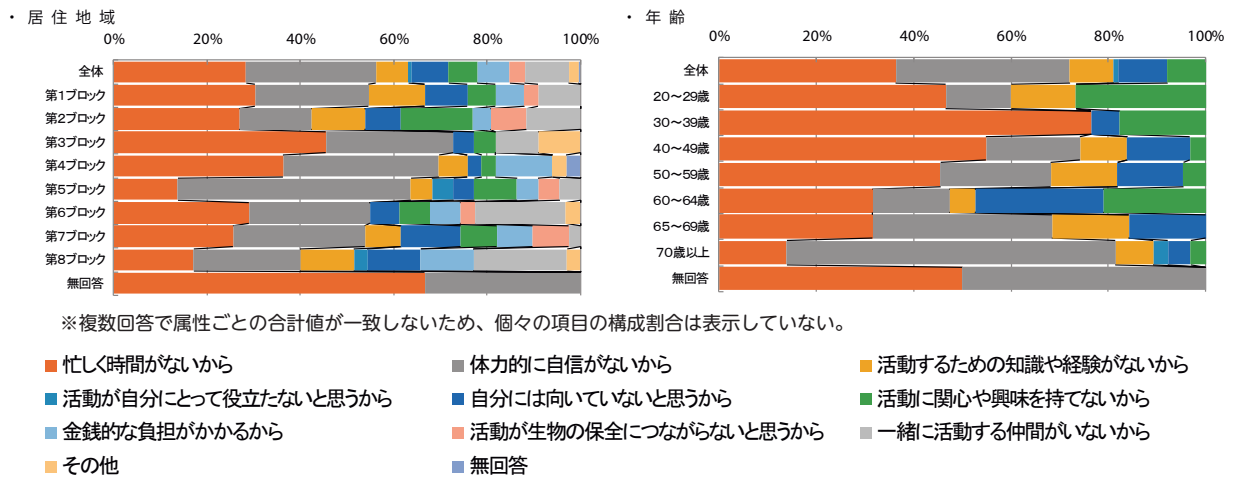




●問 63 - ①：緑や生きものを守るために参加できるもの【6つまでの複数回答】（n=780）



●問 63 - ②：参加したくない理由【複数回答】（n=780）



資料 8 緑地認定制度等について

主な緑地の保全に係る区域指定制度の概要（行為の規制（担保力））

担保力 強い		指定区域名	根拠法	指定権者	期 間	備 考	関連基礎用語集収載
	公有地化	都市計画公園 都市計画緑地	都市計画法 都市緑地法 都市公園法	市・都	恒久的な緑地の保全	都市計画区域内 市有地	○
		樹林地	東久留米市の みどりに関する 条例 都市緑地法	市	恒久的な緑地の保全	市有地	
	行為の制限 ＜許可＞	特別緑地保全地区	都市緑地法	市・都	恒久的な緑地の保全	買取り想定	○
		緑地保全地域	東京における 自然の保護と 回復に関する 条例	都	—	都の買取り想定	○
		歴史環境保全地域			—	都の買取り想定	○
		都市公園	東久留米市都 市公園条例	市	—	公有地等	
	行為の制限 ＜許可＞	生産緑地地区	都市計画法 生産緑地法	市	30年経過すると買取りの 申し出が可能	市街化区域内 500㎡以上 (条例で面積要件を 300㎡まで引き下げ 可能)	○
		特定生産緑地制度	都市計画法 生産緑地法	市	30年経過後、買取りの 申出ができる 期間が10年 延期可能 (繰り返し可)	市街化区域内 500㎡以上 (条例で面積要件を 300㎡まで引き下げ 可能)	
	行為の制限 ＜届出＞	緑地保全地域	都市緑地法	市・都	—	—	○
		緑地保護区域	東久留米市み どりに関する 条例	市	—	概ね10,000㎡以上の 樹林地	○
		保存樹林			単年度契約	1,000㎡以上の樹林 地	○
	公開等の協定	市民緑地	都市緑地法	市 (みどり法人の 指定も市)	契約期間 5年以上	・市計画区域内300 ㎡以上 ・市またはみどり法人 との契約による(認定 緑地) ・市またはみどり法人 等が管理を行う	○
		森の広場	東久留米市み どりに関する 条例	市	借り上げ 単年度契約	—	○
緩い							



資料 9 第二次緑の基本計画中間見直しの経緯

1. 東久留米市環境審議会規則

(目的)

第1条 この規則は、東久留米市環境基本条例（平成16年東久留米市条例第3号。以下「条例」という。）第20条第5項の規定に基づき、東久留米市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 審議会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者等 4人以内
- (2) 市民 5人以内
- (3) 事業者 2人以内
- (4) 環境関係行政機関の職員 1人

(会長及び職務代理者)

第3条 審議会に会長及び職務代理者を置く。

- 2 会長は、前条に規定する委員のうちから、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 職務代理者は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 職務代理者は、あらかじめ委員の中より会長が指名する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会の会議は、公開を原則とする。ただし、出席委員の過半数が必要と認めるときは、これを非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第5条 会長は、審議会の運営上必要と認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会の設置)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、部会を設置することができる。

- 2 部会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、環境部環境政策課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2. 東久留米市第二次緑の基本計画中間見直し検討部会設置要綱

(設置)

第1 東久留米市第二次緑の基本計画（平成25年4月策定。以下「第二次計画」という。）の中間年度（平成29年度末）における見直しを行うため、東久留米市のみどりに関する条例第2条の規定に基づき、東久留米市環境審議会（以下「審議会」という。）において検討を行うものとし、東久留米市環境審議会規則第6条に基づく東久留米市環境基本計画検討部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 部会は次に掲げる事項について調査及び検討を行い、その結果を審議会に報告する。

- (1) 第二次計画の中間見直しに関すること。
- (2) (1) と合わせた生物多様性地域戦略の策定に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、審議会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3 部会は、委員12名以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから東久留米市長が委嘱する。

- (1) 東久留米市審議会委員 2名以内
- (2) 東久留米市市民環境会議委員 2名以内
- (3) 生物の保全に関する市民活動団体 4名以内
- (4) 公募市民 2名以内
- (5) 東久留米市庁内環境委員会委員 2名以内

(任期)

第4 委員の任期は、委嘱の日から第2の規定による報告が完了する日までとする。

(部会長及び副部会長)

第5 部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長及び副部会長は、委員の互選により選出する。
- 3 部会長は、部会を代表し会務を総理する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 部会は、部会長が招集する。

- 2 部会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは部会長が決する。
- 4 部会長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見等を聴くことができる。

(幹事会)

第7 本部会での議案整理のため幹事会を設置することができる。幹事会は、部会長、副部会長および委員若干名で構成する。

(謝金)

第7 委員には、予算の範囲内で謝金を支給する。

(庶務)

第8 部会の庶務は、環境安全部環境政策課において処理する。

(委任)

第9 この要領に定めるもののほか、部会の運営において必要な事項は、部会長が定める。

付 則

- 1 この要領は、平成28年10月3日から施行する。
- 2 この要領は、第2の規定による報告をもって廃止する。



3. 東久留米市環境審議会委員名簿

構 成	氏 名	所 属 ・ 住 所	備 考
学識経験者 4名以内	オオヤマ クニオ 大山 久仁夫	元東久留米市農業委員会委員	
	シゲトウ さわ子 重藤 さわ子	東京工業大学 グローバルリーダー教育院 特任准教授	
	スギハラ ヒロヤス 杉原 弘 恭	(学) 自由学園 大学部 (最高学部) 特任教授	
	ミヤガワ マサタカ 宮川 正 孝	元東京都庁職員	
公募市民 5名以内	イノマタ リョウコ 猪股 良子	滝山六丁目	
	サイトウ トモヤ 齋藤 朋 矢	学園町二丁目	
	ハマナカ フユキ 濱 中 冬 行	野火止二丁目	
	ミトベ ケイイチ 氷戸部 啓一	氷川台一丁目	
	ミマ ユウコ 三 間 優 子	氷川台二丁目	
事業者2名以内	ソウ トモユキ 宗 友 之	コカ・コーラボトラーズ ジャパン株式会社多摩工場	
	ウシタニ マサヒロ 牛谷 昌 弘	イオンモール株式会社 イオンモール東久留米	
環境保全等に関する 行政機関の職員1名	オオツバ ミツル 大坪 ミツル	東京都環境局 多摩環境事務所	

4. 東久留米市第二次緑の基本計画中間見直し検討部会委員名簿

構 成	氏 名	住 所	備 考
環境審議会	スギハラ ヒロヤス 杉 原 弘 恭	西東京市 ひばりが丘一丁目	(学) 自由学園 大学部 (最高学部) 特任教授
	ミトベ ケイチ 水戸部 啓一	氷川台一丁目	
市民環境会議	トヨフク マサミ 豊 福 正 己	野火止三丁目	
	スガヤ テルミ 菅 谷 輝 美	南沢三丁目	
生物の保全に関する 市民活動団体	シモムラ ヒロユキ 下 村 央 行	清瀬市元町二丁目	東久留米自然ふれあい ボランティア
	タカハシ キヨジ 高 橋 喜 代 治	中央町一丁目	東久留米水辺の生きもの 研究会
	オオツカ チカ子 大 塚 ち か 子	学園町一丁目	(学) 自由学園 環境文化創造センター顧問
	タナカ ジュンコ 田 中 潤 子	学園町一丁目	東久留米バードウォッチング の会 (HBWS)
公募市民	クサカリ ヒデノリ 草 刈 秀 紀	前沢二丁目	
庁内環境委員会委員	フルサワ タケヒコ 古 澤 毅 彦		都市建設部管理課長
	ヨシカワ マサツグ 吉 川 雅 継		都市建設部施設建設課長 (平成29年3月31日まで)
	タケウチ コウジ 武 内 浩 司		都市建設部施設建設課長 (平成29年4月1日から)



5. 第二次緑の基本計画中間見直しの経緯

年 月	検討委員会など
平成28年9月15日	平成28年度第1回東久留米市環境審議会 ・東久留米市第二次緑の基本計画中間見直しについて ・第二次緑の基本計画中間見直し検討部会委員の選出について ・かんきょう東久留米27年度版について
平成28年10月21日	第1回東久留米市第二次緑の基本計画中間見直し検討部会 ・検討部会について ・部会長、副部会長の選出 ・計画策定スケジュールについて ・緑の基本計画中間見直しについて ・生物多様性地域戦略について
平成28年12月9日	第2回東久留米市第二次緑の基本計画中間見直し検討部会 ・緑の基本計画中間見直し ・課題の整理 ・緑被の経年変化調査結果 ・現計画の進捗状況 ・新たな関連計画、法制度 ・生物多様性地域戦略 ・全体の理解 ・生物多様性の理解 ・関連計画の確認と整理、環境基本計画・緑の基本計画等 ・課題の整理 ・生物調査結果及び生息環境状況 ・近隣の緑地等 ・主な課題
平成28年12月26日	平成28年度第2回東久留米市環境審議会 ・かんきょう東久留米27年度版について ・東久留米市第二次緑の基本計画中間見直しについて ・水質汚濁に係わる環境基準水域類型の指定及び見直しについて ・平成28年度予算執行について
平成29年1月27日	第3回東久留米市第二次緑の基本計画中間見直し検討部会 ・緑の基本計画中間見直し ・目標、施策の検討 ・生物多様性地域戦略 ・生物多様性の理解 ・目標、方針の検討（目的、対象地域等の確認） ・市民アンケートについて ・環境類型区分の指定について ・環境シンポジウムについて
平成29年2月24日	第4回東久留米市第二次緑の基本計画中間見直し検討部会 ・市内の野鳥の生息状況について ・基本計画の骨子について ・市民アンケートについて ・環境シンポジウムについて ・生き物マップについて
平成29年3月30日	平成28年度第3回東久留米市環境審議会 ・東久留米市第二次緑の基本計画中間見直しについて ・都市緑地法、生産緑地法等の改正について ・生き物調査の実施結果について ・空き家等実態調査結果について ・平成29年度環境政策課予算（要求）概要について
平成29年4月28日	第5回東久留米市第二次緑の基本計画中間見直し検討部会 ・生き物調査報告 ・都市緑地法等の一部を改正する法律案について ・骨子案の検討（保留事項、他会議の意見を踏まえ） ・計画体系 ・基本理念、将来像、基本方針、施策体系 ・目標 ・「地域戦略」の目的・方針・対象地域 ・施策内容の検討

年 月	検討委員会など
平成29年8月3日	第6回東久留米市第二次緑の基本計画中間見直し検討部会 ・骨子案の検討 ・計画体系の再整理 ・施策内容等 ・指標種（環境タイプと主な生物種）について ・主な生物種選定の目的と選定後の取り組み ・主な生物種例 ・環境シンポジウムについて
平成29年9月22日	第7回東久留米市第二次緑の基本計画中間見直し検討部会 ・骨子案の検討 ・庁内意見・市民環境会議意見等の検討 ・文言等の再考 ・指標種（環境タイプと主な生物種）について ・主な生物種の選定 ・環境シンポジウムについて
平成29年10月6日	平成29年度第1回東久留米市環境審議会 ・東久留米市第二次緑の基本計画中間見直しについて ・かんきょう東久留米28年度版について ・地球温暖化対策実行計画の改定について ・空き家等対策協議会の設置について ・環境シンポジウムについて
平成29年10月27日	第8回東久留米市第二次緑の基本計画中間見直し検討部会 ・素案の検討 ・環境審議会での審議内容等の検討 ・資料編の内容の検討 ・コラム・写真・表紙項目等の検討 ・指標種（環境タイプと主な生物種）について ・主な生物種の選定 ・環境シンポジウムについて
平成29年11月24日	第9回東久留米市第二次緑の基本計画中間見直し検討部会 ・素案の検討 ・東京都意見照会結果について ・コラム・写真・表紙項目等の検討 ・主な生物種（観察種・代表種）について
平成29年12月1日	平成29年度第2回東久留米市環境審議会 ・東久留米市第二次緑の基本計画中間見直しについて ・かんきょう東久留米28年度版について ・環境シンポジウムについて
平成29年12月19日 ～平成30年1月12日	パブリック・コメントの実施
平成29年12月22日	第10回東久留米市第二次緑の基本計画中間見直し検討部会 ・素案の検討 ・計画素案について ・コラム・写真・表紙項目等の検討 ・主な生物種（観察種・代表種）について
平成30年1月26日	第11回東久留米市第二次緑の基本計画中間見直し検討部会 ・素案の検討 ・計画素案・資料編について ・表紙・写真等の検討 ・主な生物種（観察種・代表種）について
平成30年2月5日	平成29年度第3回東久留米市環境審議会 ・東久留米市第二次緑の基本計画中間見直しについて ・東久留米市第三次地球温暖化対策実行計画事務事業編（案）について ・市長への答申



資料10 関連基礎用語解説

※を付した用語は本資料内に記載がある。

あ行

逸出（いっしゅつ） p.10

飼育・栽培している動植物が人の管理下から逃げ出し、野生化すること。身近な例ではペット（愛玩動物）や牧草、園芸植物の野生化がみられ、野生生物の生息・生育地が減少する原因の一つである。

遺伝的かく乱

他の地域から人為的に生きものが持ち込まれることにより、遺伝的形質の異なる同種の個体との間で交配し、長い年月をかけて形成された、地域ごとの遺伝的多様性が失われてしまうこと。身近な例では、メダカやホタルなどがあげられる。

エコツーリズム

自然環境や歴史文化を対象に、それらに与える影響を最小限におさえつつ、それらを体験し学ぶ。さらに、得られた利益を保全に還元し、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に還元し、持続可能な利用に責任を持つ観光のあり方をいう。「生物多様性国家戦略 2012-2020」においても、生物多様性の保全と持続可能な利用の推進に寄与する有効な手段であるとされている。

エコファーマー

「持続性の高い農業生産方式の導入促進に関する法律」に基づく土づくり、減化学肥料による減農薬栽培の計画を作成し、知事から認定を受けた農業者を言う。

エコロジカル・コリドー（生態的回廊） p.10

動植物の生息地（樹林地など）の間を生物が移動できるようにするための河川を含む回廊のことである。生物多様性保全の面からは、生息地となる樹林地などの面積が大きく、連続的であることが重要な要素となるため、樹林地などを生態的回廊によってつなぐことで、生物が孤立することなく、ネットワーク機能を持った生物の生息地としての役割や再生産機能を高めることができると考えられている。陸の生態系と河川・湖

沼の生態系をゆるやかにつなぐ移行帯も含まれる。移行帯による生物間の連携（水草→昆虫→鳥）は、水中の過剰な栄養塩を陸に戻すことが知られている。東久留米市第二次緑の基本計画による「水と緑のネットワーク」は、生物の生育生息地をつなぎエコロジカル・コリドーを展開させるよう考えられている。

エコロジカル・フットプリント

これは、人類が地球環境に与えている「負荷」の大きさを測る指標で、人間1人が持続可能な生活を送るのに必要な物質生産可能な地球上の面積として表わされる。

例えば、あるエコロジカル・フットプリントでは、1) 化石燃料の消費によって排出される二酸化炭素を吸収するために必要な森林面積、2) 道路、建築物等に使われる土地面積、3) 食糧の生産に必要な土地面積、4) 紙、木材等の生産に必要な土地面積、を合計した値として計算される。この場合、アメリカでは人間1人が必要とする生産可能な土地面積は5.1ha、カナダでは4.3ha、日本2.3ha、インド0.4ha、世界平均1.8haとなり、先進国の資源の過剰消費の実態を示すもので、世界全体で日本と同じような暮らしをはじめたら、地球が約2.4コ（ $4.3 \div 1.8$ ）必要となる計算になる。これは人間が地球環境に及ぼす影響の大きさとみることもできることから、「地球の自然生態系を踏みつけた足跡（または、その大きさ）」と呼んでいる。

縁崖林（えんがいらん） p.6、30、79

河川などの浸食作用でできた崖地に形成された樹林で、自然の地形を保護するとともに、崖下の湧水や動植物の生息環境などの保全に寄与している。防風、土壌流出防止、水源維持を目的に、人為的に形成されたものもある。東久留米市には、黒目川、落合川、立野川などの崖線には、古くからの縁崖林が残っている。

か行

外来種・外来生物 p.10、35、46、55、58、62、79、85、86

外来種は、もともとその地域に生育生息していな

かったのに、人の活動によって意図的・非意図的に持ち込まれ、世代を重ねて生育・生息し、定着するようになった生物種のことを言う（国内・国外由来とも）。国内にその本来の生息地又は生育地を有する「在来生物」との対比で、外来生物と呼ばれることがある。侵略的外来種の一部について、外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）に基づいて「特定外来生物」（その生物が交雑することにより生じた生物を含む）が指定されている。

外来生物法の対象とする国外外来種は、人間の移動や物流が盛んになってきた明治時代以降に導入されたものを中心に対応している。

ほかに、導入種、移入種、帰化種、帰化生物、などの語も用いられることがある。

一方、昔から人間は野生生物を自然の分布範囲を越えて移動し、定着してきた。また、作物と一緒に雑草も移動し、定着している。これらのうち、古代に人間によって移動され、適当な生育地を得て定着（帰化）したと考えられる植物は「史前帰化植物」と呼ばれている。

特定外来生物 p.58、85、90

人の命や体、生態系、農林水産業などに被害を与える生物を外来生物法に基づき、環境省が指定したもの。2018（平成30）年1月15日現在、146種が指定されている。飼育や栽培、保管、運搬、輸入、野外への放出、譲渡などが原則禁止されている。個人が違反した場合懲役3年以下または300万円以下、法人が違反した場合1億円以下の罰金などが科される。

外来種のリスト

2010（平成22）年の生物多様性条約 COP10 において、「2020年までに侵略的外来種とその定着経路を特定し、優先度の高い種を制御・根絶すること」等を含めた「愛知目標」が採択された。外来生物の中には、農作物や家畜、ペットのように私たちの生活に欠かさない生物も多くいる一方、地域の自然環境や私たちの生活環境などに大きな影響を与えるものもいて、これらを「侵略的外来種」といい、「特定外来生物リスト」で指定された。

2012（平成24）年に閣議決定された「生物多様性国家戦略2012-2020」においては、愛知目標を踏まえ、特定外来生物のみならず、我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種のリストを作成することを国別目標の一つとし、2015（平成27）年より、「生態

系被害防止外来種リスト」で種が指定されている。

外来生物被害予防三原則

1. 入れない（外国および国内の両方を含め、他の地域の生きものを入れない。）、2. 捨てない（ペットや園芸種を自然の中に捨てない。）、3. 拡げない（自然の中の生物を、他の地域に拡げない。）の3原則を言う。

確保地

東京都が区市町村と合同で策定した「緑確保の総合的な方針」※において、確保することが望ましい緑の箇所をリスト化した。そのうち、計画期間内に、緑地の買収等により保全するもの、又は、法や条例に基づいて強い規制をかけることにより確実に保全していくものを「水準1」、計画期間内に、法や条例等に基づいて許可による行為制限や税の優遇などにより保全していくものを「水準2」、計画期間内に、行為の届出や緑地の所有者との保全に関する協定を結ぶなど緩い制限により保全に取り組むものを「水準3」と位置付けたものを確保地と言う。

環境影響評価制度（環境アセスメント制度）

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発事業等の実施前に、事業者自らが事業の実施による環境への影響を調査、予測、評価してその結果を公表し、地域住民等からの意見を事業計画に取り入れることにより、公害の防止や自然環境の保全を図る制度を言う。

環境直接支払い（デカップリング）

国や地方公共団体等から、農家に直接支払われる補助金等で、特に環境保全の観点から行われるものをいう。ヨーロッパ諸国では、農業と環境や野生生物との密接なかわり及びその重要性の認識から、経済的生産性とは切り離れた農家への支援対策が制度化されており、国民的合意の基に、農家収入の50～70%がこの制度によって支えられている状況もある。日本においても1999（平成11）年の「食料・農業・農村基本法」の制定以来、農業・農村の多面的機能の発揮等への対策が重要視されている。

希少種 p.6、46、85、86

ある地域で野生状態で生育生息個体数が特に少ない生物種。一般に絶滅危惧種は、希少種として扱われ



ている。自然的要因で個体数が少ない種のほか、人為的要因で個体数が少ない種も多い。希少性に固有性などを加味して、貴重種、重要種などの一般用語が用いられることもある。近年は、以前は普通にみられた種の個体数減少による生態系の崩壊が危惧され、普通種の重要性が見直されているが、価値観の入る重要という言葉を避け、個体数による「希少種」が用いられることが多い。

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」に基づいて「国内希少野生動植物種」の指定が進められている。2018（平成30）年1月の時点で259種が指定されている。また、同年6月から施行される種の保存法では、二次的自然等に分布する絶滅危惧種保全が推進され、今後「特定第二種国内希少野生動植物種」の指定が進むことになる。この環境省が指定した野生動植物種も、略して「希少種」という。

グリーンインフラ

オープンスペースを緑地に誘導し、雨水による地下水涵養、水質改善、水と緑によるヒートアイランド現象の緩和などの機能により、まちの持続可能性と魅力を高めようとする考え方を国際的にグリーンインフラという。東久留米市が誇る湧水も雨水が源となっていることから、グリーンインフラの持つ意味は大きい。

黒目川上流域親水化事業（東久留米市） p.5

黒目川上流域を下水道雨水幹線として整備することに併せ、水に親しむ親水機能を付加した良好な水辺空間の創造を図ることを目的に、黒目川上流域に地域特性を踏まえた3つのゾーンを設定した。「保全ゾーン」では、良好な緑地環境を保全しつつ、より市民が親しめるような整備、「創造ゾーン」では、市民が憩える川を新たに創造し、治水安全性を考慮した整備、「復元ゾーン」では、神社などがあることから、自然環境を生かし市民が憩える場とし、武蔵野の風景を復元することを目指して整備された。

公園緑地等 p.12、62、67

都市（計画）公園※に、都市公園に準ずる緑地を加えたもの。

高木層

森林の高木の優占する群落である。降水量が適量以上の地域に成立する。

固有種・固有生物

ある地域にのみ生育・生息する生物種。東久留米市に固有種の存在は、確認されていない。しかし種内の遺伝的多様性については、地域固有の変異の存在可能性も考えられる。

なお、種苗関係の用語として、在来種や伝来種などの固定種と一代雑種（F1）がある。固定種は、自然淘汰と人間の選抜により、代々同じ形質が受け継がれている種で、形質（味や形）が固定されたものを指す。一代雑種は、雑種強勢によって生育旺盛で、また生育が斉一になりやすいことから、現在、多く使用されている。F1種子は、通常種苗会社からの購入となる。

さ行

市街化区域・市街化調整区域 p.22、41

都市計画法では、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、必要がある時は、都市計画に、市街化区域と市街化調整区域の区分を定めることができるとされている。市街化区域は、「すでに市街地を形成している区域及びおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」のことである。一方、市街化調整区域は「市街化を抑制すべき区域」のことである。（2022年問題、生産緑地地区、田園住居地区、都市農業振興基本法も参照）

自然資本

自然環境を国民の生活や企業の経営基盤を支える重要な資本の一つとしてとらえる考え方である。自然資本は、森林、土壌、水、大気、生物資源など、自然によって形成される資本（ストック）のことで、自然資本から生み出されるフローを生態系サービスとして捉えることができる。自然資本の価値を適切に評価し、管理していくことが、国民の生活を安定させ、企業の経営の持続可能性を高めることにつながると考えられている。

市民緑地 p.30、44、62、76

都市緑地法に基づき、土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体又は緑地管理機構が契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度である。これにより、地域の人々が利用できる公開された緑地が提供されるほか、優遇税制により土地所有者の所有コストが軽減される。

⇒資料編「主な緑地の保全等に係る区域指定制度の概要」(P113) 参照

借地公園

都市公園法に基づき、民間の土地所有者と地方公共団体が貸借契約を結んだ土地に公園整備を行う制度である。期間限定の都市公園を設置することが可能になり、市街地にある企業等の未利用地を積極的に活用した都市公園整備を可能にするとともに、優遇税制により土地所有者の所有コストが軽減される。

順応的管理（アダプティブ・マネジメント）

不確実性を伴う対象を取り扱うための考え方・システムで、特に野生生物や生態系の保護管理によく用いられる概念である。多様な利害関係者の下、できるかぎり科学的なデータに基づき、PDCAサイクルのプロセスを繰り返して進めて行くが、市民、管理者、研究者の間の緊密かつ継続的な情報交換、相互教育が必要とされている。生態系は、ある働きかけに対してどうなるかを確実に予測することが難しく、この問題に対する完全な解決は難しいとされている。そこで当初より「生態系が不確実なもの」という認識を持ち、「当初の予測がはずれるという事態が起こりうる」ことをあらかじめ管理システムに組み込み、恒常的なモニタリングを行いながら、結果に合わせて対応を柔軟に変えていくという考え方をいう。

植物分類

従来の植物分類には、形態のみによる「エングラー体系」が用いられてきた。近年、ゲノムなどのDNA塩基配列情報を加えた新分類体系を被子植物の研究グループ（APG）が開発し、新しい図鑑や博物館の標本にもAPGIIIが用いられている（参考：日本植物分類学会 グリーンリスト）。

新東京百景 p.28

東京都が、1982（昭和57）年に「都民の日」制定30周年を記念して、都内の都市や自然の景観、名所・旧跡の中から、都民の公募のもとに100の景勝地を選定した。

侵略的外来種

外来種の中で、導入された場所の条件が生息環境に合致し、その場所の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれのあるものを、特に侵略的外

来種と言う。

国際自然保護連合（IUCN）や環境省及び農林水産省でリスト化されている。

水文地形（すいもんちけい）

水循環プロセスと地域の地質や土壌、植生、土地の履歴の相互作用によって形成された地形のことである。

生産緑地地区 p.12、33、62、66、68、74

生産緑地法、都市計画法に基づき、農林業との調和を図ることを主目的とした地域地区の一つである。土地所有者は農地等として管理する義務を負い、土地に係る税制の優遇措置を受けることができる。（2022年問題、田園住居地区、都市農業振興基本法も参照）

⇒資料編「主な緑地の保全等に係る区域指定制度の概要」(P113) 参照

生態系 p.6、10、13、14、35、38、46、49、50、55、58、79、86

植物（生産者）動物（消費者）菌類（分解者）などの連鎖とそれらの生活の場である大気、水、土壌、地形・地質などの環境とが、物質・エネルギーの循環により関連づけられた系（システム）をいう。生態系は、不均一で多様な部分を内包し、時間と共に変化する、非平衡で不安定で不確実性の大きな複雑な系である。

生態系サービス

生物多様性がもたらす「自然の恵み」である。厳密には、生物と地形や地質などの非生物からなる生態系の作用・機能のうち、人が恩恵を受ける生態系からの財・サービス（酸素や水の供給、土壌が支える農作物の供給・洪水防止機能、湧水による気温安定や、水と緑の景観、など）をさす。自然が持続的に、循環・再生産できる範囲からの恵み（ストックから得られるフロー）を人が消費している間は、将来にわたって享受することができる（自然資本の項参照）。そのためには、自然の保全への努力が必要となる。生物多様性の保全もその一環である。

環境省の「生物多様性及び生態系サービスの総合評価報告書」においては生態系サービスの評価を行っているが、ここ数年減少傾向にある。

生物指標

生態学的によく研究され、生息できる環境条件が限られていることが判明している生物の生息状況や変化



などを参考にして、ある地域の環境の質などを類推・評価することを言う。

生物相 p.79

ある地域に生育・生息する生物種の全体を生物相という。共通の自然環境のある隣接した地域の生物相は、類似のものであることが多い。

生物多様性 p.13、14、33、34、39、45、46、47 51、52、58、64、87、88、100、110、115、118

生物多様性とは、さまざまな生態系が存在すること、また生物の種間および種内にさまざまな差異が存在することをいう。その地域における遺伝子・種・生態系(生態的プロセスを含む)の総体であることから、生物のみならずその生息・生育地の多様性の保全が必要とされる(国連生物多様性保全戦略)。

生物多様性の定義には色々あるが、遺伝子、個体群、種、生息・生息場所、生態系、それらが織りなす(生態学的)景観、生態的プロセスなどの多様性を含み、生物の豊かさを包括的にあらわす概念である点は共通している。

わが国は1992(平成4)年のリオデジャネイロの地球環境サミットで気候変動枠組条約、森林原則声明とともに生物多様性条約に加盟したことから、国内法(生物多様性基本法)が2008(平成20)年に制定された。それにより国家戦略(生物多様性国家戦略)や地域戦略(生物多様性地域戦略)の策定が行われてきている。生物多様性は、生態系が提供する「生態系サービス(自然のめぐみ)」の基盤でもある。

生物多様性地域戦略は、人間活動の拡大(開発)・縮小(放置)、人間が持ち込んだ外来種や化学物質、気候変動など生物多様性に影響を与える直接的・間接的要因に、地域で出来る範囲で介入し、自然環境(生態系)の維持・再生を目指すものである。生物多様性国家戦略の中では、生物多様性の保全と持続可能な利用の重要性を社会に浸透させるために地域戦略の策定は不可欠との認識が示されている。

生物多様性の危機

生物の多様性は、自然の変動の他に人間が行う開発等による生物種の絶滅や生態系の破壊、社会経済情勢の変化に伴う人間の活動の縮小による里山等の劣化、外来種等による生態系のかく乱等の危機に直面し、多くの生物種の個体群が衰退するとともに、遺伝的な変異を失い、同時に豊かな生態系や景観をも喪失しつつ

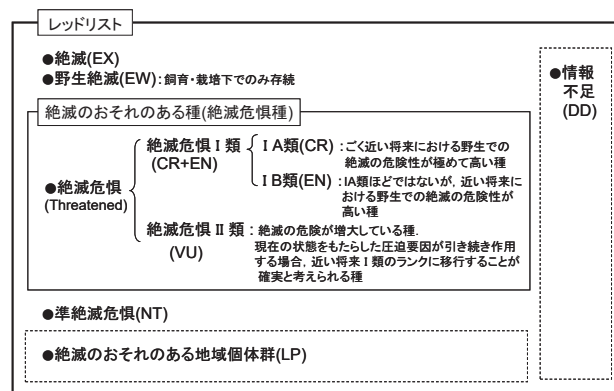
ある。また、地球温暖化等の気候変動は、それへの適応速度の違いから生物間の関係や、生物の生活の場の物理的プロセスに大きな影響を与えることから、地球温暖化の防止に取り組むことが生物の多様性の保全の観点からも大きな課題となっている。(生物多様性基本法前文参照)

絶滅危惧種 p.46

絶滅の危機に瀕している種又は絶滅の危機が増大している種のこと(→希少種参照)。環境省では、1997(平成9)年に、IUCN(国際自然保護連合)が採択した新しいカテゴリーに準じて、定性的要件と定量的要件を組み合わせた下記のカテゴリーを策定した。

レッドリスト p.6、86

絶滅のおそれのある野生生物の種(絶滅危惧種)の一覧。レッドリストに掲載された種について、生態・分布・生息状況などの詳細な情報を掲載したレッドデータブックが作成されている。IUCN(国際自然保護連合)が作成する世界規模のレッドリスト(IUCN絶滅のおそれのある生物種のレッドリスト)をもとに、世界各国・地域で独自のリストが作成・公表されている。日本では環境省や各都道府県および日本哺乳類学会などの学術団体がそれぞれ独自のレッドリストを作成している。東京都では、本土部(区部および多摩(北・南・西))、島しょ部(伊豆・小笠原)に分けて作成されている。市町村でも作成しているところがある。



草本層

樹林の主に地表面に生育する草本性の植物等からなる層のことである。樹林内の土壌保全に重要である。

た行

多自然川づくり

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うことをいう（2006年「多自然川づくり基本指針」）。中小河川では、護岸は原則設置せず、必要な個所に限定して設置することとなった（2010年「中小河川に関する河道計画の技術基準」）。

多摩六都科学館

東久留米市が属している北多摩北部広域行政圏協議会でも近隣4市（小平市、東村山市、清瀬市、西東京市）とともに、圏域のみどりの保全を推進している。5市共同運営している多摩六都科学館（1994開館）は、2012年にリニューアルで導入されたプラネタリウムは、最も多くの星を投映するプラネタリウムとして世界一に認定されている。この施設では、地域の自然史博物館の機能をも担っている。

地区計画制度 p.35、44、55

地区レベルのまちづくりの要請に応え、比較的小規模の地区を対象に建築物の形態、公共施設の配置などをきめ細かく定め、その地区にふさわしい良好なまちづくりを進めるための制度である（都市計画法）。

田園住居地域 p.42

2017（平成29）年に都市計画法が一部改正されて、新たに設けられた地域制度。農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域。第一種・第二種低層住居専用地域の一環として追加された。

東京における自然の保護と回復に関する条例（東京都）

市街地等の緑化、自然地の保護と回復、野生動植物の保護等の施策を推進することにより、東京における自然の保護と回復を図り、もって広く都民が豊かな自然の恵みを享受し、快適な生活を営むことができる環境を確保することを目的として昭和47年に制定されたものである。その後の自然環境や自然保護行政の変化に対応し、「都市と自然が調和した豊かな東京」の実現をめざして、平成13年に全面改正されている。

都市計画公園・都市計画緑地 p.18、31、36、57、68

都市計画法に基づく都市施設で、都市環境の改善、都市の防災性の向上等に寄与する目的で計画的に配置する公園・緑地。整備後は、都市公園法で告示し、都市公園や都市緑地として管理される。都市公園法に基づく公園・緑地には、都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする総合公園や、もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする街区公園などがある。

⇒資料編「主な緑地の保全等に係る区域指定制度の概要」（P113）参照

都市農業振興基本法 p.12、42

2015（平成27）年に都市農業（市街地およびその周辺の地域において行われる農業）の提供する、新鮮な農産物の供給、災害時の防災空間、良好な景観の形成、国土・環境の保全、農業体験・学習、交流の場などの多面的機能の発揮により、都市農業の安定的な継続を図るとともに、良好な都市環境の形成に資することを目的とするもの。人口減少社会の到来を迎え、従来の都市計画地域での農地を宅地や公共用地の種地として考える背景の方向転換したもの。背景に、柳窪の市街化区域の市街化調整区域への逆線引きや、大都市近郊自治体の農のある景観条例や都市農地の保全への動きがあった。

都市緑地法 p.2、18、36、64、76、118

1973（昭和48）年に都市緑地保全法として制定され、2004（平成16）年に都市緑地法に改正された。都市における緑地の保全及び緑化の推進に必要な事項を定め、良好な都市環境の形成を図ることを目的としている。

トラスト制度

19世紀の英国において、産業革命とともに急速に自然が失われるなか、市民が発案した仕組みで、国民のために、国民自身の手で大切な自然環境という資産を寄付や買い取りなどで入手し、守っていくことを基本理念としている。これをお手本に、わが国でも様々な地域で、市民などから広く寄附を募り、それを資金として土地等を取得し、優れた自然環境などを、市民共有の財産として末永く保全する制度が生まれている。



な行

2022 年問題 p.12

高度成長期、都市近郊の無秩序な開発を避けるために都市計画法で市街化を図る市街化区域※と保全を図る市街化調整区域※が設けられ、市街化区域内農地の宅地化の促進と周辺宅地との税負担の均衡を図る観点から地方税が改正され「宅地並み課税」が実施された。その後、1992（平成 4）年に生産緑地法改正で、農地は宅地化を進める農地（特定市街化区域農地＝宅地化農地）と市街化区域内で保全する農地としての生産緑地とに分けられた。市内では多くの農地が生産緑地※に指定された。生産緑地は指定から 30 年を過ぎると指定（税の優遇に対する営農義務）の解除ができるため、農地の減少が一斉に進むことが懸念されている。（田園住居地区、都市農業振興基本法も参照）

農の風景育成地区（東京都） p.41、42

東京の農地は、食料生産の場だけではなく、潤いのある風景の形成や、災害時の避難の場としても役立つ貴重なオープンスペースであり、多面的な機能を果たしている。減少しつつある農地を保全し、農のある風景を将来に引き継ぐために、東京都が創設した制度を基に、農地や屋敷林などが比較的まともに残る地区を指定し、区市町と協力して、農地等の保全を図るために都市計画制度などを積極的に活用し、地域のまちづくりと連携しながら農のある風景を保全、育成していくものである。

は行

保存樹木・保存樹林（東久留米市） p.12、22、29、35、41、54、62、77

東久留米市のみどりに関する条例に基づき、良好な環境を確保するため、規則に定める基準に該当する緑地保護区域内における樹木または樹林の所有者の同意をえて、市長が指定する制度であり、伐採には市への届出が必要になる一方、保全に係る費用の一部が補助される。現在、約 600 本の保存樹木、4 箇所の保存樹林などを指定している。

⇒資料編「主な緑地の保全等に係る区域指定制度の概要」（P113）参照

ま行

水循環 p.2、19、52

水が、蒸発、降水、流下又は浸透により、海域等に至る過程で、地表水又は地下水として河川の流域を中心に循環することをいう（水循環基本法の定義）。生態学的には、地圏、大気圏、生物圏、水圏を水が液体、気体、固体と相を変えながら循環することを指す。

緑確保の総合的な方針 p.18

東京に残された樹林地や農地等の緑が減少を続けている状況を重要な課題ととらえて、東京都が本市を含む区市町村と合同で、2010（平成 22）年 5 月に策定したものである。この方針は、10 年間に確保する緑やまちづくりの中で創り出す緑を明らかにするほか、緑確保の取組等を更に進めるための新たな施策を提示したものである。

みどりの基金（東久留米市） p.12、35、36、50、51、55、57

東久留米市みどりの基金条例にもとづいて、緑地保全・緑化推進を図るための資金を蓄えていくための制度である。市民からの寄付や宅地開発時の公園・緑地整備に代えて納付される開発事業者からの寄付によって積み立てられ、樹林地等の取得に用いられている。

森の広場（東久留米市） p.3、5、8、9、31、33、36、62、68、76

都市公園や緑地の不足を補うため、本市が民有地の樹林地を借上げ、森の広場として開放しているものである。現在、7 箇所の森の広場を開放している。

⇒資料編「主な緑地の保全等に係る区域指定制度の概要」（P113）参照

や行

屋敷林保全プロジェクト（東京都）

東京都が区市町村と合同で策定した「緑確保の総合的な方針」※において、「既存の緑を守るための新たな取組」として位置付けられたプロジェクトの 1 つである。屋敷林は、武蔵野らしさやその地域らしさを感じることのできる貴重な存在となっており、個人の資産ではあるが、今日の環境形成への重要性に照らして、地域共有の緑の資産として、保全していくことが重要であることを踏まえ、土地保有コストの負担軽減、開発や相続時における対応、屋敷林保全の普及・啓発など、総合的に取り組むプロジェクトである。

湧水（ゆうすい） p.2、3、4、5、6、7、8、9、10、14、15、19、20、22、25、28、30、31、35、37、39、50、54、56、62

自然に地表に湧出している地下水。東久留米市では関東ローム層から雨水を源として湧出している。

湧水点（東久留米市 市民環境会議水とみどり部会） p.37

東久留米は都内有数の湧水があるまちで、市民環境会議水とみどり部会では、4年間の市内全域の湧水調査の結果、70箇所の「湧水点」を特定している。ここでいう「湧水」とは、「地下水が自然状態で地表に流出したもの、もしくは地表水に流入するもの」とし、DO（溶存酸素濃度）が8mg/L以下、水温15℃～20℃を目安としている。また、目視で観測して約50㎡/日以上出ている個所を「湧水点」とした。水とみどり部会では、現在も、渇水期（3月）と豊水期（11月）に湧水の確認調査を続けている。また市では、主な湧水点の水質・水量調査も行っている。なお、地下水は地中での滞留時間が長いと有機物の分解等に酸素が使われDOは低くなることから、地下水の状態を探るひとつの目安となる。

ら行

緑地協定 p.12

都市緑地法に定められており、都市計画区域内において相当規模の団地の土地において全員合意で緑を保全または創出を協定の締結によって実現させていく制度のこと。

緑地保護区域（東久留米市） p.62、68、77

東久留米市のみどりに関する条例に基づき、自然環境の保全を図るため必要があると認めるときに、市長が、審議会に諮って指定する区域である。建築行為など一定の行為の制限などにより緑地を保護する制度である。現在、市内では南沢緑地保全地域周辺に指定がある。⇒資料編「主な緑地の保全等に係る区域指定制度の概要」（P113）参照

緑地保全計画（東久留米市） p.3、5、12、18、33、36、56、57

「東久留米市第二次緑の基本計画」において「雑木林の保全と活用」が重要施策の1つとして掲げられている。その具体的な施策として「緑地保全計画の策定と保全」が位置づけられており、市独自の計画として2016（平成28）年3月に策定されたものである。「都市緑地法」※において作成することが規定されている

「緑地保全地域※内の緑地の保全に関する計画」である「緑地保全計画」とは異なる。

緑被率 p.12、33、68

ある地域における緑地（被）面積の占める割合のことで、緑の量を把握するための指標。航空写真の判読によるもので、目視される緑のイメージに近い。例えば、農地の面積については、①航空写真の判読による緑被率によるもの、②固定資産台帳によるもの、③登記簿による地目によるものの3種類がある。地目ベースではその上に建物が建っていることがある。

緑地保全地域（都市緑地法）

緑地保全地域は、都市計画法における地域地区の一つ。里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する制度である。⇒資料編「主な緑地の保全等に係る区域指定制度の概要」（P113）参照

特別緑地保全地区（都市緑地法） p.5、33、45、57

特別緑地保全地区は、都市計画法における地域地区の一つ。無秩序な市街化の防止、公害または災害の防止、動植物の生息・生育地等となる緑地の保全を目的として、都市における良好な自然的環境となる緑地を指定し、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度である。東久留米市では、黒目川越処橋が指定されている。

⇒資料編「主な緑地の保全等に係る区域指定制度の概要」（P113）参照

緑地保全地域及び歴史環境保全地域（東京都） P.10、14、22、24、25、26、30、31、33、36、52、58、62、68、76

緑地保全地域及び歴史環境保全地域（総称して「保全地域」という。）は、「東京の自然と保護の回復に関する条例」に基づき、「良好な自然地や歴史的遺産と一体となった樹林などを保全地域に指定し、都民の大切な財産として末永く残していくため」に指定されるものである。東京都が指定する保全地域は、都内に50箇所（2016（平成28）年4月現在）あり、その内8箇所が東久留米市内にある。

⇒資料編「主な緑地の保全等に係る区域指定制度の概要」（P113）参照

写真等提供者

表紙写真／野火止用水緑地保全地域のクヌギの萌芽（第二次計画策定時）、カルガモ、落合川いこいの水辺：小松原昌男氏

現在の保全地域：豊福正己氏

裏表紙写真／柳窪の農地と屋敷林、冬の落合川、南沢緑地保全地域内の沢頭湧水、落合川の川遊び：小松原昌男氏

ヒラタクワガタ、キツネノカミソリ：下村央行氏

ホトケドジョウ、落合川の生きもの調査、雑木林の少年：高橋喜代治氏

文中写真提供／小松原昌男氏、佐藤正康氏、下村央行氏、杉原弘恭氏、高橋喜代治氏、豊福正己氏、宮脇昭氏

自由学園資料室、東久留米市郷土資料室

P53チラシデザイン／伊藤瑞希氏、大塚萌氏

東久留米市第二次緑の基本計画中間見直し

東久留米市生物多様性戦略

発行年月 平成30年3月

発行 東久留米市

編集 東久留米市環境安全部環境政策課

〒203-8555 東京都東久留米市本町三丁目3番1号

電話：042-470-7777(代表) FAX：042-470-7809

E-MAIL：kankyoseisaku@city.higashikurume.lg.jp
